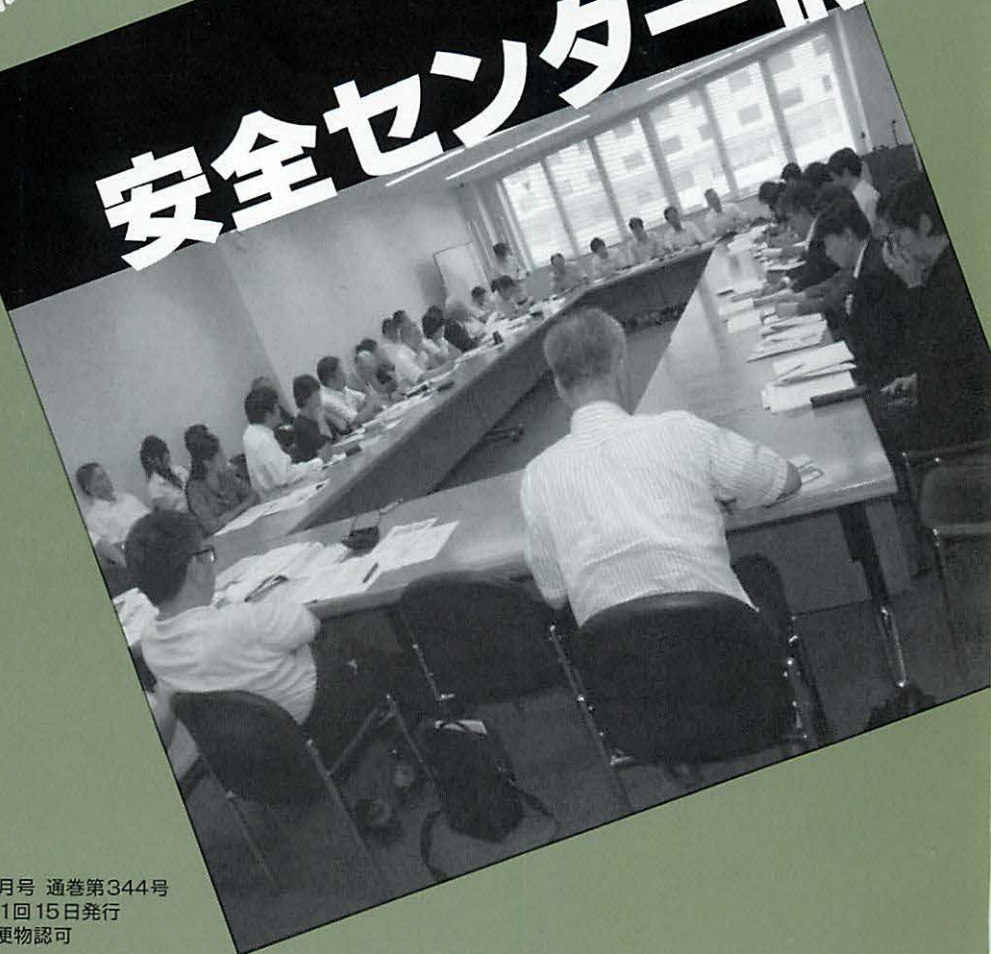


2007 11

SHRC GNC JC

安全センター情報



安全センター情報2007年11月号 通巻第344号
2007年10月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

特集● 全国安全センターの厚生労働省交渉

写真：全国安全センターの厚生労働省交渉

爆発！ 拡大するアスベスト被害 クボタショックから2年、そして、これから...

格差と隙間のない補償と救済、
アスベストのない社会の実現をめざし、
被害者と支援者の思いが繋がった集会報告集。



編著
アスベスト被害尼崎集会実行委員会
定価 1470円 (本体1400円+税)
A5判・200ページ・ソフトカバー
ISBN978-4-939042-33-1

アスベストショック クボタショックから2年 写真と報告でつづるアスベスト被害尼崎集会

主な内容

アスベスト公害の原点 クボタショック
アスベスト被害 各地の状況
兵庫県尼崎市／横浜市鶴見区／大阪府泉南地域／大阪府河内長野市
奈良県斑鳩町・王寺町／岐阜県羽島市
アスベスト被害をめぐる医療・法律・補償の現状

発行 株式会社 アットワークス

大阪市中央区谷町-1-7-3 天満橋千代田ビル8階
TEL:06-6920-8626 FAX:06-6944-9807
<http://www.atworx.co.jp/works/pub/33.html>



【特別価格 1,260円 (本体 1,200円 + 税、送料込。但し、代金振込手数料別)】での購入申込書

- ①中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 ②中皮腫・じん肺・アスベストセンター、
③全国安全センター及び各地域センター の各会員向け

(ファックスの場合上記のいずれかに○をつけていただき、以下の〈お届け先〉各項目にご記入の上、ご注文下さい。電話、電子メールでのご注文の場合は、上記会員である旨をお知らせ下さい。)

〈お届け先〉

氏名又は団体名：

住所：〒

電話： - - FAX： - -

注文冊数： 冊

※本書送付の際に請求書、振込用紙を同送いたします。

FAX:06-6944-9807

特集／全国安全センターの厚生労働省交渉

石綿労災認定事業場名 不開示方針ようやく撤回へ

健康管理手帳委託医療機関は公募制

全国安全センター事務局長 古谷杉郎 2

安全衛生・労災補償に関する要望書及び交渉の記録

A. 全般的事項	12
B. 労働安全衛生関係	17
C. 労災補償関係	26

連載54—塩沢美代子

語りつぎたいこと

52

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

台湾における石綿管理対策の現状及び展望 56

各地の便り/世界から

防衛省●自衛官のアスベスト被害すでに3件	62
兵庫●脳内出血認定、警備システムが決め手に	62
東京●宅急便倉庫で働く日系ペルー人の組織化	64
千葉●外国人労組、職場改善に取り組む	65
京都●外国人労災、RSDで障害等級9級認定	66
韓国●石綿健康管理手帳の交付要件緩和	67

石綿疾患労災認定事業場名 不開示方針ようやく撤回へ 健康管理手帳委託医療機関は公募制

古谷杉郎

全国安全センター事務局長

全国安全センターの今年度の厚生労働省交渉は、9月20日に行われた。第18回総会議案の活動方針にあるように(8月号67頁参照)、1997年以来独自に窓口を開いて、毎年厚生労働省交渉を行ってきた。現場に根差した建設的な提案をしつつ、着実に一定の成果を引き出しているものの、一方で、厚生労働省側のその場しのぎの不誠実な対応に腹立たしい思いをしていることも事実。そこで10年目の節目として、国会議員らの同席を得るかたちで設定して、マンネリ化を打破したいと考え、衆議院第一議員会館第4会議室を会場にした。

幸い、阿部知子・衆議院議員(社民党)と、7月に初当選したばかりの川田龍平・参議院議員(東京HIV訴訟原告)の両議員が、合計3時間30分の長丁場の大部分を同席してくださり、他にも数名の議員秘書が参加していただいた。

全国安全センター側は、天明佳臣・議長、井上浩・顧問をはじめ、全国から31名の代表が参加。厚生労働省側の参加者も25名にのぼった。

要請事項は、従来どおり以下の3本の柱に分類

したが、Cの時間を十分確保するために、AとBを合わせて1時間、Cについて2時間、という時間配分で行った。要望事項および主な回答とやり取りは、12頁以下の交渉記録を参照されたい。

- A. 全般的事項
- B. 労働安全衛生関係
- C. 労災補償関係

石綿労災認定事業場名の公表①

8割分が公表されていない

今回最大の争点となったのは、「石綿曝露作業に係る労災認定事業場一覧表の2005年度、2006年度分のデータの公表」である。

石綿関連疾患の労災認定は、クボタ・ショック後に激増した。詳しくは別表のとおりだが、大雑把に言えば、クボタ・ショック以前—2004年度以前の累積認定件数とほぼ同じ件数が2005年度1年間だけで認定され、2006年度は1年間でおよそその2倍



前列左から飯田勝泰・事務局次長、井上浩・顧問、天明佳臣・議長、阿信知子・衆議院議員

石綿関連がんの労災認定件数

年 度	2004 以前	2005	2006	労災 認定 合計	公表対 象率①	2006 時効救済	総合計	公表対 象率②
中皮腫	502	503	1,006	2,011	25.0%	569	2,580	19.5%
肺がん	354	219	790	1,363	26.0%	272	1,635	21.7%
合 計	856	722	1,796	3,374	25.4%	841	4,215	20.3%

一わづか2年間(実際には1年半)のうちに、それ以前の累積労災認定件数の4倍に膨れ上がってしまったという状況である。さらに2006年度には、石綿健康被害救済新法による「時効救済」事例が、中皮腫569件、肺がん272件あった。これに加えると、中皮腫、肺がん、合計のいずれにおいても約5倍に膨れ上がったのである。

そして、これら全ての事例について、労働基準監督署が事業場情報を把握しているわけである。

クボタ・ショック直後—7月29日と8月26日の二回に分けて厚生労働省は、2004年度以前の労災認定

分に係る「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」を公表した。

にも関わらず、2005、2006年度分に係る認定事業場名情報が公表されていないのである。

両年度分も含めた合計労災認定件数に対して2004年度以前分が占める割合=「公表対象率①」は25%、時効救済分も含めれば(「公表対象率②」)約20%にすぎない。しかも実際には、「関係資料が保存されていない等」として、2004年度以前分であっても公表されていない部分もかなりある。

2005年5月30日に、「石綿による肺がん及び中皮腫に係る労災請求・補償状況(平成17年度)」が公表された(2006年7月号参照)。

しかし、認定事業場名の公表がなされなかったことから、全国安全センターは即座—6月2日に、厚

生労働大臣・職業病認定対策室長宛てに『「石綿曝露作業に係る労災認定事業場一覧表」の公表継続等に関する緊急要請』を送った(2006年9・10月号13頁参照)。

また、ある国会議員からも働きかけてもらったことに対するリアクションだと思われるが、職業病認定対策室長から電話で、一覧表を見ての相談がどれくらいあったか等の問い合わせなどもあった。

しかし、2006年7月20日に行われた昨年の厚生労働省交渉の場での回答は、「効果や及ぼす影響等を十分に考慮し、慎重に検討したい」という内容にとどまった。「進んで実行する気はない。拒否ではないのだが、重い腰を動かすためにはもうひと工夫

いるようだ」と評価した所以であった(2006年9・10月号15頁参照)。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会やアスベストセンターの厚生労働省交渉などでも繰り返し公表を要求してきたが、なかなか事態が打開されないために、患者と家族の会と地域センター等で2006年末には、安倍晋三・内閣総理大臣、柳澤伯夫・厚生労働大臣、村瀬清司・社会保険庁長官、衆議院・参議院厚生労働委員会各委員宛てに、別添のような要請を届けるFAX作戦も展開され、12月29日には関西労働者安全センターが報道各社に対して、詳しい資料を示したプレスリリースも行われた。この問題を取り上げたメディアもあったが、

2005年度以降も石綿肺がん、中皮腫にかかる労災認定事業場名等の公表を求めます ー 石綿疾患の労災認定事業場名の公表(情報公開)の継続についてー

2005年6月のいわゆるクボタショックのあと、石綿関連企業の中で多くの石綿肺がん、中皮腫の患者が発生していることが、マスコミ報道や企業、業界団体の情報開示によって明らかになりました。このことが、多くの患者、家族、遺族が、「病気の原因がアスベストであること」、「仕事や居住など石綿にどこで曝露したのか」に気がつき、救済と補償を求めることにつながりました。直接の当事者だけが気づくのではなく、知り合い、元同僚、医師、看護婦その他のまわりの人から「あなたのところのお父さんは、アスベストが原因ではないのか」「あそこで仕事をしていたことが原因ではないのか」と声をかけられたことが、労災請求や救済給付申請につながった方は数知れません。中でも、厚生労働省による2004年度以前の肺がん、中皮腫にかかる労災認定事業場名は、社会的なインパクトが最も大きいものがありました。社会全体が石綿被害に気づき、補償、救済の重要性に目を向けた最大の要因は、こうした情報公開にあったことは誰の目にも明かです。

2005年度以降の労災補償状況をみると、

2005年度の支給決定件数が722件(肺がん219件、中皮腫503件)、2006年度は9月までで840件(肺がん328件、中皮腫565件)、合計1,562件に達しています。一方、2004年度以前の労災認定事業名公表で公表されたのは、認定件数640件にかかる415事業場でした。船員については、3事業場、4件(中皮腫)が公表されています。

2005年度以降の認定件数はすでに公表された件数の2倍以上にのぼっています。公表の趣旨を踏まえれば、2005年度以降の労災認定事案についても引き続き事業場名等が公表されるべきです。しかし、厚生労働省、社会保険庁は労災保険、船員保険にかかる認定事業場名を未だ公表していません。患者団体、市民団体等の要請が行われているにもかかわらず公表されていないのは、誠にゆゆしきことと言わざるをえません。

早急に、2005年度以降について労災認定事業場名等の情報の公表を継続して行われることを強く要請いたします。

2006年12月





患者と家族の会・古川和子さん(右から2人目、その左は川田龍平・参議院議員)

h18_tebiki.html)

現在同「手引」の改訂作業中で、同専門家会議には名取雄司・アスベストセンター所長、マニュアル作成部会には飯田勝泰・東京労働安全衛生センター事務局長も参画しており、両名らも、同手引の意義や改訂作業に対する必要性という観点からも、事業場一覧表の公表の重要性を訴えてきた。

石綿労災認定事業場名の公表②

公表しないことを決定?

厚生労働省労働基準局労災補償部がかつても今も、公開に乗り気でないことはわかっている。クボタ・ショックのときに政府として国民に提供できる情報がそれくらいしかなかったことから、首相官邸等からの圧力によってやむなく?2004年度以前分の労災認定事業場名情報を公表せざるを得なかったものの、あくまで「緊急対応」=例外であって前例にしたくないということであろう(41頁及び2006年9・10月号33頁参照)。

しかし、再び「外圧」によって公表せざるを得なくなるとも限らないし、社会的に指弾されたくもないので、「公表しない」とは言わない。世論の様子をうかがうという姑息な姿勢をとってきたわけである。

われわれとしては、今回国会議員同席のもとでこの問題の重要性を理解してもらい、交渉だけで埒が明かなくともあれば国会の場でも取り上げてもらって考え方を考えさせようという方針で臨んだ。

さらに、片岡明彦・関西労働者安全センター事

事務局次長が、情報公開法を活用して、クボタ・ショック後「石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿」が作成されていることを突き止め、これを開示させて膨大な資料の解析によって事業場情報の重要性を明らかにすることによって、公表に向けたため押しにしようという計画でもあった（11月3日付け毎日新聞等参照、近く本誌に詳しい報告を掲載していただく予定である）。

ところが蓋を開けてみると、彼らがすでに正反対の方向に考え方を変えたことが曝露された。「現時点で、事業場を公表しなければならないという緊急性、必要性に乏しい状況において、あえて公表することは適当でないと考えている」というのである（30頁参照）。

回答者が、上述の経過を踏まえて話したかどうかは不明。たんに現時点での考え方を書いたメモを読み上げただけかもしれない。しかし、「公表するかどうか検討する」というこれまでの公式答弁から「公表しない」に変わったことは確かであった。

われわれに非難されたとしても、ごく一部の声なのであって、取るに足らないということなのだろう。われわれもちろんだが、国民もメディアも何ともなめられたものである。

筆者自身、厚労省がこのまま不公表で押し通そうというのであれば、そのような決定を下した責任者の「首を取る」覚悟になった。いつ、誰が（どのレベルで）方針変更を決定したのか、徹底的に追及した。労災補償部内で不公表方針を決め、労働基準局レベルでも承知していたようである。

「緊急性、必要性に乏しい」という認識に対しては、日々患者、家族と接している現場からの、説得力のある厳しい非難が相次いだ。詳しいやり取りは39頁以下を参照していただきたい。

阿部知子衆議員も、「国民の知る権利を奪う補償部の判断の犯罪性」を指摘して、再考を促し、国会でも取り上げることを予告してくれた。

石綿労災認定事業場名の公表③

再逆転「公表に向けて検討」



川田龍平・参議院議員

以上のやり取りは決定的な意味を持っていた。今回の交渉がなければ、また、今回の交渉での反撃が弱かったとしたら、不公表方針が固まっていただろうと考えるとぞろぞろしくなる。

一方、川田龍平・参議院議員と環境行政改革フォーラム (<http://eforum.jp:80/>) が連携して、2007年11月15日に内閣に対して、「クボタ・ショック後のアスベスト対策に関する質問主意書」が提出された。このなかでは、「五 アスベスト問題における事業場名の公表について」として、以下の項目が掲げられた。これは、この間の経過を知っているアスベスト問題について考える会の大内加寿子さんのご尽力の賜物でもある。（<http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/syuisyo/168/meisai/168058.htm>）

- 1 政府は、2004年度までのアスベストに関する労働災害認定860件について、ほとんどの事業場名を公表した。しかしながら、2005年度と同認定722件、2006年度と同認定1,796件については、事業場名を公表していない。なぜ、2004年度までは事業場名を公表しながら、2005年度以降については公表していないのか。かつて政府が事業場名の公表について「広く国民に提供することが重要」と説明していたことを踏まえた上で、合理的かつ具体的な理由を示されたい。
- 2 事業場名の公表は、かつて政府が説明していたとおり「対象事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起」でき、「周辺住民となるか否かの確認に役立」ち、かつ「関係

省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組みに役立つ」のではないかと。政府の見解を示されたい。

- 3 政府は、アスベストに関する労働災害認定した事業場名について、2005年度以降についても公表すべきではないか。政府の見解を示されたい。

福田康夫・内閣総理大臣の「答弁書」は、11月22日に示されたが、上記に対する回答は、以下のとおりであった。

五の1について

厚生労働省においては、平成17年度以降の石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表を含め、石綿ばく露作業に関する情報の周知の在り方を検討してきたところであり、現時点で公表に至っていないものである。

五の2について

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表は、公表対象事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意喚起につながるものであり、また、石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の周辺住民となるか否かの確認や関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組に役立つものであると考えている。

五の3について

五の2について述べたとおり、石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表は、公表対象事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意喚起につながるものであり、また、石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の周辺住民となるか否かの確認や関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組に役立つものであると考えていることから、石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金に係る請求の促進という観点も踏まえ、平成17年度以降に行われた石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表に向けて検討を進めてまいりたい。

「公表するかどうか検討」ではなく、「公表に向

けて検討」であるから、再度180度の方針転換である。この答弁書の内容を知ってすぐ筆者は労災補償部に電話した。前回の公表時と同様、事業場に確認—お断りを入れる等の作業をしなければならぬということ、公表の時期はまだわからないものの、公表されることはまちがいないさそうである。

昨年6月の緊急要請から1年半、患者・家族らのFAX要請からでも約1年かかったことになる。9月号(13-16頁)と10月号(41頁)で紹介したとおり、環境省「石綿の健康影響に関する検討会」の尼崎市の疫学調査中間報告から、官僚の引き回しを排除するのにも、患者と家族の会の異議申し立てと傍聴が必要だったように、アスベスト対策を官僚まかせにしておくことは到底できないのである。

行政通達の公表

昨年一年間も改善なし

今回の交渉では、その他にも情報公開もからんで焦点となった問題が多くなった。

法令の解釈、運用等に関する行政通達は公表するという厚生労働省の方針が明らかであるにもかかわらず、労働基準行政関係で実行されていないことも積年の論点のひとつである。「厚生労働省法令等データベースシステム」(<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>)に、過去1年間に新たに掲載された行政通達が、労働安全衛生法関連の22本を除くと、労働基準法、労災保険法、石綿健康被害救済法いずれも「0(ゼロ)件」であったことを指摘して、いつになったら「改善する」という毎年繰り返している約束を果たすつもりがあるのか、あらためて問うた。

また、「中皮腫の診療のための通院費」の取り扱いを改正した通達(2005年度基労補発第1031001号)が公開されていないこと(「アップ(公開すべき)ものだと考えます」という回答)や、有期雇用雇い止めに関する例を上げて同じ日付で出された同趣旨の通達のうち一部のものしか公表されていない例があることなども追及した。

労働安全衛生法関連では、例のごとく中央労

特集／全国安全センターの厚生労働省交渉

働災害防止協会の「安全衛生情報センター」ホームページ (<http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/hor/horei01.html>) に載っていたり、法改正等の「トピックス」のページには載せておきながら、肝心の「法令等データベースシステム」には載せられていないものも多いことなども指摘された。

国会議員同席の場で問題にされたことによって、事態が改善されるかどうか見守りたい。

労災調査復命書の開示

遺族の情報とみなして開示

労災認定に当たって労働基準監督署が調査した内容の被災者・遺族への情報開示についても取り上げられた。

とくにアスベスト関連疾患等の死亡事例では、被災労働者の労働実態の全貌を必ずしも把握できていない遺族が、可能な限りの資料・情報を付けて労災や時効救済の申請手続を行っている。支給・不支給という結論は知らされるものの、労働基準監督署が、どの事業所における、どのようなアスベスト曝露・労働条件等を認定したのかということは遺族には十分に知らされてはいない。

この点に関連しては、患者と家族の会の古川和子さんが、遺族補償年金の算定の基礎となる平均賃金の計算の誤りを正すために、調査復命書の開

示を請求して、開示させている(別掲は開示された復命書の1枚目)。

これは、労働基準監督署「保有個人情報」の開示にあたって、被災労働者の情報を請求者である遺族の情報とみなして開示したものであって、7月11日に行われた患者と家族の会・アスベストセンターの厚生労働省でその旨回答されているが、再度確認した。ただし、情報公開法に基づく開示請求をしないと情報が公開されないというわずらわしさは残されている。

石綿健康管理手帳の交付対象拡大

委託医療機関は公募制

「石綿健康管理手帳の交付対象者の拡大」に係る労働安全衛生法施行規則の改正が8月31日に行われ、10月1日から施行された。

交付要件の見直しによってどれくらい交付対象者が増えるものと見込んでいるのかを質したが、「過去の石綿特殊健康診断の受診者数を参考にする」と、万単位で増えるのではと考えている」との回答。

阿部知子・衆議院議員に、ここ数年の実績と合わせてもう少し具体的な数字を取り寄せていただくよう要請したところ、前者については次頁表のような数字、後者については約3万5千人程度と見込んでいるという回答であった。

健康管理手帳所持者の急増に対応するために、健診指定医療機関をどのように増やすのかも問うたが、「設備要件の一部を緩和するなどして、医療機関の拡大に努めていきたい」とは言ったものの、具体的なことはすべて「いままさに検討中」とのことであった。交渉が行われたのは9月20日なので、施行10日前の時点の話である。

設備要件等については、「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」(実施通達：昭和47年9月30日基発第653号)で「健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱」が示され、「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」(運営通達：昭和47年11月29日基発第762号)で実施要綱の運用について示され、「『健康管理手帳交付等関係事務取扱要領』の策定について」(事務取扱要領通達：平成11年12月1日基発第682号)も含めて、手帳制度の一部改正のたびにこれらの通達も改正されて

労働者氏名	古川 和子	性別	女	生年月日	昭和28年 8月 30日	職業	製紙工
家族関係	平成12年 8月 30日	職業	妻	姓・名・姓			
労働者及び関係者	調査結果						
労働事故番号	27110807055026	事故場所	製紙工場				
事故または災害	昭和47年 8月 30日	発生場所	製紙工場				
古川 和子							
東京労災協会							

石綿健康管理手帳の現況

年	新規交付者数	健康診断受診者数※
2002年	39	555
2003年	88	599
2004年	92	629
2005年	1,493	1,111
2006年	6,822	8,742

※健康診断は年に2回実施されているため延べ数

きたこと、また、いずれの通達とも情報公開法による開示請求手続を経ないと提供しないことは知っていた。

担当者が退席する際に、これらの通達が改正されたら提供してほしいと要請したが、「やはり開示請求をしてもらわないと出せない」とのことであった。開示請求には時間がかかるので、これも阿倍知子・衆議院議員に取り寄せてもらうよう依頼して入手することができた。ところが、それだけではなく思いがけず、両通達の改正を含めた関連通達が10月15日付けで、厚生労働省法令等データベースに搭載されたのである。

反省して心を入れ替えたのかと思ったが、さにあらず。上記3通達を改正する基発第0926001号によって改正された運営通達の記の2によって、「委託医療機関については、公募を行い、要件を満たすものと契約を結ぶこと」とされたのである。公募制と

したために、要件等を示した通達を公表せざるを得ないことになったというのが真相であろう。

公募制—要件を満たす医療機関が手を上げた場合には委託契約を結ぶということは、じん肺健康管理手帳の健診項目に肺がんが加えられたとき以来われわれが要求してきたことであり、それが石綿に限定しないですべての健康管理手帳で実現したこと、及び、関連通達が厚生労働省法令等データベースシステム上で公開されたことは成果である。しかし、設備等の要件及び健診項目等の内容とその運用、また、手帳所持者への通知方法（石綿全国連は、割り振りをやめ、受診可能な医療機関リストを提供して選択できるようにすることを求めている—9月号29頁参照）等については、引き続き議論や監視が必要となるだろう。

職業性間接曝露者

離職後の健康管理検討

ところで石綿健康管理手帳制度の見直しの内容そのものについては、9月20日の全国安全センターの交渉では突っ込みなかったのだが、9月号で紹介したように石綿対策全国連絡会議がパブリックコメント手続で16項目の意見を提出しており、9月7日に回答が示されている（http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=3&OBJCD=100495）。石綿全国連の意見はひとつも採用していないだけでなく、回答していない項目が多いことも特徴（「その他の意見」として件数や内容を掲げ、意見を募集した内容と直接関係ない等のコメントを付ける場合が多いのだが、それすらない）。

唯一注目される回答は以下のとおりで、今後の動向に注意していきたい。

「職業性の間接曝露者については、石綿に係る健康管理手帳の交付要件見直しのため、厚生労働省が中央労働災害防止協会に委託してとりまとめた『石綿業務に従事した離職者に対する健康管理についての報告書』において、『他の健康管理手帳の対象となる化学物質等も含めて、総合的に検討する必要があるため、今後の課題と考えられる。』と言及されています。厚生労働省としてはこれを踏まえ、職業性の間接曝露者に係る離職後の健康管理のあり方について検討する」。

石綿健康管理手帳の 交付要件の改正について

～平成19年10月1日より交付要件が変わります～

労働安全衛生規則の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付要件が平成19年10月1日より変わります。これにより、一定の石綿作業従事者の方も健康管理手帳の交付の対象となります。



○健康管理手帳とは

石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた方(※)については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っています。

健康管理手帳の交付を受けると、労災病院をはじめとする、指定された医療機関で決まった期間に、健康診断を9ヶ月に1回、無料で受けることができます。

※対象となる方は、過去に石綿の製造・業務を行っていたが、その後離職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方が含まれます。

厚生労働省・経済産業省・労働安全衛生委員会
平成19年9月

石綿特殊健康診断

年2回X線義務付け見直し

関連して、昨年も要請した、石綿特殊健康診断で若年者にまで年2回の胸部レントゲン検査を義務づけるべきではないという問題も取り上げた。

たしかに職場健康診断に関しては、2006年8月31日に「労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会」報告書、2007年4月2日に「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会」報告書がまとめられてはいる。しかし、様々な思惑が錯綜し、前者では、「本検討会のとりまとめ結果を明確に裏付けるエビデンスを今後さらに得る必要があり、科学的なデータ等を収集したうえでとりまとめの内容を実施すべきという意見があった。そのため、実施に当たっては調査・研究を行い、必要な関係規則の見直しを行うことが必要である」などとされてもいる。

しかも、これらの検討会においては、問題としている石綿特殊健診における不要なレントゲン検査の取り扱いは一切検討もされていないのである。健康診断に係ることという点では同じだからとそれらの検討作業の様子をみながらとか、それらの一環としてということではなく、むしろ石綿健康管理手帳の見直しが行われたこの機会に合わせて迅速に実施してほしいという要望なのであったが、今回も正しく理解されたかどうか……

石綿建材の把握・除去対策

行政が前面に出るのが第一歩

近畿鉄道名古屋駅の事例等をあげながら、建築物等における石綿の把握、除去工事等における安全対策についても取り上げられた。

担当の化学物質対策課の回答は基本的に、石綿障害予防規則等で必要なことは定めている、守らないことが問題だと、突き放した回答だった。

この問題では、11月25日付けの読売新聞朝刊

が、以下のように報じている。「アスベストを使った建物の解体・改修工事で、2006年度に大気汚染防止法に違反する事例が全国で63件みつき、飛散防止措置を怠るなど悪質な違反が40件を占めることが、自治体を対象にした読売新聞の調査でわかった。悪質な違反のうち31件は住民の通報などで発覚。アスベストが飛散した事例も7件あり、現行の監視体制では大量飛散が起こりかねない実態が浮かび上がった」。以下も同じ記事である。

「東洋大学の神山宣彦教授(労働衛生工学)は、『業者の技術水準にばらつきがあるうえ、末端業者が低コストで工事を強いられる構造が背景にある。行政が前面に出て、ずさんな工事ができない状況を作ることが第一歩だ』と指摘する」。

指摘されているような行政の姿勢の転換、アスベスト対策基本法の制定のような抜本対策に加えて、ひろく労働者・市民の協力を得る体制が不可欠だということにいつになったら気付くのだろうか。

嫌がらせ・いじめ対策

安全衛生対策指針要求

個別労働紛争相談件数に占める「職場の嫌がらせ・いじめ」が1割を占めるようになっているなかで、昨年から労働安全衛生対策としてこれに取り組むよう問題提起をしている。しかし、去年は、どの部署が回答するのかさえはっきりせず、今年も安全衛生部が、「メンタルヘルス対策指針」が改訂されたということの紹介だけで話をそらせている。

「職場の暴力」—実際の暴力・傷害行為だけでなく、脅迫、嫌がらせ、いじめ、セクハラ、パワハラなど、労働者の心身を脅かす様々な問題に真剣に取り組んでいかなければならないと訴え続けたい。

労災補償給付の現金払い

根本的解決策が必要

労災補償関係では多くの課題が取り上げられているが、労災補償給付の現金払いの問題のやり



天明佳臣・全国安全センター議長

取りに一定の時間が費やされた。

これは、金融機関における身分証明が厳格化されるなかで、外国人労働者が郵便局で受け取ることが不可能になっているという問題から話が展開されたが、在留資格のない外国人の場合にとどまらず、ワーキング・プア等として社会問題化しているような不安定、未権利状態の働かされ方がひろがっている—そして、そこで労働災害や職業病が現実に発生している—なかで、権利としての労災保険給付を確実に受給できる仕組みを確保することが課題となってきたということである。

現場では、労働基準監督署や支援団体等の関係者が、知恵を振り絞って大変な苦労しながら対処している現実がある。一方で、「合法的」に確実な手段を示そうとしても行き詰まってしまう。交渉では、考えあぐねた当事者が、「受給する方法は現在見当たりません」と回答して騒然とする場面もあった。(46～50頁参照)

井上浩・全国安全センター顧問は、交渉の場でもその後も、厚生労働省と財務省で話し合っ、根本的解決を図らなければならないと訴えている。

労災(再)審査請求等

審査会では若干の改善

労働保険審査会については、この間、①裁決の一部ホームページ公開、②事件プリント送付を4週間前から6週間前に、③審理調書の閲覧だけでなく写しの交付も可能に、等若干の改善がなされた。

これらの動きは、総務省が「行政不服審査制度検討会」(<http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/gyouseifufuku/>)を設置して、検討を進めていることとも関連しており、そうした動きにもらみながら引き続き改善させていきたい。

しかし、兵庫労働局の労災保険審査官らによる偽造文書事件という大問題も起こっている。この件では、ひょうご労働安全衛生センターが審査請求をしたことのある当事者を含めて兵庫労働局と交渉も行ってきたことを踏まえて、調査および再発防止を求めたが、前向きな回答はなされていない。内部調査と文書による指導だけですませてしまうという体質を変えなければならない問題である。

成田労働基準監督署の暴言(「こんなにもらって甘えるな」、「審査請求したら6か月分回収する」、「労災を切ったあとどうなろうが知ったこっちゃない」等)・労災打ち切り問題等も取り上げたが、厚生労働省交渉では「個別案件についての回答は控える」という常套の官僚答弁もあり、内容のある回答をなかなか得られないことも事実ではあるが、真に再発を防止していくためにも、現場—労基署、労働局レベルでのやりとりを踏まえて本省にもきっちりものを言うておく必要があると考えている。

肺がん労災補償の始期

じん肺合併症の補償始期

その他の労災補償関係については交渉の記録を参考にしてほしいが、やり取りができなかった「じん肺合併症肺がん」の労災補償給付の始期の問題について、最後にふれておきたい。

労災補償給付の始期は基本的に「初診日」であるにも関わらず、じん肺合併症についてのみ「症状確認日」という独特の取り扱いがなされている。全国安全センターでは、アスベスト曝露による中皮腫・肺がんの事例に対して、じん肺合併症の場合と同じ「症状確認日」を始期とするという誤った取り扱いをする労働基準監督署が少なからずあったことからこの問題を取り上げ、是正させてきた(2004年8・9月号28-30頁、2005年5月号56頁等参照)。

2003年4月1日から、原発性肺がんがじん肺の合併症として取り扱われることになったことに伴い、同年1月20日付け基労補発第012001号「じん肺法施行規則改正に伴う労災補償上の取り扱いに関する留意事項等について」によって、以下のとおり、じん肺合併肺がんについても、他のじん肺合併症と同様の取り扱いがなされることとされてしまったのである(2003年4月号参照)。

- 「1 平成15年3月31日までの間に業務上外の決定を行うじん肺有所見者(石綿肺の所見がある者を除く。)に発生した原発性肺がん(以下「肺がん」という。)については、平成14年11月11日付け基発第1111001号[2002年12月号20頁参照=特別の言及はないが、「初診日」を始期とする取り扱いになる]に基づき、事務処理を行うこと。
- 2 施行通達の記の第3の2における「症状確認日(医師による診断確認日)」とは、じん肺法第3条に基づく胸部らせんCT検査又は喀痰細胞診

若しくはその他肺がんの診断の基礎となった検査の実施日であること。

(3、4—省略)

- 5 施行通達の記の第3において石綿肺の所見がある者を除くとしているのは、石綿肺の所見がある者に発生した肺がんについては、従来から労働基準法施行規則別表第1の2第7号7に該当する業務上疾病として取り扱っているところであり、その取扱いに変更はないものであること。」

アスベスト関連肺がんの補償事例が増加するにつれて、逆に、同じ職業がんであってもじん肺合併肺がんの場合だけ、「初診日」ではなく「症状確認日」を始期とする取り扱いが続いているのはおかしい。肺がんだけでなく、そもそもじん肺の合併症についてだけ、他の職業病と違った取り扱いをするのはおかしいではないかという問題提起である。

是非改善させていきたいと考えている。



労働安全衛生・労災補償に関する 要望書及び交渉の記録

2007年度厚生労働省交渉

A. 全般的事項について

1. 厚生労働省の情報公開について

- (1) 法令等の解釈、運用の指針等に関する通達を公表すること。昨年の回答では、「順次見直し、必要に応じて掲載していくという方法でやっている」(労災管理課)、「新しく発出した通達などは次第に掲載されるように順次手続きをとっている(総務課)」と回答している。しかし、この1年

間の実績では、法令データベースの掲載通達数は下記の通りである。今後の掲載の具体的な計画を明らかにすること。

	2006/8/1	2007/7/11	増加
労働基準法	66	66	0
労働安全衛生法	144	156	22
労災保険法	66	66	0

【労働基準局総務課】

ホームページ関係を担当している労働基準局総務課としては、法令の解釈や運用の指針等といった通達については、基本的にはホームページの方には積極的に掲載をしていくべきものだと考えている。今後とも積極的に掲載していくようにということで、さらなる徹底をさせていただいて、今後適切な掲載に努めていきたいというふうに考えている。

- (2) 監督復命書、労災調査復命書の個人情報開示請求には全部を開示すること。事業場情報、医師情報(労災医員、主治医の氏名、意見)は本人にとっての既知情報または本人自身にかかる情報であるため、全て開示すべきである。

【労災補償部補償課】

労災復命書の労災保険給付に係る個人情報の開示請求にあたっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づいて、開示、不開示の決定を行っている。今後とも適正に法令に基づき対処してまいりたいと思っている。

【労働基準局監督課】

監督復命書に関しても労災復命書と同様に、開示請求については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づいて、事案ごとに、開示、不開示の決定を行っているところ。今後とも適正に判断して対処していきたいと考えている。

- (3) 死亡災害に係る遺族からの請求については被災者本人とみなして開示すること。

【労災補償部補償課】

遺族から、被災労働者の死亡に係る労災適用の請求があるものについては、当該被災労働者の情報を、請求者である遺族の情報とみなして開示、不開示の決定を行っている。先ほども申しましたように、今後とも法令に基づき、開示、不開示の決定をしてまいりたい。

- (4) その他

労働基準行政情報システムの活用実態を明らかにすること。そのデータベースに登録されている検索対象の通達・事務連絡(共通部分)、決定書、裁決書、判決例(労災補償関連)は年ごとにそれぞれ何件あるか明らかにすること。

【労働基準局監督課】

労働基準行政情報システムの活用については、私たち職員が円滑効率的に遂行するために、各職員の判断で、業務遂行上必要に応じて当該システムをフル活用していく。職員の判断で使うということですから、特に活用実態を把握する必要はないと考えている。

【労災補償部労災管理課】

データベースに登録されている通達等の件数を明らかにすることとあるが、判決例等については業務上参考として活用しているものなので、年ごとに何件あるか集計する必要はないと思う。仮に件数を把握することになればシステム等の改修も必要になってくるので、実務上件数を把握する必要はないと考えている。

厚生労働省の情報公開問題

飯田勝泰(東京労働安全衛生センター): Aについて、ご意見・質問をどうぞ。

質問: A1(1)について、昨年とほとんど数字が変わらない。この理由は何か。また同じような回答だが、どういうことか。

高山俊雄(亀戸ひまわり診療所): 数の変わっていない具体的な理由ですか。ちゃんとやるという予定だったでしょ。

回答: こちらとしては事務処理等やるということでしたが、実績が伴っていないという認識はございます。ですので、さらにそういう指導等させていただいて、1件でも多く載せていきたいと、総務課の方では考えています。

質問: 考えてたって、どうやったら各部署が進んでやることになるの?

高山: そういう趣旨を法令所管課の方にきちんと

説明させていただいて、繰り返しになりますが、1件でも多く載せていきたいと考えています。

飯田：あなたはホームページ担当の仕事でしたね。したがって、出てこないものは載せようがないので、安全衛生法の関係で言うと若干増加しているが、基準関係や労災関係、ましてや石綿健康被害救済法の関係については全く出ていないということですよ。たとえば労災補償と監督の方でちゃんと答えていただかないと答弁になっていない。いくらあなたがそうおっしゃっても、出てこないものは載せようがないですからね。労災補償と監督の方で答えてください。

回答：労働基準局監督課で労働基準法関係を見ています。厚労省のデータベースシステムにおいて通達等を公表することは重要なことであると認識している。おっしゃるとおり、ご指摘を踏まえて2006年以降の掲載が十分ではないと認識しているので、この点については、新たに発された通達等について順次ホームページに掲載する手順を講じているところ。ホームページ上に掲載させていただきたいと考えております。

川本浩之（神奈川労災職業病センター）：少なくとも、いろんなことで新聞発表されることがあるじゃないですか。それは往々にして通達が新しく出されたときとか、事件があってそれに伴って通達が出てますよね。確かに救済法などは何も変わってなかったかもしれませんが、そういう意味ではプレスリリースされたものについては、間違いなく総務課に、通達の根拠となる、あるいはそれに伴って出されたものは同じように出すというような仕組みとかシステムを作らないと。「必要に応じて」というのは、要するに「担当者任せ」ということでしょ。その結果がこうでしょ。結果を変えるためには仕事のやり方を見直す。皆さん、日常の仕事をいろいろやっているわけだから、総務課が出すのかどこが出すのか知りませんが、こういうものは必ず載せるんだよというのをまず出さないと。必要に応じてといていたら、面倒くさいから何もしないということになってしまう。もう10年も毎年同じように回答されているんですから、変わらないですよ。だから、こういう場合は絶対にちゃん

とホームページにアップするんだという仕組みをまず作るべきです。少なくともプレスリリースするときに通達が出てるのがあるのだから、それくらいはすぐにちゃんとアップするという仕組みを作ったらどうですか。

飯田：補償課も言ってください。

回答：労災補償部労災管理課です。回答としては去年と同じになってしまって申し訳ないのですが、労災補償関係に関しては、平成18年3月17日に制定されている「石綿健康被害救済法の施行について」を最後に掲載が止まっている。今後については、順次掲載をしていくように努めてまいりたいと考えております。

飯田：実証的に示していただかないと、毎年同じことをやっても埒が明かない。われわれは厳しくチェックしてますから、あまり同じような回答を毎年繰り返していただいても、仕事やってるの？という話になってしまいます。今日はみなさん、その言葉を忘れないでください。

中山（三多摩労働安全衛生センター）：労働基準関係、今のその情報公開という点について具体的にお聞きしたいが、平成15年10月22日に有期雇用労働者関係の通達が出ているが、これが実際には掲載されてなくて、012号くらいまでしか載ってない。同日発表されたいくつもの通達で、有期雇用労働者の雇い止めに関しての具体的な事例を挙げたのものが掲載されていないというのは何か恣意的なものを感じたのだが、なぜ同じ日に発表された通達ですべて開示されていないのかという点をお聞きしたい。

回答：すみません、その事情は存じておりませんでした。具体的にどの通達が載っている？

中山：001号から012号くらいまで同じ日に出された通達のうち3本しかが載っていない。

回答：有期雇用雇い止めですね。

中山：そうです。

回答：それは十分認識していなかったもので、確認をしてみます。

中山：そういうふうに関日にだされたものが載せられていたり載せられてなかったりというのは、恣意的なものを感じるのですが。

回答：いえ、そういったことはないです。

中山：ないですよ。はい、わかりました。

飯田浩（尼崎労働者安全衛生センター）：ひとつは通達の中で、アスベスト被害者の場合、疾病にかなり難しい内容があるので、広域でも交通費を支払うということになりましたよね。その広域の範囲について通達で書かれていたと思うが、これは公表されているのかどうか。つまり被害者の方が、かなり離れた専門病院に行きたいという場合、そこが交通費が出るのかどうかすぐに自分で判断できるような段取りがつけられているのかどうか、教えていただきたいというのが1点。

もうひとつは、1(3)にかかるのですが、その前にちょっと経験したことを言うと、あるアスベスト被害者が中皮腫で亡くなっており、どこかでアスベストを吸っているわけですがわからないから、そのお連れ合いの方が、すべての工場の名前を分かる範囲ですべてあげて労災申請をしたら、労災が通ったんです。私はその方の相談に乗っていて、大きなトラックの運送の仕事をしていて、そこはよく天井からアスベストが落ちてきたという話をしていたので、そういうことで認定されたとしたら、かなり驚くべきケースだなと思って確かめてみたら、それ以前の仕事で認定されていたのですが、御本人は全然ご存じないんですよ。認定されたことはわかるけど、結局どういう仕事でどこで認定されたのか、本人はご存じない。こういうケースについては開示請求をしなくても、労災申請されたときは、わからないから申請しますということです。ですから、これこれこういうことで認定されたということくらいは連絡がいつでもよいんじゃないかと。開示の姿勢のイロハの問題だと思いますが。

それからもうひとつは、一人の被害者の方、中皮腫だったと思いますが、生存中に労災申請をされて認定された。それからしばらくして亡くなられて、それから非常に期間が経ったのですが、遺族の方が会社に慰謝料請求をしたいということになった。当然、遺族は遺族年金を給付されているわけですが、夫の仕事の中身をよく知らないわけですから、どういう仕事で認定されて、

それはどういう人たちが証明してくれたのかを知りたくて情報の開示請求をした。すると、遺族年金が支払われたことについての書類は出てきたが、その前提になっている労災認定された根拠については出てこなかった。だから今でもその方は、会社のどういう人たちが証明してくれて、名前まではよいのですが、どういう証明があって、夫が労災に認定されたのかということが分からない。ここで書かれているのは、遺族の方が労災請求をするというか、遺族年金の請求をするケースを指しているのかもしれませんが、いま申し上げたようなケースについては、会社の方は、何十年も前のことですから、その方がどういう仕事をされていたのかははっきり証明できない、監督署が認定したとしてもうちとしては簡単には認められないという話になりますよね。それを証明しようとすれば、最低限なぜ監督署が認定することになったのかというレベルの情報は必要です。それが本人じゃないと出てこないというのは、いささか不合理だと考えるのですが、それについての見解を聞かせていただきたい。

回答：補償課です。3点要望をいただきました。

まず、1点めは移送費の関係ですが、17年度に移送費の取り扱いを変えて、制限を外して同じブロック内であれば最寄りの医療機関で、

飯田：通達の説明はいりません。

回答：すみません、その通達についてはデータシステムにまだアップされていないので申し訳ないところですが、それで最終的に、どこの医療機関であれば移送費が支払われるかどうかは、その通達に基づいて署で判断するので、見た方が、ここだったら行けるというのは、その通達を見ても具体的には示されていないのですが、こういう取り扱いになっていますという通達を広く知らしめるという意味ではアップすべきものだと思いますので、その点は重々承知の上、あの、順次挙げていきたいと思っています。

2点目は、中皮腫の取り扱いで、監督署の、その人がそういう仕事をして中皮腫になったのかということですよ。これについては認定された時に、一応きちんと監督署の窓口で説明責任を果

たすということは、署の職員にも指導しておりますので、その点は徹底していきたい。

飯田：それは通達か何かは出るのですか？

回答：そういうのは留意通達とか、会議とかで窓口担当者の指導の徹底とか、扱いとか指導、定期的に指導というか、指導しているところがございます。

3点目の、会社に民事訴訟をされている方の例を出していただいたのですが、先ほどもお答えしたように、遺族ということであっても第三者だから亡くなられた方の情報は開示できませんという対応はもちろんしていません。ただ同僚の方のどなたがどういう証言をしているとか聞き取りをしているという話になると、同僚労働者の情報になるので、その点も含めて総合的に個別に判断していく話になります。ただ、どういうことで労災認定されたかは、もちろん認定基準に基づいて判断した話なので、その点はきちんと説明をしていると認識しております。

飯田：いまの話はわりと最近の話ですが、石綿救済法で特別遺族年金の請求をされたと、こういうケースはそもそも労災かどうかも含めて判定しないといけないから、割合に全体的な流れが分かるような資料が出てきますよね、開示されるとすれば。だけど労災が既に決まっている人については、遺族が遺族年金を請求していたと、それについての資料を請求した場合、今の話だと、本人と同一とみなして、同僚の名前まではいいのですが、労災認定されるに至った経過について分かる資料が開示されている、あるいはしているはずだというふうに伺ってよいですか。

回答：これは通常の個人情報と同様に、もちろん第三者ということであれば別ですが、そういうところで判断しているものと、私は認識しています。

飯田：言っていることがだんだん分りにくくなっているのですが、要するに、夫がアスベスト取り扱いの仕事をしていて、本人が労災申請して労災になったと。ご遺族の方が、今度、会社の方に、慰謝料を支払うべきじゃないか、会社の責任があるんじゃないかということで話をしに行ったところ、何十年も前にどんな仕事をしていたかなど証

明できない、だから不可能だ、と仮に言ったとしますよね。それじゃなぜ労災認定されたのかという情報を手に入れておきたいというのは当たり前のことでしょ。だから、それは実際に開示してもらえるのかどうか。非常に分かりやすい質問だと思いますが。

回答：なぜ労災認定されたかという話になると、先ほどもかいつまんでいただいたのですが、認定要件を満たしたということになってくるのですが。それがどういう内容で出されているかはちょっと事例がないので分からないのですが、わかるような内容になっていると思うのですが。

飯田：いまの答弁は、要するに、分かるような内容になっているのが当たり前という答弁ですよ。なっているはずだという答弁でしょ。だから、なっていないければ、こちらからあらためて監督署に話をしようというということになりますよね。

回答：内容が分かっているかどうかについては、えー、その～、要は、出された、その～、復命書とかそういったもので、それこそ個別にこれはどういう状態にあるかを見ていかなければいけないので、その結果としてお示ししたものが分からないというのは、どういうところが分からないっていうのがあるんでしょうか。

飯田：だんだん難しくなってきましたが、会社の方は、あなたのおつれあいが本当にアスベストにかかわる仕事をしていたのかどうか、40年も経った今となってははっきり証明できない、会社にはそういう資料がない、と言っているわけですよ。これはお連れ合いの方からすると、そんなに毎日毎日、夫が帰って来てから現場の中の状況を細かく報告してメモを取っていることは一般的にないわけですよ。すると、最低、労災に認定された経過についての資料は欲しいというのは当たり前でしょ。今おっしゃったのは、そういう経過について、なぜ労災になったかについては分かるようなものが提供されているはずだとお答えになったと思うのですが、そうじゃないんですか？

回答：認定要件にあてはまるだけの曝露があるかとか、こういう仕事をしていたということが、同僚労働者の証言とか供述から持ってきている場合

は、その証言や供述は、その方の情報でもあるわけです。たしかに従事期間は認められるとか、従事していた、と結果としてなっていると思うんです。ただその根拠となると、その供述をした人が、その方の情報でもあるわけで、そこらへんは先ほども言ったように個別に判断することになっています、はい。

飯田：ごめんなさいね、時間をとって。今おっしゃったことは、非常に極端に他人の情報にかかわることを除けば分かるように出ているはずだということお答えですね。それは確認してよいですかね。

回答：結果として、何年あるとか、プラークがあったとかいうのは分かる。そうしないと認定はしないでしょうから。ただ、医者がどういう意見を書いたとか、同僚労働者がどういう供述をしたか、そういう第三者にかかるようなことについては個別に判断すると。

古川和子(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会)：ちょっと許せない言葉があったので一言言わせてください。中皮腫アスベスト疾患・患者と家族の会の古川と言います。先ほどのお答えの中で、被災者本人と見なして開示してくださいという要望に対して、遺族の情報とみなして開示していくとおっしゃいましたね。その遺族はどうして生まれたんですか？夫が死んだからでしょ。その夫の情報を求めてどこが悪いんですか。今の尼

崎の飯田さんの質問もそのへんですよ。その遺族という立場を受けざるを得なくなった者が、夫の情報を開示してくださいと、そのどこが悪いんですか。それに答えてください。

回答：すみません、良いとか悪いということについては私どもでは言ったつもりはなかったのですが、亡くなられた方の情報について、基本的に開示対象として取り扱っているところです。それはご理解いただけますか。

古川：分かっていますよ。だけど、遺族でさっきから言っているように、自分で知りうるができない情報をあなたたちは持っている、なぜなら夫のことを調査したわけですね。例えば、私も遺族ですが、夫のことを調査したわけ。だから労災認定になった。だから平均賃金が決まった。そういう情報をあなたたちは持っているわけでしょ。遺族として、遺族の権利として、それを教えてくださいと情報公開を求めているんです。それに対して、もっと誠意をもって対応してくださいよ。そういうことです。

回答：誠意を持つのは当然、法律に基づいて対応させていただいているところです。

古川：その法律が悪いと言っているのではない。考え方が悪い。だれも望んで遺族になったわけじゃないということです。

B. 労働安全衛生関係

1. 職場の嫌がらせ・いじめ対策について

個別労働紛争解決援助制度に寄せられる相談において、「職場の嫌がらせ・いじめ」が相談の1割を超えている。「職場の嫌がらせ・いじめ」が労働者のメンタルヘルス低下をもたらす要因ともなっており、労働衛生上の対応策が急務の課題である。こうした相談内容を分析し、「職場の嫌がらせ・いじめ」等を防止するための対策指針(ガイドライン)を策定すること。

【安全衛生部計画課】

メンタルヘルスの観点から安全衛生部においては、平成18年3月31日付で出されている「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づいて、労働者の職場におけるメンタルヘルス対策を引き続き行っていきたいと考えている。

2. 健康管理手帳について

- (1) 石綿による疾病の健康管理手帳の見直しの内容(予想交付対象者数を含む)及び時期につ

いて明らかにすること。

【安全衛生部計画課】

石綿等を製造または取扱業務に係る健康管理手帳の交付要件について、最新の医学的知見等を踏まえ労働安全衛生規則の改正を行い、すでに8月31日に公布されているが、10月1日から施行する。改正の内容について、これまで石綿の健康管理手帳の交付要件については、両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚があることという要件だったが、これに加えて、石綿等の製造作業を、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の貼り付け、補修もしくは除去作業、石綿等の吹き付け作業または石綿等が吹き付けられた建築物、工作物の解体、破碎等の作業に10年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じん曝露した日から10年以上経過していること、というのを一つの要件として追加した。もうひとつは、いま申し上げた作業を除いて、石綿等を取り扱う作業に10年以上従事した経験を有していること、ということ新たに追加すること。今までの、石綿の所見があるという要件に加えて、一定の従事歴がある方にも健康管理手帳の交付が認められる場合があるということである。

今回の改正に伴い、新規の交付対象者がどれくらい増えるかということだが、これは予想が難しい話だが、うちの方としては、一つの根拠としては現在行っている石綿の特殊健康診断、平成10年から18年における平均受診者数が10年間で2万6千から7千でして、それをひとつの参考にすると、万単位で増えるのじゃないかなという見通しで考えている。

- (2) 労災補償と安全衛生の部署の連携を十分に図り、石綿疾患で業務上認定になった被災者が石綿にばく露したと考えられる全ての事業所に対して、同僚や退職者に石綿健診を受診するように呼びかけるよう、きちんとした通達を出すこと。

【安全衛生部計画課】

これは退職者についてのことになりますが、健康診断を受診するように呼びかけるようにという話だが、これまでも健康管理手帳の制度については、あらゆる機会を通じて周知に努めてきたところで、今回の交付要件の改正にあたって業界団体等を通じて周知に努めるとともに、改正内容を厚労省のホームページに掲載するなどして周知の徹底を図ってきたいと考えている。

- (3) 石綿健康管理手帳の交付要件の緩和によって今後退職者の石綿健康健診が急増することが予想される。健診指定医療機関を大幅に増やす必要があると思われるが、医療機関の選定をどのように考えているのか明らかにされたい。

【安全衛生部労働衛生課】

今回の改正によって、手帳の交付件数も増えるだろうし、健診受診者の増加も見込まれると認識している。新規の委託医療機関については、健診の精度を確保しなければいけないというのも当然あるが、健康診断に用いる設備要件の一部を緩和するなどして、医療機関の拡大に努めていきたいと考えている。

3. 石綿ばく露防止について

- (1) 石綿障害予防規則について

- ① 建築物または工作物の改修・解体工事における石綿則第3条の事前調査が自己申告でいいかげんになっている。労働基準監督署の安全衛生課に改修・解体工事において石綿則に基づいた調査結果の掲示がなく、養生もしていない。湿潤化（第13条関係）していない工事について通報し、現場への調査を依頼すると「吹き付け石綿さえ使用されていなければ問題ない」という答えが返ってくる。石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材、断熱材が貼り付けられた建築物等の解体等の作業は石綿則第5条の作業届けを行わなければならないが、解体等においても吹き付け石綿と同様の措置を講じるよう改正すること。

【安全衛生部化学物質対策課】

石綿障害予防規則第3条の事前調査の件と、保温材、耐火被覆材について吹き付けと同様の措置を講じることの2点について要望されていると認識している。まず、石綿を含有する建築物の解体等の工事については、石綿障害予防規則に基づく措置を講じる必要があって、各労働基準監督署においては事前の届出やその他の情報に基づいて必要に応じ、現場への立ち入りや必要な指導を行っていることを認識している。

また、事前調査については、誰が行ってもよいということではなくて、石綿作業主任者、特別教育等の石綿に関する一定の知識を有する者が行うことが望ましいということを各都道府県を通じて指導している。引き続きこれらに基づいて対応してまいりたいと考えている。

また、石綿含有建築物の解体作業については、石綿粉じんの飛散の程度に応じて必要な措置を規定している。吹き付け石綿と、石綿を含有する保温材等では、その除去作業等において石綿粉じんの飛散の程度が異なることから、現時点では必要な措置はとっているということで、吹き付け石綿で求めている隔離までは求めているが、関係労働者以外の立ち入り禁止の措置を求めているところである。

- ② 石綿特殊健康診断について、6か月以内ごとに1回行うことが義務付けられているが、石綿関連疾患の潜伏期間を考えると、少なくとも就労後10年までは胸部レントゲン検査で石綿関連疾患が発見される可能性はない。むしろX線被爆による副作用の方が問題である。とりわけ若い労働者の場合被爆の影響が大きい。また、事業主の経済的な負担にもなる。その他、石綿健診以外にじん肺健診と一般定期健康診断も義務付けられており、すべて実施すると1年に3回胸部レントゲン検査を行うことになり、さらに被爆は大きくなる。したがって、石綿健診は就労後10年までは問診と診察のみにすべきである。10年以降も石綿健診、じん肺健診、一般健診を1回の胸部レ

ントゲンで診断するように指導されたい。

【安全衛生部労働衛生課】

このご要望については昨年度も話をいただいていると思う。ご存じのとおり、X写真については、あり方検討会というのが持たれ、その中で各方面から多種多様なご意見をいただいている。専門家の皆様のご意見をいただきながら今後も検討してまいりたいと考えている。健康診断の中でX線の検査回数ということだが、これは御存じのとおり、じん肺法第10条では、健康診断においてはその限度において一般健康診断や特別健康診断を行わなくてもよいということになっているので、その部分を含みおきいただければと思う。

- (2) 民間の個人所有の会社などでも、監督行政機関の権限を躊躇なく積極的に行使すること。

【労働基準局監督課】

ご指摘の事項については、われわれとしては、会社の形態等の区別なく、必要な場合に必要に対応を行っていることを認識しているので、引き続き対応してまいりたいと考えている。

- (3) 2006年秋、近畿鉄道の名古屋駅のホームの天井に石綿含有塗料が確認されないままコンコースの一部改修工事が行われた。これは2005年7月、2006年10月の国土交通省の調査から漏れていたことが判明した。この調査は厚生労働省が国交省に委託をして実施したものである。
- ① このように厚生労働省の委託を受けた国交省の建物の石綿調査は正確な調査とは言えない。厚生労働省としての考えを明らかにすること。
- ② 近鉄名古屋駅のケースについて厚生労働省はどのように指導しているのか。また同様のケースは全国に何件あるのか明らかにすること。

【労働基準局監督課】

近鉄名古屋駅のケースは今年5月に近畿鉄道株式会社から記者発表があった件で、案件を把握した際に、所轄の労働基準監督署で事実関係を調査した上で法令順守お

び再発防止の徹底について指導している。

4. 石綿の全面禁止について

- (1) 禁止措置の対象が0.1%超含有物に拡大されたことに伴い、「天然鉱物中の石綿含有率の分析方法」も示された。0.1%を超える石綿の非意図的含有の可能性のある天然鉱物を取り扱う事業場に対する監督、指導等の実施状況を明らかにすること。

【労働基準局監督課】

監督指導等の具体的な実施状況等については、詳細を申し上げることはできないことをご理解ください。ただ石綿については、非意図的含有であっても0.1%を超えて含有する場合は製造等が禁止されることになるので、この事例を把握した場合には、各労働基準監督署において必要な対応を行っている。昨年10月16日に記者発表したのだが、タルクの関係で0.1%を超えて含有しているものを製造していると疑わしき事例があったので、製造している33事業所に対して緊急調査を行い、10月16日に記者発表している。製造事業所とともに商社や使用事業所についても、実名、会社名を公表している。

5. 小規模事業場の医師による面接指導に関して

- (1) 平成18年4月1日施行の改正労働安全衛生法附則第2条において、常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場における面接指導等については、平成20年4月1日以降に適用することとなっており、通達によれば「地域産業保健センターを活用すること」があげられている。しかし、地域産業保健センターの活動については、一部活発な活動がみられるものの地域によるばらつきがみられ、きわめて低調なセンターも多く見受けられ、8月7日に公表された総務省の「労働安全等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」においても指摘されているところである。今後同センター事業をはじめとした小規模事業場

における面接指導等の実施を確実にする施策をどのように展開する予定か明らかにされたい。

【安全衛生部労働衛生課】

ご存じのとおり、平成20年4月1日以降は小規模事業所においても、長時間の時間外や休日労働を行った労働者に対しては医師による面接指導を実施するというのが義務付けられることになっている。この面接指導については、確実に実施が行われるよう事業者に対して、申し入れ様式の作成や具体的な体制整備の方法等についてパンフレットを配布することによって啓発に努めているところ。集団指導やあらゆる機会を通じて事業所に対して指導を実施している。この指導を引き続き実施していきたいと考えている。また、小規模事業所においては、面接指導を実施するにあたって地域産業保健センターを活用するということを考えているが、この地域産業保健センター事業の活用促進を図るためにパンフレットを作成配布することにより、労働者や事業所に対して周知することについて検討してまいりたいと考えている。

石綿健康管理手帳

飯田：時間があまりないので、Bの関係について質問や意見を出してください。

平野敏夫（東京労働安全衛生センター）：東京労働安全センターの平野です。亀戸ひまわり診療所の院長をやっています。健康管理手帳の問題と石綿健診のことで、若干、現場の状況をお話ししながら聞きたいのですが、まず、健康管理手帳の健康診断ですが、どういう要件でその指定医療機関を選んでいるかというので、先ほどの回答では、健診の精度の問題を考えているということしか言われなかったのですが、私は神奈川の港町診療所でも診療をやってまして、神奈川の指定医療機関で石綿健診を受けたという患者さんを何人か診たのですが、非常に診断がいい加減です。明らかにアスベストによる胸膜ブ

ラークがあるような写真にも関わらず、石綿関連疾患の疑いだとか、曖昧な診断で、要CTなのにCTをやっていないとか、そんな方がちらほらと見られる。明らかにアスベスト疾患についての知識がない医者が診ているという印象を受ける。だからどういう要件で選んでいるのかさっぱり分からないというのが一点。詳しく聞きたい思います。

もう一点は、石綿の健康診断ですが、昨年も質問したら「検討する」という話でした。年2回レントゲンを撮らなくてははいけない。この間、うちの診療所でも石綿健康診断を受けに来る方がいます。最近は新規参入の業者さんが多くて、非常に若い方が来るんです。中には高卒の方も来られたり、20歳くらいの方とか、結構給料もよいのでしょ、そういうことでたくさん若い方が来られます。これから石綿の仕事をする、除去作業をすると。そういう方に、毎年2回レントゲンをとらなくてははいけない。やらないと入れてくれないので、真面目に来ます、皆さん。半年に1回必ず。すると、やる方はつらいですよ。医者としては非常に。やっても無駄ですからね。これからやるとか、はじめて半年や1年の方に石綿によるプラークが出るわけありません。全く意味がない。被曝レベルがあがるだけです。こんなことを年2回もやって。このへんを昨年も話をしたら、「趣旨は分かります。検討します」ということでした。1年経って、今日もまた「検討します」という回答だったので、どういうふうな検討をされているのかお聞きしたい。この2点、お願いします。

古谷杉郎(全国安全センター)：ちょっと、前者の件については、健康診断実施の運営通達が出ているのは承知していますので、変える、緩和すると言われたわけですが、これはもう出たのかな？

回答：まだです。

古谷：実施要綱通達も変わりますか？

回答：はい。

古谷：そしたら実施要綱通達と運営通達が変わった時点で、10月1日というからもう少しで出ますよね。それをください。いまの委託医療機関の選定基準については出ていることは知っているので、それはこっちでやるので、変わる内容が答

えられるなら、それだけ答えてください。

回答：健診にあたって医師についての、呼吸器とかあの～、放射線の専門的知識を持っている方ということで、要件は現状のものでは、専門的知識や経験を有するということがお話しにあったとおりそういうかたちになっているんですが、それに加えて、診断に必要な知識や技能を有する医師を確保することが重要だという認識はありますので、まさしくその要件にどういったものを加えるかというのは今やっているところで、正直なところ。

平野：要件に合えば、医療機関のほうから手を挙げて「うちでやります」というような要請があった場合は検討していただけるのですか？

回答：いわゆる公募方式ということでしょうか？

平野：指定医療機関にしてくれという要望があった場合は検討していただけるのですか？

回答：要件がありますよね。

平野：だから要件を満たしていれば。要件を満たしているということで手を上げた場合です。

回答：局で指定医療機関の手続をやっていく中でそういった要件を満たしていれば、そういった機関と契約を締結していくことになるのかなと。

高山俊雄(亀戸ひまわり診療所)：それは間違いない？そういうふうになっているのね。

回答：いいえ、いま申し上げているのは、あの～、そこに向けて検討しているというふうな段階なんです。正直申し上げて。

平野：まだなっていないということね。

回答：そうです。まだなっていないですね。ちょっと今の段階で、この段階で申し上げるのかどうかはあるんですが、そういった問題点、医師の確保という問題点は認識しているので、そういったことを踏まえて、いま詰め段階をやっているところです。10月1日施行ですから、それまでにそういった問題意識を反映させるような改正ができればよいなということを考えています。

平野：10月1日って、もうすぐじゃないの！まだ決まてないの？

回答：はい、あの～正直申し上げてまだ決まってるというわけではないので。

平野：何やってんだよ！

回答：今まさしくやっているところです。

石綿特殊健診のレントゲン検査

回答：健康診断の問題は、先生からお話いただきましたとおり、この間も検討していてまだ検討中かいと。おっしゃるとおりですが、別に放っているわけではございません。これはご理解ください。いろいろな業務が重要だということも理解しております。そのうえで、いろいろな業務を並行して進めながら、申し訳ないのですが、時間的には頻かむりするほかない。ごめんなさいしかない。

平野：就労して1年や2年の人に年2回もレントゲンを撮るのは無駄だという認識は共通しと考えていいですか？

回答：これは無駄かどうかは、無駄なら、じゃ、やらなきゃいいじゃないかと。

平野：じゃ、そこらへんを含めて検討しているということですか？

回答：就労してから何年経ってからという、そういうことには全部こだわらないです。トータル的にやっています。

平野：検討内容として、就労直後から年2回毎年若い人に無駄なレントゲンを撮るのはまずいんじゃないか、という認識はしてないんですか？

回答：先生がおっしゃいますのは、2回撮っても、若い人は曝露したとしても、陰影が出ないという話ですよ。そこのところは、いまのところは加味していません。

平野：被曝によるデメリットがある、副作用がありますよ、ということも含めて言っているんですよ。

回答：そうですね。

平野：それもまだ全然検討してない？ そういう認識はないですか？ いまのところは。

回答：いろいろな方面の意見があるわけですよ。前は7月だったと思いますが、あり方検討会の報告書が出て、そのあと報告を受けて、それを加味しながら検討しているのですが、その中で先生がおっしゃるように、じゃ若い人はどうするか、そこをスポッ的にやっているわけではないんですよ。

平野：定期健診はやらなくちゃいけないよ。その

上にまたさらに石綿健診の話をしているのです。石綿健診というのは、石綿による石綿関連疾患である石綿肺などを診ようという健診でしょ。これを就労時から毎年、年2回もやるのは無駄じゃないですかという話です。定期健診の話じゃないですよ。アスベストの石綿肺、肺がん、中皮腫をみるためにやる健診なんですよ。たとえば石綿肺やプラークが就労から1年で出ますか？

回答：いや、それは医学的なことなので、先生のおっしゃることが多分正しいので。

平野：そういう認識はあるわけですよ、もちろん。

回答：先生のおっしゃることにつきましてはね。

平野：であれば、就労時から必ず毎年やることを見直す必要があるわけでしょ。今はだいたい5年から10年たって石綿肺の0/1が出てきますよ。そう、石綿作業主任者のテキストに書いてありますよ。であれば、せいぜい10年くらいまでは石綿肺もプラークもでるということでやるのは無駄なわけでしょ。無駄などころか、被曝が2回あるわけです。それを考えると、止める方向で検討していただけののがまず最初ではないかと思いますが。

回答：先ほど申し上げた専門家の先生方、もちろん先生も専門ですからご意見をいただきながら検討していきたいということでお話は承ります。

平野：前回だって同じじゃないか。前回も同じ話をしているでしょ。何も進まないじゃない。あなた方は進んでいるようなことを言っているけど。

川本：そんな問診で職歴を聞いて、10年間曝露がないですかというのを1項目いれて、それで「ありません」という人は除外すればいいというだけの話じゃない。何の難しいこともない。

回答：そういうことを簡単に決めるわけにはいかないんですよ。

川本：いや、議論してないだろ。してるのかよ！じゃ、本当にそれを。委員会の中で一言も入っていないじゃないか、石綿のこと。議論してないだろ、全く。持ちかけたけどそこで議論があるのだったら、それを言ってくれよ。議論してないんだよ。問題認識が分かってないんだよ、事務方は。

片岡明彦（関西労働者安全センター）：それはそれで別建てでちゃんとやれば良いんじゃないで

すか。

回答：意見ということで聞いているわけですから。

川本：去年から同じこと言うてるんだよ。

片岡：やっているが、えらい時間がかかってると。

だけど、ま、石綿健診は増えてるし、小手先の解決ができそうだから、ちょこちょこっとやったら良いんじゃないですか。僕はそう思うんですけど。メインのややこしいのは、それは、ま、やっといてもろて、いま先生が言った分かりやすい話はちょこちょこっと変えたらそれで良いんじゃないですか。

回答：ま、そういうご意見ということで…。

片岡：ご意見というても、皆そう思っていると思いますよ。

回答：そう思っているということでお伺いします。

<交渉団ざわめく>

阿部知子（衆議院議員）：去年もそうだったんですよ。同じような指摘ですよね。

回答：そうですね、はい。

阿部：この1年、何を検討されたんですか。

回答：検討会報告をいただいて、その中で…

川本：報告の中には入ってないじゃないか！

平野：それは定期健診の報告でしょ。

川本：違うことを言うなよ！

阿部：この件に関して。

平野：石綿健診の検討会はやってないじゃない。

川本：やってないよ。

飯田浩：X線撮影はもともと廃止の方向で検討されてきましたよね。全員が一律にやる必要はないということで。あと肺がんの問題で、肺がんをやっているところと、やってないところとで、肺がん健診の有効性がどのくらいあるのかがずっと議論になっていますよね。そういう議論の絡みの中で、もう一方で、石綿健診やじん肺健診が重なって出てきている。私の知っている人の中にも何回も胸部レントゲンを撮る健診を受けている…

古谷杉郎（全国安全センター）：だから去年もそうだけど、その本体の方の議論をやって、そのこの話をされているのだけど、そっちもなかなか決められない状況も見てて、報告書もまどろっこしいなと思いながら読んでいますが、去年、今年ときているのは、その議論の中で埋もれてしまっ

て、実際には全然議論されていない石綿特殊健診のこの問題については早く手を打ってほしいという話をしている。趣旨はそこにある。

回答：大枠のところではご質問の趣旨は…

古谷：そう、石綿特殊健診の話は全然されてないでしょ。そこで埋もれている話を去年も今年も言っているの。

回答：そうしましたら、私もいい加減なことは言いたくないので…

古谷：健康管理手帳のこともあるし、チャンスなんだよ、石綿の健康診断の見直しについては。

回答：ちょっと待ってください、よろしいですか。

古谷：ええ。

回答：まずは、ご要望の趣旨に対して、去年と今年と同じじゃないかと、何もやってなかったんじゃないかという話のとこだと思うんですよ。それは確かに責められるところだと思います。私もこうやってお答えできない。じゃ、本当に何もやってなかったのかと。「やってません」とは私は一言では言いません。大変申し訳ないのですが、去年7月から今年までの間、少なくとも私が来てからの間は具体的にこのご質問についての、ご要望についての検討をどういうふうにしようかというのを、話はもちろん出ていますが、話が出ていくくらいでは何もしないといわれるでしょうが、どういうふうにもんだのかを、もう一度すみませんが、さかのぼって検証させてください。それでお答えをさせてください。どなたにお答えしたらよろしいですか？

阿部：それじゃ何も…本当はこの前までに準備して来ないと。時間と労力の無駄ですよ。それでね、ここでもさらにゆずって、こちらから、繰り返し撮るのはリスクを高めるという認識があるのかというところまで、こちらは引き戻って聞いたんですよ。あまりにゼロ回答だから。やっているかどうか分からない。

回答：具体的にどういうかたちで検討したのか、その内容ということになると、今お話できるようなものを私も持っていないです。ただ、全く話を去年からしないで、特にそのあとこういう検討会の報告も出ていますから、そのあと全く話もしないで何もしないで今日に及んだということではありません。

阿部：じゃその話を、全くないのではないのだったら。

回答：ということで先ほど申し上げたように…

阿部：この場でその答えを聞きたいんです。だって、そのために設定しているんですから。

回答：はい。

阿部：誠意がないんじゃない、これじゃあ。調べてきてくれても良いですよ。待ってますから。3時間しっかりあるんですから。後回しにして待ってますから、この場で答えてください。

回答：分かりました。時間内に調べますので。

飯田：第一部で時間を使いすぎてしまって、ないんですが、最後に、じゃ。

(→51頁を参照)

建築物の石綿対策

繁野芳子（名古屋労災職業病研究会）：近鉄名古屋駅の件ですが、3 (3) ①の回答はすっ飛ばされたので、それをお聞きしたい。

それと厚生労働省の指導、名古屋西労基署の管轄ですが、ここは指導は確かにしております。ただ、改正石綿則ができていながらもかわらず、アスベストが含有されているかどうかの調査をしないまま改修工事をしてしまいました。先ほどの回答では、法律順守、再発防止という二つを挙げていましたが、どうしてこういうことが起きたのか。しかも近鉄という半公共的な、一日11万人が利用するところで、なぜアスベストの含有を調査をしないまま改修工事をやってしまったのか、そのへんは調べているのかどうか。

それと再発防止の中身をお聞きしたい。同様のケースは全国に何件かあるのではないかと思ったのですが、これは調べられたのでしょうか？

回答：化学物質対策課です。3点ございましたが、1点目の、国交省が厚労省の委託を受けてということですが、こちらとしては特段、委託とかした事実はないと思うので、国交省が何をもってそう思っているのか、わからないところです。こういう調査というのは基本的に、労働者を雇う事業主が自らの労働者の健康被害を防止するためにやるもので、事業主がしっかりとやっていただくものと認識しています。

名古屋のケースがなぜこういうふうなことが起こったのかと言われた場合、それはやはり事前調査をしっかりしていなかったからと判断せざるを得ないと思います。吹き付けパーミキュライトの上に塗装されていて固まっていたという話だと思うのですが、吹き付けパーミキュライトであっても0.1%を超えて石綿を含有していれば、それは吹き付け石綿と同様の措置が必要になります。吹き付け石綿については、石綿則第3条に基づいて、吹き付けであればちゃんと調査して、石綿含有しているかどうか判断した上でやっていただくことになると思います。そういう中では、やはり調査をしっかりしてもらうということの徹底を図っていきたいと思いますので、事業主においてもそのようなことがないようにしっかりやっていただきたいとお話ししていきたいと思います。

名古屋の件の具体的な指導の内容については、申し訳ないのですが、こちらとしては公にできません。具体的指導の内容については、控えさせていただきます。

また、全国に何件くらいあるのかという調査については、こちらはまだ情報は把握していませんが、個別事案があった場合には、当然、監督署で必要な措置をとるよう指導していきたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

永倉冬史（アスベストセンター）：いまのパーミキュライトの件ですが、これは実際に直接私が話を聞いて、東京の大田労基署ですが、吹き付けパーミキュライトの改修工事の際に、どういう工事がされるのかという話をしていた時に、パーミキュライトの吹き付けは、そのケースは劣化していないからレベル3の工事でいいんだという正式回答しているんですね。

回答：吹き付けの除去の時にですか？

永倉：除去というか、改修工事です。

回答：その部分を触らないということですか？

永倉：はい。ただ、レベル3の工事ではないですね。それは共通認識として、劣化していなければレベル3の工事というのは正しいのですか？

回答：吹き付けの除去については、いわゆるレベル3ということはありません。ただ、そこを

触らない、つまりその部分とは関係ないところを改修していくということであれば、吹き付け部分とは関係ないですということであれば、そういうこともあろうかと思いますが。

永倉：いろいろないですよ。だってレベル3は、外壁建材を指摘して厚労省が指定した規定なんだから。吹き付け、ひる石の認識でレベル3ということがありますのかどうか。これは大田労基署が正式に回答しているのですが、私は間違いないかと言っているんですが、どうなんですか？全国的に労基署がそういった認識で、吹き付けアスベストであっても劣化状態によって飛散の可能性がなければレベル3といってよいのかどうか。そういう指導をしているわけですよ、現実には。

回答：解体工事なのか、それとも10条に基づく事務所の吹き付け石綿なのか、ということで、もしかしたら情報が混乱しているのかもしれませんが、吹き付け石綿の解体除去等の工事であればレベル1です。これは間違いありません。それは劣化だとか何かは書いてありませんので、吹き付け石綿の固定化であっても隔離措置はしております。劣化というのは10条の規定ですが、これは普通に事務所として使っているところとか、屋根とかに吹き付けがついているもの、つまり事務所として使っている中の、天井なり耐火物の中に吹き付け石綿がある、そういうものについて劣化損傷の恐れがなく石綿飛散する恐れがないなら措置は必要ないということになっています。それは10条です。だから解体工事ではないです。

永倉：それは分かっています。

回答：解体工事で吹き付けをやるのであれば、それはレベル1で、それは条文を見れば分かっているだけだと思います。何をもちレベル3という判断になるのか、それは条文に書いてあるのか、詰めていけば、どちらが正しいかは答えが出ると思います。

永倉：そうとは思いますが、全国的に労基署の認識を統一してもらわないと、まちまちな認識で工事をやっている可能性があるということです。だから名古屋のケースも吹き付けのパーマキュライトですが、こすった後はずいぶんあるんですよ。

そこから飛散しているはずなのに、自分らでその上に塗料を塗ったりしてるという現実がある。現場をご覧になっていただかないと分からないことがいろいろありますので、ぜひ調査してください。

回答：分かりました。大田署の件は、直接は東京局を通じて聞くことになると思うので、今回ご指摘いただいたことについては、局のほうにお伝えしたいと思います。また、名古屋の件もお話させていたこうと思います。

飯田：ありがとうございます。積み残しもありますが、また個別に、確認したいことがありましたら、問い合わせをさせていただいた時にお願いいただければと思いますがよろしいでしょうか？ はい、どうもありがとうございました。

飯田：次に第二部に入ります。

参議院議員の川田龍平さんも来ていただいたので、ご紹介します。

川田龍平（参議院議員）：皆様、ご苦労さまです。今年の夏の参議院選挙で参議院議員になりました川田龍平です。厚生労働行政について、薬害エイズの問題からこの国の行政を変えたいという思いでやってきました。厚生労働省という仕事は何のためにあるのかということを薬害エイズ問題を通してずっと問うてきましたが、人の命、生活、安全、そういったことのために厚生労働省がしっかり仕事をしてもらうための国会議員としての仕事をしていきたいと思っています。とくに闘う相手としては財務省、しっかり闘って、厚生労働省がしっかり仕事ができるように皆さんとともに厚生労働行政が守られるようにしっかりやらなくてはいけないと思っています。薬害問題だけでなく、首相が過労死するかもしれないという状況に追い込まれるいま日本で、過労死の問題、労災の問題、これは一人ひとりの命の問題、これが本当に大事にされる社会をしっかりと作っていきたくと思っています。本当に今の自分たちの社会が大事なことは何かを、厚生労働省の人たちと一緒に守るという仕事をしていきたいと思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。皆さん、御苦労さまです。よろしくお願いします。

C. 労災補償関係

飯田：時間の関係で7番目を最初に回答していただきます。

7. 治癒後の健康保険給付との関係

- (1) 治癒後における健康保険給付について、地方公務員の公務災害後の共済保険給付同様、支給を明確にし、労災保険、健康保険いずれからも給付されぬことがないようにすること。

【保険局保険課】

保険局保険課企画法令係です。私どもの都合で繰り上げて回答させていただくことになり誠に恐縮です。どうぞよろしくお願いします。治癒後の健康保険給付ということですので基本的には保険課のほうから回答させていただいて、補足がありましたら担当の者からさせていただきますという形で回答させていただきます。

治癒後の疾病について健康保険給付を行うことを明確にすること、すなわち、治癒後であれば健康保険から一律に給付されるというような運用を事実上行うということになり、これは困難であると考えている。理由は大きなものとして二つあり、労災保険で治癒というのはどこまでかという認定の難しさということになると思うが、労災保険においても治癒後に業務上疾病が再発する場合がある。再発とみなされた場合は、再度、労災保険で認定を行って給付されるという場合もあるので、治癒後は一律に健康保険から給付ということ運用するのは難しい。もうひとつは、対象となる傷病が業務上のものであるか業務後のものであるかの認定は、健康保険においては健康保険者が個別具体的な事情を踏まえて行うことになっているので、そういった個別具体的な事情を踏まえるということなしに、一律に健康保険から給付することを運用することは難しい。健康保険と労災保険のいずれからも給付されないという事態が仮に生じるとすれば、そ

れは対象者の方々の立場を非常に不安定なものにするということは当方でも認識しているので、当省としてはそういったことがないように現場の第一線機関が十分な連携を取って、いずれからも支給されない事態が起こらないよう努めるべしというふうに指導しているので、(1)についてはそういうことで鋭意努めておるといところでご理解をたまわりたい。

- (2) 労災保険の休業補償給付は厚生年金・国民年金との調整規定があるが、労災保険の障害補償年金受給者が健康保険の傷病手当金を受給申請した場合の支給基準を明らかにすること。

【保険局保険課】

この場合の支給基準は、労災の休業補償給付の額が、もし傷病手当金をもらえるならその額に満たない場合、そのような場合には、その満たない部分について傷病手当の方から支給されるというかたちで指導している。

飯田：この部分のやり取りをやってから、最初に戻っていききたいと思います。いかがでしょうか。

斎藤洋太郎(アスベスト・センター)：ここにもあるように地方公務員については、公務災害が終わった後は共済給付で出すというふうに明確に通達が出ている。じん肺については、業務上の傷病だけど合併症になる前の段階の治療については健康保険でやると明記されているので、精神としてはどちらからも受けられないことがないようにというのははっきりしている。そういうことが出ないというのは、患者さんに不安を与える。症状固定になって労災の補償が出ないという段階になってもまだ治療が必要な方は、結構いま出ているんですね。そういう方についてはとてもアフターケアだけではカバーできないので、健康保険の給付を明確に出していただきたいです。

それから(2)ですが、休業補償と傷病手当の場合は、そういう調整の考え方があると思います

が、労災の障害補償と健康保険の傷病手当は、趣旨が違うと思う。労災の休業補償を受けている方が、厚生年金の障害年金を受ける時には丸まるもらえるわけじゃなくて、労災の方をちょっと削るというか、調整をしているわけです。この場合、労災の障害補償と健康保険の傷病手当の関係は、調整というかたちではできないんですかね？ 傷病手当が、障害年金の額が上回ったら、傷病手当は出さないというかたちになるが、それは趣旨が違うのではないかと思います。休業と傷病手当ではなくてね、障害と傷病手当という関係です。千葉の社会保険事務所でそういう回答をいただいて、具体的に、これは外傷性の脳損傷の方のケースですが、労災は打ち切っているのですが、健康保険での治療が引き続き、かなりやらなくてはいけないという状態です。

回答：一番目の問題意識の提起については、おそらく皆様方の立場からすれば、現場でとりあえず指導がないのに調整しろというのは分かるが、ここは一律に出るということを明示してくれた方が患者の立場としてはよいということは認識いたしました。患者の立場からすればおっしゃるとおりかもしれませんが、ここはなかなか労災保険と健康保険の制度の趣旨、哲学の違いと申しますか、やはり、ま、労災の場合は、雇う側の責任に帰すべきものであるから労災保険から出る。一方、健康保険の場合は、雇う側と雇われ側が保険料を半分して出し合って備えるという制度の違いがございまして、そこを一律にどちらからかから給付すると決めるには、やはり社会的な、石綿の場合のような社会的な合意がなされたうえで、一律にどちらからかから給付するというかたちがとられると思っています。現時点においては、労災保険、健康保険においては、現場の事情を踏まえて妥当な解決策を取るというかたちに落ち着いていますので、そこは石綿の場合はこうなっているというような意見もございしますが、それはおっしゃる通りだと思いますが、そういう社会的な合意のある石綿の場合と、そもそも健康と労災の関係はいろいろ違うこともあり…

斎藤：石綿じゃないよ、じん肺も昭和の昔から出て

る通達です。労災になる前のじん肺の治療については健康保険でやるということからすれば、業務上の傷病であっても労災保険給付が出ないものについては戦前から健康保険で、もともとこの制度自体は業務上のものについて出していたわけで、そういう趣旨から谷間をつくらないというのは、ずっと戦前から一貫していると思うんですよ。そういうことをきちんとしていく。

回答：ええ、おっしゃることは承知しています。ただ、繰り返しになりますが、個別具体的に合意ができて、そのうえでどちらかの給付が定まるというのが当省の立場ですので、現場できちんと調整を図るという努力を通じて、谷間が生じないようにさせていただきたい。(2)については、労災の年金の場合は、休業補償とその趣旨が違うのではないかということですよ。ええ、そこはおっしゃるとおり、休業給付と障害年金の、休業給付は休業中の所得の減少を補うもので、年金の方は私は詳しくは存じ上げませんが、障害という状態に対する給付であるということです。そもそも現在の傷病手当金と休業給付が、目的を一にするものであるから受給調整されているということから、障害年金は障害に対する給付であって、一方、傷病手当金は働けなくなることに対する手当であって、目的が違うのだから調整すべきではないのではないかというご意見ですが…

斎藤：併給で調整ということです。障害補償の額が高ければ傷病手当を一切出さないという話ではなくて、障害補償と傷病手当を併給して調整すべきではないかということです。

回答：それは誰が？ 高くても出るようにするという趣旨ですか？

斎藤：労災の場合に、休業補償を受けていて、厚生年金などの障害年金を受ける場合、労災のほうを少し調整して減らすわけです。それと同じような考え方によって、労災の障害補償と健康保険の傷病手当を併給して、労災を調整してというやり方を考えていただきたい。

回答：ああ、労災の方を調整すると？

斎藤：またご検討いただければと思います。

飯田：こちらの問題意識は御理解いただいたわ

けですね。

回答：すみません、もう一度教えていただけますか？

斎藤：だから、労災の障害補償を受けると同時に健康保険の傷病手当も受けるという場合に、障害補償の一日当たりの額が傷病手当よりも高ければ、一切出さないという話になっているので、それはおかしいんじゃないですかと。両方を出すかたちにして、どっちを調整するかは分かりませんが、両方の趣旨は違うので調整していただければということです。

飯田：基本的には併給を前提にして、どちらかを調整するならするというやり方もあるのではないかと趣旨で提案するわけで、今日はそれに対して回答はいただけないです、ね。

回答：ご意見としてうかがっておきます。

飯田：では、あらためて継続してということで、引き続きちょっと話をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。では、C1に戻って回答をお願いします。

1. 脳・心臓疾患、精神障害等の労災認定について

- (1) 精神障害等の請求事案について、支給決定の業種別、職種別、年齢別の件数は公開されているものの、心理的負荷の要因別の支給・不支給の決定件数を明らかにすること。

【労災補償部補償課】

これについての集計はない。そもそも労働者に発病する精神障害というものについては、事故や災害の体験、仕事の失敗等の「業務による心理的負荷」、それと自分の出来事と家族の出来事等の「業務以外の心理的負荷」、それと精神障害の既往歴等の「個体側の要因」の3つの要因があり、これらが複雑に関係しあって発病するものであるから、そのような集計を行うこと自体がちょっとできないということになっているので、その辺ご理解いただきたい。

- (2) 脳・心臓疾患の請求事案について、支給決定

の業種別、職種別、年齢別の件数は公開されているものの、過重負荷の要因別の支給・不支給決定件数を明らかにすること。

【労災補償部補償課】

これについても統計は行っていない。これについても、脳・心臓疾患に係る労災認定にあたっては、労働時間のみならず、勤務形態、作業環境、精神的緊張等の労働時間以外の付加要因を統合的に判断しているものであるから、そのような集計を行うこと自体がちょっとできないということになっている。

- (3) 今年度、「脳・心臓疾患の労災認定実務要領」及び「精神障害等の業務上外判断のための調査要領」の改正が予定されているが、具体的に改正内容を明らかにすること。

【労災補償部補償課】

脳・心臓疾患及び精神障害等の事案については、近年の請求件数が増加する状況をかんがみ、迅速適正な処理を図るために見直しを図ることとしている。

- (4) 精神障害等の労災認定において心理的負荷をもたらす具体的な出来事が複数ある場合は、心理的負荷の強度を高めるように評価すること。

【労災補償部補償課】

精神障害発病前、概ね6か月間に、発病に関与したと考えられる出来事が複数ある場合、各々の出来事の発症時期、出来事以降の状況等を検討し、総合的に判断することとしている。

- (5) 「セクシャルハラスメントによる精神障害等の業務上外の認定について」（「基労補発第1201001号、平成17年12月1日」）を周知徹底すること。

【労災補償部補償課】

ご指摘の通達の内容については、判断指針にあてはめるセクシャルハラスメントの概念、内容、判断指針の評価に際しての留意点に

ついて取りまとめたものである。今後とも精神障害の労災認定については、パンフレットに記載されている内容を周知してまいりたいと考えている。

- (6) 使用者によるリストラ、退職強要等を意図して行われる職場の嫌がらせ、いじめについても「心理的負荷が極度のもの」または「出来事に伴う変化等を検討する視点」のなかで、事業主の雇用上の義務として配慮すべき事項について十分検討し、心理的負荷の強度を評価すること。

【労災補償部補償課】

ご指摘の、使用者によるリストラや退職強要等を意図して行われる職場の嫌がらせ、いじめについては、上司とのトラブルがあるなど具体的出来事にあてはめ、そうした状況において、会社の講じた措置の有無やその具体的内容を、出来事に伴う変化などを視点として検討したうえで、心理的負荷の評価を行っているところである。

- (7) 昨年度の脳・心臓疾患、精神障害等の認定状況の発表の際、過去5年分の決定件数も明らかになったが、各年度の未決定件数がこの5年間で脳・心臓疾患は455件、精神障害等が670件にのぼっている。取り下げなども含まれると思われるが、これらの未処理分は年々件数が増加しているので、今後どのように解消するのか明らかにすること。

【労災補償部補償課】

脳・心臓疾患や精神障害等の事案については、効率的かつ計画的な調査を徹底し、迅速かつ適正な処理に努めることが重要と考えている。今後とも未決事案の解消に努めてまいりたいと考えている。

- (8) 脳・心臓疾患、精神障害等の認定率はその他の業務上の疾病の認定率と比べても明らかに低く、現状と認定基準に相当の隔たりがあることが疑われる。認定率が低い原因を精査・分析し、認定率を向上させる対策をとること。そのために

現行の認定基準及び指針を見直すこと。

【労災補償部補償課】

脳・心臓疾患や精神障害等の事案の労災認定は、認定基準及び判断指針に基づく調査判断の結果である。今後とも認定基準および判断指針の適正な運用に努めてまいりたいと考えている。

- (9) 自殺については、業務起因性が認められる場合には、業務による精神障害の介在がなくても業務上と認定すること。

【労災補償部補償課】

労災保険法第12条2(2)第1項は、労働者が故意に負傷し障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を生じさせた時は、政府は保険給付を行わないとしている。この故意とは、結果の発生をみて自殺行為であるとされている。精神障害によらない自殺については、本人が結果の発生を意図した故意の死亡であり、保険給付を行うことができないところである。

2. 石綿による疾病について

- (1) 中皮腫、石綿肺がんの労災認定事案について、曝露歴、期間、治療経過などをデータベース化し、労働基準監督署職員はもちろんのこと、医療関係者その他が活用できるようにすること。

【労災補償部補償課職業病認定対策室】

石綿による疾病の認定基準については、労災認定についてはすでに平成18年2月9日付けの通達によって認定基準が定められ、当該認定基準に基づいて適正に判断しているところである。データベースの必要はないと考えている。

- (2) 欧州各国等の取り扱いも参考にして、喉頭がん、胸膜プラーク等もアスベストばく露による職業病として認定すること。

【労災補償部補償課】

石綿による疾病の認定基準については、同

じように平成18年2月の石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会の報告書を踏まえて改正したものであり、石綿との関連が明らかな疾病として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、び慢性胸膜肥厚を対象として考えているところ。喉頭がんについては、石綿の関与を疑う研究報告もあるが、現時点では、中皮腫、肺がんのように確立した治験を得ているとは言えないため、さらなる知見の集積、確立が必要であると考えている。胸膜プラークについては、それ自身では肺機能障害を伴わず、療養を要するものではないため、労災補償の対象とすることはできない。

- (3) 石綿による疾病の労災請求事案において、確定診断のために再検査等を必要とする場合には、請求人及び主治医に対してその理由を具体的に説明すること。

【労災補償部補償課】

認定にあたっては、各種の検査結果あるいは主治医の意見等を収拾して判断しているところ。また、労災認定にあたっては、収集できた資料に基づき判断しているところであるが、労災認定のための医学的資料を得る目的のみをもって被災労働者に対して侵襲性の高い検査を依頼することはしていない。事案によっては、収集できた資料では判断が困難な場合もあるが、そのような場合には、不明な点等を請求人あるいは主治医に対して説明のうえ、必要な資料の収集に努めているところである。

- (4) 石綿曝露作業に係る労災認定事業場一覧表の2005年度、2006年度分のデータを公表すること。

【労災補償部補償課】

平成17年度に行った石綿関連疾患に係る労災認定事業場の公表は当時、石綿に対する情報が皆無に等しい状況だったこと、石綿による健康被害が急激に社会問題化した一方、急速に広がった国民の不安に対する緊急対策として実施したものである。現在、政府

全体で取り組んだ大規模かつ重点的な周知広報の結果、石綿に関する様々な情報が社会的に浸透してきている、またこれを裏付けるようなかたちで労災保険や救済法の請求も相当数増加しているという状況で、現時点で、事業場を公表しなければならないという緊急性、必要性に乏しい状況において、あえて公表することは適当ではないと考えている。

- (5) 市区町村ごとの年別、男女別石綿関連疾患による死亡数データを公表すること。

【労災補償部補償課】

石綿による疾病についての労災認定者にかかる市区町村ごとのデータは、把握していない。

- (6) 2006年度の時効救済請求件数1453件の疾病別内訳を明らかにし、今後の公表においても疾病別内訳を示すこと。

【労災補償部補償課】

特別遺族給付金の支給あるいは不支給決定された事案の疾病別の内訳は公表したところだが、対象疾病の特定については、調査の過程で行われるので、請求事例の内訳はその必要がないことから、把握していない。

- (7) 労災補償・時効救済事例の発症及び／また死亡年毎の状況を明らかにすること。

【労災補償部補償課】

労災保険法あるいは石綿救済法の支給決定者に係る発症年別状況等については、把握していない。なお、石綿救済法の死亡年別の内訳については、とりまとめを行ってお渡ししたいと思う。

- (8) 少なくとも人口動態統計で中皮腫死亡件数が確認できるようになった1995年以降の分について各年の中皮腫死亡者のうち、労災補償、新法救済、その他諸制度による給付を受けた者の内訳を関係省庁等と協力して確認し、「隙間のない補償・救済」の達成状況を検証すること。

【労災補償部補償課】

人口動態統計による中皮腫死亡者数に比べ、労災保険法あるいは救済法による認定者数は少ない状況にあるということについては承知している。これまでも周知広報に努めてきた。引き続き、適切な認定救済が図られるように取り組んでまいりたい。

- (9) 「中皮腫の80%が職業曝露によるもの」というのが国際的コンセンサスだと承知しているが、その点に関する貴省の理解及び中皮腫の労災補償状況が十分か否かについての貴省の見解を明らかにすること。

【労災補償部補償課】

ヘルシンキ国際会議のコンセンサスレポートについては、中皮腫症例の約8割が何らかの職業上の石綿曝露によるものであるとしていることについては承知している。なお、労働者に石綿曝露作業に従事したという認識がなく、請求に至っていないケースが考えられることから、適切な認定救済が図られるようこれまでも周知広報に努めてきたところである。

- (10) 「石綿による肺がんは中皮腫の約2倍」というのが疫学的コンセンサスだと承知しているが、その点に関する貴省の理解及び中皮腫の労災補償状況が十分か否かについての貴省の見解を明らかにすること。

【労災補償部補償課】

ヘルシンキ国際会議のコンセンサスレポートにおいて、悪性中皮腫の約2倍が石綿による肺がんになると推測されていることについては承知をしている。中皮腫については労働者が石綿曝露作業に従事したという認識がなく請求に至っていないケースが考えられることから、適切な認定救済が図られるようこれまでも周知広報に努めているところである。

- (11) 時効救済は新法施行から3年以内に請求しないと権利を失うこととされており、新法初年度—2006年度の実績ははなはだ不十分である

と考える。請求権を有する者に行き渡らせるための新たな施策及び新法施行から3年以内という請求期限の見直しを行うこと。

【労災補償部労災管理課】

平成18年2月3日の第164回通常国会で石綿による健康被害の救済に関する法律が可決成立し、3月27日に公布されているところ。この中で厚労省としては、時効により労災補償請求の権利を失った労働者の遺族の方々、時効により労災保険法に基づく遺族給付金の請求権が消滅した方々について、いわゆる特別遺族給付金を支給する救済措置を講じたものである。特別年金及び特別遺族一時金の請求については、現時点においても死亡後長期間経過しており、医学的証拠の確保が難しい中、さらに期間が経ってしまうと一層確保が困難になる恐れがあること、また給付金を受けられる遺族の方々は、すでに支給要件が満たされているものであり、すぐに権利を行使できるにもかかわらず行わない状態が続くことが権利関係の安定性の確保に向けて問題があるということ、また労災保険法に基づく保険給付の時効が指定されていることなどを考慮して、施行3年以内とする請求期限が設けられた。平成18年3月27日に可決成立したので、時効期限は21年3月になる。本法の目的は、時効により労災補償請求の権利を失った方々の一日も早く救済することであり、時効が迫っているということを含めて、今後も一層の周知活動に努めて、一日も早く労働基準監督署等の窓口で請求していただくことに努めてまいりたいと考えている。

- (12) 中皮腫の労災認定基準の曝露要件—「原則1年」を「数週間の曝露」または「わずかな曝露でも可能」と改めること。

【労災補償部補償課】

中皮腫の認定基準においては、石綿曝露作業の従事期間が1年以上あることを要件としている。これは中皮腫発症の重要な要因と

して概ね1年以上の石綿曝露作業が想定されることによるものである。また、従事期間が1年に満たない場合であっても、石綿曝露作業の内容によっては中皮腫発症の可能性を否定しえないことから、この場合は本省協議を経て、業務上外を判断することとしている。

- (13) 石綿肺がんの労災認定基準に示される要件は、「AND」-AであればBの要件も満たすはずという趣旨ではなく、「OR」-いずれかの要件を満たせばよいという趣旨であることを徹底させるとともに、曝露要件を強化及び緩和してすでに認定例が多く出ている職種、事業場に関しては10年未満の一定の従事歴のみをもって認定が可能となるようにすること。

【労災補償部補償課】

肺がんについては、喫煙など様々な要因が指摘される中で、石綿を原因とみなせるものは肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿曝露がある場合として認定基準に要件を定めているところであり、一定期間以上の石綿曝露作業に従事したことのみをもって業務上と認定することは適当ではないと考えている。また、石綿曝露に関する所見についても、適切なものが認められる必要があると考えている。また、石綿曝露の状況については、同一職種あるいは同一事業所であっても異なるものであるので、すでに認定例が多く出ている職種あるいは事業所であることを根拠に、従事歴のみで業務上外の判断をすることは適当でないと考えている。なお、認定基準においては、石綿曝露作業への従事期間が10年に満たない事案であっても、一定の医学的所見が得られているものについては業務上とすることとしているところである。今後とも認定基準の適正な運用に努めてまいりたいと考えている。

3. 化学物質過敏症について

- (1) 本年6月より「化学物質に関する個別症例検討会」が開催されているが、どのような症例が検

討されているのか明らかにすること。発生状況が明らかな化学物質過敏症の労災請求事案は、症例検討会にかけることなく労基署で業務上認定すること。

【労災補償部補償課】

化学物質に関する個別症例検討会においては、いわゆる化学物質過敏症とかシックハウス症候群とかいったものだが、そういったものとして請求された事案について検討することとしている。化学物質過敏症等の発生基準については、いち早く研究に着手している米国においても、主として心的要因の観点、神経感作の観点あるいは慢性蓄積中毒の観点から、それぞれ研究が進められているが、疾病概念等について医学的なコンセンサスが得られていない状況にある。労働基準監督署において、化学物質過敏症等を明らかに業務上と判断することは困難であると考えている。

- (2) 業務に起因して発症した化学物質過敏症を業務上疾病として認定すること。

【労災補償部補償課】

化学物質過敏症等として労災請求された事案については、傷病名にとらわれることなく、個々の事案ごとに曝露の状況や発症の経過などを調査し、主治医の意見はもとより、様々な医学的情報を収集し、業務起因性の判断を行っているところである。化学物質過敏症等については、現時点において、その疾病概念、様態あるいは発生のメカニズム等について医学的コンセンサスが得られていないため、化学物質過敏症という傷病名をもって業務上疾病として認定することは困難である。なお、過去に化学物質過敏症として労災請求された事案については、化学物質過敏症として労災認定されたわけではなく、曝露の状況や症状などから有機溶剤中毒などとして労災認定しているところである。

4. 被災労働者の社会復帰対策について

- (1) 被災労働者の社会復帰対策要綱（基発第172号、平成5年3月22日）に基づく被災労働者の社会復帰支援対策の全国的な実施状況について明らかにすること。172号通達の周知徹底を図ること。

【労災補償部補償課】

被災労働者の社会復帰支援対策の実施状況であるが、平成18年度は計画対象者105名のうち、職場復帰希望者が93名おり、そのうち2名が職場復帰されている。新規就職希望者2名はいずれも新規就職をされている。また、症状固定者44名のうち、職場復帰希望者が11名おり、うち6名が職場復帰。新規就職希望者7名のうち4名が新規就職をされている。引き続きこういった制度の周知徹底を図ってまいろうと思っている。

- (2) 長期療養者職業復帰援護金受給資格申請、長期療養者就労・職種転換訓練援護金の実績を明らかにすること。治癒後6か月以内の者に限るという制限をなくすこと。

【労災補償部補償課】

長期療養者職業復帰援護金受給資格申請と職種転換訓練援護金の申請は残念ながら昨年度はゼロだった。これは早期の職場復帰の促進を図るという目的で設けられた制度なので、治癒後6か月以内の者に限るという制限を撤廃しろというご要望であるが、これはなくすことはできないと考えている。

5. 脳脊髄液減少症

脳脊髄液減少症について、主治医や専門医の意見を尊重すること。その際、補償の調査に当たっては、病名にとらわれることなく、被災者の傷病の実態に即して補償すること。

【労災補償部補償課】

脳脊髄液減少症については、疾病名にかかわらず、災害の状況、傷病の状態などを調査のうえ、主治医や専門医の意見をふまえて判断しているところである。なお、労災補償制

度における療養の対象については、療養の効果が医学上一般に認められるものでなければならぬので、健康保険に準拠しているところである。脳脊髄液減少症については、現段階では検査方法や治療方法が確立しておらず、健康保険の取り扱いにおいて給付の対象となっていないことから、ブラッドパッチ療法や検査法については労災保険においても保険給付の対象とはなっていない。

6. 作業関連筋骨格系障害

- (1) 頸肩腕障害、腰痛など治る職業病は原則職場復帰まで労災療養補償、休業補償を継続すること。

【労災補償部補償課】

労災保険制度における治癒とは、その症状が安定し、医学上一般に認められた治療を行ってもその効果が期待できなくなったとき、症状固定と定めているため、治癒後については、療養補償や休業補償を継続することはできないということである。ただ、治癒後については、残存する後遺障害が障害等級に該当する場合には、障害補償給付を支給している。また、後遺症がある場合は、併発疾病を発症する恐れがある場合については、各種アフターケア制度を設けさせていただいているところである。

- (2) 成田労基署の2005年度暴言・打ち切りの全容を解明し、労災課長らの懲戒処分を公表すること。人権侵害、適正給付管理通達違反の打ち切り決定を取り消すこと。

【労災補償部補償課】

後段の部分に関して回答する。この件については、現在、再審査請求されているため、労働保険審査会において適正な採決がなされるものと考えているので、その動向を見守りたいと考えている。

【労災補償部補償課】

前段部分について回答する。懲戒処分の

公表については、平成15年11月10日付けの懲戒処分公表指針に基づいて労働局においても実施しているところである。本事案については、労災課長らの懲戒処分ということだが、懲戒処分ではないので公表は実施していない。

8. 外国人労働者の労災

(1) 労災補償給付金の確実な受給について

金融機関の預金口座を持たない外国人労働者が労災補償給付金を受給する場合、労基署での現金給付により確実に受給できるようにすること。

【労災補償部労災管理課】

労災補償給付金を給付窓口において現金で給付するということは、現金管理上のコストの件あるいは警備上の面、あと人員上の面と踏まえて、非常な問題を抱えているので、ご要望にお応えすることは現状では困難である。なお、休業補償給付や年金給付等については、銀行等に口座を持っていない方も現金で郵便局の窓口で受け取ることが可能になっているので、最寄りの監督署にご相談いただくとともに、御理解を賜ることを願います。

(2) 外国人研修生の労災については就労の実態をもって労働者性を判断すること。

【職業能力開発局外国人研修推進室】

研修技能実習制度における研修性は、在留資格が「研修」となっており、制度上、就労が認められていないので、制度上、「労働者」にはなっておらず、労災適用にはならない。しかしながら、在留資格上認められる実務研修を研修性が行う場合については、受け入れ機関の要件として、入管法の基準省令上において、「研修中に死亡し、負傷し、または疾病に罹患した場合における保険への加入、その他の諸措置を講じていること」を規定しているので、実務研修中の事故疾病については、入管法令において措置されているところである。

9. 労働福祉事業

労働福祉事業の労災就学援護費、労災就労保育援護費は「申請が行われた月」から支給されることとされているが、労災保険の給付請求を行う時期が遅れたとき、あるいは給付請求を行った際に当該処分庁の職員よりこれら援護費等の請求が行える旨の示唆がなかったときなど、遅れた申請月より前分については支給されない。支給すべき事由が発生した月に遡及して支給するように改める措置を行うこと。

【労災補償部労災管理課】

労災就学援護費については、先だって法律改正になった社会復帰促進等事業として、被災労働者の方々またはその遺族の方々に対して、就労の援護を図るために支給されるものなので、社会復帰促進等事業の中でも保険給付と一体的な特別支給金とは性質の異なるものであると理解している。また、労災就学援護費については、業務災害または通勤災害による重度の障害の方、長期療養者の方および遺族の年金受給となった方が申請してはじめて支給するというようにしているものであり、災害発生時まで遡及して支給するということは現状は行っていない。実務上、遺族補償年金等の請求時に合わせて労災就学援護費の支給申請の受け付け日を支給決定と同日とするよう努めているところである。

なお、他の同様の制度と比較して、現行制度は見直しを検討しており、この部分についてはお約束はできませんが、見直しを行う途上についているということだけを、かなり前向きにご回答させていただきたい。

10. 審査請求・再審査請求

(1) 兵庫労災保険審査官の虚偽文書作成事件

- ① 本年6月、兵庫労働者災害補償保険審査官3名が、虚偽文書作成罪で告発されるという前代未聞の事件が報じられた。兵庫県労働局によれば、労災保険審査官2名により虚偽文書作成、

亡失が8件確認されたという。かかる不正事件は労災保険審査官、審査請求制度の信頼を根底から揺るがすものであり、断じて許されない。本事件について厚生労働省としての見解と明らかにし、再発防止策を明らかにすること。

【労災補償部労災保険審理室】

本件の不正行為は、審査請求制度として審査官の信頼を損なう行為であるとは考えている。本省として二度とこのような不正行為が行われないよう、審査官における厳正な事務処理を行うことについては指示しており、審査請求制度の信頼回復と適正な事務処理の確保を徹底してまいりたいと考えている。

- ② 2名の労災保険審査官が担当した全ての不服申立事案について、適正な調査・審査が行われているか再調査すること。

【労災補償部労災保険審理室】

当該審査官が担当した事案については、すでに全数、兵庫労働局において不正行為の有無は確認しているところである。

- ③ 全国の地方労働局において、労災保険審査官が適正な審査、決定を行っているのか調査すること。

【労災補償部労災保険審理室】

審査官は審査請求事案の適正な事務・審理を進めているところだが、本件のこともあり、審査官に対して再度、法令順守した適正な事務処理の徹底について指示したところである。

(2) 審査請求について

- ① 原処分庁に明らかな調査不足、事実認定の誤りがある場合には、それを指摘し事案を原処分庁に戻して再調査させること。

【労災補償部労災保険審理室】

原処分庁の明らかな調査不足等があると、審査官から審理の過程において確認した場合は、審査官自らの職権により審理のために必要な処分を行い決定するものである。

- ② 労災保険審査官は原処分庁の提出した資料を重視し、請求人からの再調査の要望に十分こたえていない。形式的に請求人に文書資料の提出を求め、意見聴取が行われる傾向にあり、決定書にも十分に審査が尽くされたとは言えない内容のものもある。審査体制を抜本的に改革し、労働者側、使用者側の参与が決定に関与できるようにすること。

【労災補償部労災管理室】

労災保険審査官は、法令に基づいて審査請求人からの意見等をふまえて、公正な立場から決定していくものである。今後とも適正な処理に努めてまいりたいと考えている。

(3) 労働保険審査会・再審査請求

- ① 事件プリントを早期に配布し、公開審査会の日程を請求人・代理人と調整できるようにすること。

【労働保険審査会事務局】

審査指導の写しを事件プリントというが、これについて、現在は公開審理の4週間前を目途に通知と一緒に送付させていただいているが、本年10月開催の公開審理分から、2週間早めて、6週間前を目途に審理通知と事件プリントを送付することとしている。今後は、状況も踏まえてできるだけ早期に配布できるように検討していきたいと考えている。また、公開審理の日程調整については、再審査請求件数が多いこと、受付順に処理をしているということから、現在は開催日の調整は困難であるのだが、将来的には検討していきたいと考えている。

- ② 議事録の写しを提供すること。

【労働保険審査会事務局】

公開審理の審理調書のことだと思うが、従来これに関しては閲覧のみを可能としていたところだが、現在は請求人等の申請によって審理調書の写しの交付も行っているところである。

- ③ 労働保険審査会の裁決を公開すること。本年3月15日のHP公開は評価したい。しかしその後更新されていない。現在の掲載は、平成16

年度の取消事件14件（全裁決444件）、平成17年度の取消事件20件（全裁決606件）のみである。過去の事件、取消以外の事件も公開すること。具体的には、「労働保険審査会裁決総索引」（労災保険）を労働保険審査会設置以来の裁決事例を公表すること。今後の整備の予定を示すこと。

【労働保険審査会事務局】

労働保険審査会の裁決だが、現在の厚生省のホームページに平成16年および17年の取り消し裁決を掲載している。今後の予定だが、ご要望にあるとおり、棄却裁決の方も順次掲載していく予定はあるが、現在、平成16年、17年、18年の棄却裁決および18年の取り消し裁決で主だったものを順次整理作業しているので、掲載についてはもう少しお待ちください。更新については、最近ちょっと更新したのだが、今年3月の更新では、平成18年3月31日現在の統計表を、平成19年3月31日現在のものに更新したので、是非ご覧ください。

- ④ 原処分庁の労働基準監督署の調査時点で明らかな調査不足やそのための事実誤認が指摘された場合は、事案を原処分庁に戻して再調査させること。

【労働保険審査会事務局】

労働保険審査会の方の職権で調査することはできる。労働保険審査官および労働保険審査会法第46条に、審査会が調査の必要があると判断した場合については職権で調査を行うことができるという規定がある。これに基づいて、審査会が、原処分庁の方で調査不足で調査が必要であるとした場合は、調査を行っているので、わざわざ原処分庁に戻して再調査を行う必要はないと考えている。

12. じん肺合併症の労災認定について

石綿による肺がんは発症日より労災補償給付されるが、じん肺合併肺がんは、胸部らせんCTまたは喀痰細胞診若しくはその他肺がんの診

断の基礎となった検査の実施日を症状確認日としているため、発症日から労災補償給付されない。じん肺合併肺がんの労災認定においても、初診の胸部レントゲンでがんの陰影を確認した日を発症日として労災補償給付を行うこと。

【労災補償部補償課】

発症時期については、一般的には医学療養上必要と認められるに至った時期により、通常は療養を開始した初診日から業務上疾病と取り扱われることが多いかと思う。じん肺の合併症の場合は、じん肺管理区分が管理2以上であって合併症がある場合にはじめて療養を要するものと認められるところだが、その発症時期については症状確認日を定めている。つまり、じん肺合併症については、当該合併症の症状確認の日に発症したものとして取り扱うこととしており、じん肺合併の肺がんについては、肺がんの診断の基礎となった検査を行った日を症状確認日として取り扱うこととさせていただいている。

13. 業務上認定と労基法第19条の解雇制限について

青梅労働基準監督署における精神障害の労災請求事案において、労基署が業務外とした後、審査請求で原処分庁の決定が取り消しとなり業務上となった。しかし、その間、使用者が休職期間切れを理由に被災労働者を解雇した。被災労働者と労働組合は労基法19条（解雇制限）に違反するため使用者に対する指導を求めたところ、労基署、労働局は「通達がないことから法的な争いを行わない限り事業主を指導できない」という対応だった。審査請求、再審査請求中で休職期間切れとなった場合、あるいは労災申請中に休職期間切れとなった場合、その後の行政処分で業務上認定されたならば、労基法第19条（解雇制限）が適用されると考えるが、厚生労働省の見解を明らかにされたい。

【労働基準局監督課】

法令事務を担当している。労働基準法第

19条においては、使用者は、労働者が業務上負傷または疾病にかかり療養のために休業する期間その後30日間は解雇してはいけないと規定されている。したがって、解雇制限期間中においては、第19条の但書きに書かれている事項に該当しない限り、労働者を解雇することはできない。なお、労働者が傷病により療養のため休業している場合、またそれが業務上疾病であるかどうか判明せずに使用者が解雇した後に業務上疾病であることが判明する場合もあるが、このような場合に当該解雇が19条に違反するかどうかについては、解雇時点において使用者に故意が認められるかどうか等の諸事情に基づいて個別に判断することになると考えている。なお、労働基準監督署への申告については、労働基準法違反の疑いが認められる場合には、労働者が申告することは可能なので、これを付け加えて回答させていただきたい。

精神障害・自殺の労災認定

田中 誉（えひめ社会文化会館労災職業病相談所）：1(9)の自殺について、先ほどの説明では、平成11年の基発545号の説明だけで終わっている。問題なのは、精神障害、特に自殺等については、平成11年9月14日の基発544号によってかなり改善されてきたといわれているが、いずれにしても問題点が非常に多いということで、改定を要求していかなくてはならないと思っている。たとえば精神障害があるということは、指針の中の自殺の取り扱いのなかで、精神及び行動の障害ということでF0からF4についての症状について一応ひとつの限定をされている。それから別表1の職場における心理的負荷評価表というのをもとにして判定されている。そこで問題なのは、精神障害がない場合—医学的な診断というものがあってはじめて精神障害と言われるわけだが、精神障害的な症状がある、しかし医者にかかっていないために、たとえば仕事で責任を感じて自殺をするという事例がある。医者の診断に

基づいた精神障害がない場合の自殺の認定についてはあるのでしょうか、ないのか？

回答：自殺をする前に病院やクリニックに行っていない、精神障害が治療されていないということがなければ行政としては精神障害として認めないのかということですが、現状においては、自殺される方の多くは、病院に通っていないケースが多い。そういう場合でも自殺される前の症状とか状況とかを見て、こういった症状や状況が精神障害を発病するかというのはきちんと審査をしている。それがなくて、業務により精神障害を発症していたかどうかはちゃんと見ているので、これは別段、自殺前に病院に通っていないけれども、それをもってはねるということはしていない。

田中：平成11年にはじめて指針ができた。それ以前に、昭和42年口第62号ということで、タンクローリーを回送運転中に民家に突入して民家も負傷し、運転席から離れたところで自殺をしたというケースがあります。これは大阪の労基署ですが、これについては、業務上そういう作業をしたことは認めている。しかし、運転席から離れたから業務起因性がないということで、業務外ということで支給されなかった。審査請求をしたものの、審査官は同じように却下した。最終的に再審査請求をして、話にあったように、この本人も負傷しているわけだから精神的に分からなくなった、したがって自殺したことについては業務上と認めるべきだということで、支給決定をしているわけです。これは昭和42年のことです。今から40年前の話ですが、そういう事例があるわけですね。したがっておっしゃったように、精神障害という医者の診断がなくても、そういうことが想定される、精神障害がなくても自殺と認めるべきではないのかということで問題提起をしているわけです。実際に2件ほど相談がありまして、1件は2005年に、仕事上の責任、上司のいじめがあったでしょう、長時間労働もあったでしょう、そういった中で車の中で自殺をした。それについて、2年以上も監督署で調査に時間がかかったのですが、今年6月に業務上認定をされているわけです。これは精神障害という医学的な診断を実は受けていな

い。しかし、その勤務の労働の実態、言動、それといじめといういろんな実態を含めて精神障害的な要素があるということを認めているわけですね。6か月と言われましたね。そういう経過がいるということですが、それ以前からもそういう状況が起きて、現在も突発的に自殺する場合もあるんです。当然、仕事について非常に責任を感じる、いじめの要素がある、そういういろんな苦渋の中から自殺をするということがあるわけですから、当然それについては労基署においても認定をするということになってくると、そういう認定基準だけでなく、総合的、社会通念的に判断すべきでないの?ということを実は言っているわけですよ。

回答：いずれにしても自殺については、精神障害によること、そしてその精神障害は業務に起因すること、それをもってうちの方では労災認定をしています。

井上浩(全国安全センター顧問)：結局、業務による精神障害の介在がなくても業務起因性が認められる場合があるのだということです。一番の良い例は、戦争が終った、負けた、その時に陸軍大臣が自殺をしたでしょう。あれは公務災害ではないでしょうか、本当は。そういうのがあるわけですよ。だから労働省のいままでの裁決をみると、交通事故が起きてから10分から20分以内に自殺した人は、だいたい労災になっているわけですよ。審査会でもそうですね。日通の人が、日通にとって非常に大事なお得意さんの荷物を車で運んでおって交通事故でひっくり返って荷物をぶっ壊したわけだ。その人はそのまますぐ走って行って首を吊って死んだんです。そんなので、だいたい10分から20分以内に死んだ場合には労災になっているんですよ。で、今度の文章をみると、そういうのもダメみたいな感じがするわけです。そのへんをもう少し考えなくてはいけないんじゃないかということをお願いしたいわけです。

回答：趣旨は分かります。

田島陽子(関西労働者安全センター)：精神疾患についてはたくさんいろいろ、(1) もそうですが、あと(5)とか(6)とかも全部関係があるのですが、私たち相談を受けている者の実感としては、

精神的負荷の評価について、実態に即してないんじゃないかという実感があって、それでこういう項目を出しているんです。いまの基準で本当に良いのかどうかを、もっと真剣に検討してもらいたいという趣旨があって、こういうものを出しています。だから統計が取りにくいからとか、集計できにくい項目だからとか、そういうものを求めているのではなくて、もっと内容を、とにかく事務局の方でも審査して分析する姿勢を取ってほしいということです。いつも、専門検討会を開いて検討するとおっしゃるけれど、確かに専門家の意見は重要ですが、実際に窓口でやっている方のほうが、どういう案件が相談に来ているかが分かっているわけです。私たちのように対応しているものと同じように窓口で分かっている方がいると思います。そういう方の感覚も入れて、本当にこの評価が、たとえば対人関係とか仕事内容が変わったとかはあまり評価が高くないんですね。これが実感として本当にそのとおりなのかというのを、専門家ばかりに頼らないで、もっと分析するという姿勢を示してほしいと思います。これに対しては今ここで回答できるものではないと思いますが、趣旨はそういうことです。お願いします。

西山和宏(ひょうご労働安全衛生センター)：先ほどの回答の中で、1(3)の部分で改正された内容がなかったので回答してもらいたいのと、それとPTSDの関係での事例ですが、尼崎の電車の脱線事故があったわけですが、その救急救命作業をされていた救急救命センターの看護師の方がPTSDを発症された。労災申請をしたんですが不支給になったということで、いま再審査をあげているのですが、監督署の調査復命書を含めて情報公開で見たところ、兵庫労働局の局医の方が、PTSDというのは戦争等の特別な事情でなくては起こらないという見解を監督官に対して言うてるといのがちゃんと残っているんですよ。これが労働省の皆さんのPTSDに対する見解なのか。お聞かせください。

回答：まず一点目。(3)の具体的な改正内容という話ですか? これは先ほども関連した質問がございましたが、脳・心臓疾患や精神疾患の請求

事案が多くなっております。そういった状況を踏まえて事務処理マニュアルの改訂を考えています。いかに現場において、迅速かつ適正な認定を確保しつつ被災された方に迅速に給付するということが最大の課題となっておりますので、そういうことに向けて、いかに現場が効率よく事務処理するための、事務処理マニュアルをいま作成しております。

PTSDと発症要因の話ですが、労働省の判断指針に書かせていただいているICD10の診断基準、診断ガイドラインに基づいてやらせていただいていますので、その診断ガイドラインがすべてとなっています。確かに戦争を例にたとえて、生死が関与するということになっていますので、そのような場合にPTSDが発症するというのは確かに書かれていますが、戦争に限っていないというのはあります。

西山：実際に、救急救命士の事例の場合、現場の監督官が局医にそういうふうには訊ねているんですよ。PTSDはそういう特別の場合でしか起きないと言い切っていて、それが調査の中でひとつの判断理由になっているわけです。こういうことが労働局の中での意見になっているのですから、ほとんど救済されませんよね。

回答：私どもも、各労働局への指示というのは、ICD10の診断ガイドラインに沿ってやっていただきたいということを申し上げていますので、その範囲でお答えしたのかとは思いますが、実際にどういうやり取りがあったのかはちょっと分からないので申し上げられませんが、本省としてはICD10を指示しています。

西山：局医の方がそういうふうに言われているので、違うのだとしたら、局医も含めてちゃんとそういうふうな話をしてください。

回答：そのへんは機会をとらえて指導を徹底してまいりたいと考えております。

飯田浩：脱線事故で実際にPTSDで労災認定された事例はありますか？

回答：脱線事故とはこの間のJR福知山線事故ですか？あ、すいません、事例については私は把握していませんので。必要でしたら、帰って調べて

お答えしますが。

飯田：実際に労災認定されている事例があったと書いてあったように記憶しているのですが。調べていただけますか？

回答：分かりました。

石綿労災認定事業場名の公表

古川和子(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会)：2(4)です。ちょっと飛びますけど、この件に関して、私たちはずっと各労災認定事業場名の公開を求めてきました。患者と家族の会の古川と言います。そして、私たちもそうですが、皆さんも2年前のクボタショックによって大きな教訓を得ているはずです。労災認定者数の多い事業場の近所では、必ずと言ってよいほど近隣住民に被害が起こっています。このように労災認定の事業場を公開するということは、近隣住民に対しての警告を発信する、そういった意味でもあります。だから是非、1回こっきりではなくて、ずっと情報を公開してください。いまたまた退席されましたが、参議院議員の川田先生はおっしゃいました。命の問題を大切にする社会をつくらなければならない。これこそ本当に命を粗末にしている、そういった現われです。

回答：事業場の公表については、確かに平成17年度公表した目的のひとつには、過去従事したことのある労働者の労災補償という問題と近隣住民に対する注意喚起というのがございました。そもそも労災認定事業場が外に出すべき情報かどうかという問題もありますが、17年度当初と比べて、われわれとしては、当然足りないというご意見もあろうかと思いますが、石綿に関する危険性とかそういうことについて周知広報に努めてきているところです。今後もそういったことで対応させてもらいたいと思っています。

古川：公開してもらえるんですか？

回答：いえ、周知・広報の充実という観点から徹底させていただきたいと思っています。

古川：公開してもらえるかどうか、お聞きしています。

回答：それは、いま現在は、必要はないと考えてい

ます。

古川： どうしてですか？理由を教えてください。

回答：平成17年度当時と比べて、情勢が変わって川本浩之（神奈川労災職業病センター）： 変わってないよ。その認識が間違ってるよ。

＜交渉団ざわめく＞

片岡明彦（関西労働者安全センター）： ちょっといいですか？質問ですが、労災認定件数は、2004年度までの労災認定件数に比べて、この2年間で労災認定されたものと新法で時効救済認定されたものの件数を比べると、2年間で何倍の件数を認定しましたか？

回答：あの～、平成17年度、18年度で労災で700件程度、詳しいデータは持ち合わせていませんが、700件程度と認識しております。

片岡： 17年度と18年度で700件かい。

回答：700件か900件か、ちょっとろ覚えですが。

片岡： 隣の人は？

回答：数字は覚えていませんが…

片岡： ふざけるなよ！

回答：1000件くらい…

片岡： 誰か、新しい黄色い本（安全センター情報2007年8月号）見せてやってくれよ。ふざけるな！

団体：（その本の）14ページ。

片岡： 誰か近くの人、個所を示して読み上げさせるよ。分かった？どこか分かりましたか？

回答：労災補償で、その～中皮腫、石綿で、2005年が722件という数字が。

片岡： じゃ、その次の年は何件ですか？

回答：1,796件ですね。

片岡： 足したら何件ですか？

回答：約2,500件ですね。

片岡： そこに時効救済の認定件数をのせたら何件ですか？

回答：800件ですから、3,300件ですね。

片岡： 2004年度までは全部で何件ですか？

回答：2004年度までは653件です。

片岡： 853件じゃないですか？

回答：2004年度まで、この表でいくと…すいません。800ですね。

片岡： 何倍ですか？

回答：先ほど3,000ですので、4倍ですね。

片岡： じゃ、もうひとつ質問ですわ。労災認定事業場名を公表しましたね。いろんな事業場名が公表されていますよ。新たに認定を行った事業場の数は、全体の件数がそんだけ増えていて、激増しているんじゃないですか？もうひとつ質問ね。すでに認定している事業場があると思いますよね。中皮腫が1件、2件という件数で事業場名を公表された事業場も多いですよね。それぞれ既存の事業場は、いったい何倍この2年間で認定されたかということも分かりますでしょう。たとえば、1件しか認定していなかった事業場が、この2年間で10件認定したといたら、さっきの古川さんの言っていたことですよ。たくさん認定者を出した周辺は危ないっていう話で、平成17年度は公表したんじゃないですか。

回答：…（聴きとれず）…

片岡： じゃ、その緊急性はまさにあるでしょ。件数が増えている、一事業場の認定件数が激増している、場合によっては10倍以上になっている。どこに緊急性が薄れたという根拠があるのか、僕ははっきり分からない。853件が3千数百件に増えているんですよ。新規認定事業場数も増えている。同じところで10倍、20倍認定された事業場もありますよ。で、それでね、あなたね、なんで初めて聞いた時に件数が分からないの？

回答：正確な数字は…

片岡： 正確な数字とかいうのではなく、あなたたちの頭の中に何も入ってなくて、この事態が頭の中に全然入っていないということじゃないですか。853件が3千数百件ですよ。どこに2年前と状況が変わっているんですか。状況は悪くなっているじゃないですか。僕らが、2年前にいろんな施策がやられた中で、100%評価した施策の唯一のものが認定事業場名の公表ですよ。僕は個人的にあれば100%評価しましたよ。石綿新法だって反対しましたし。その100%評価できるのがゼロになったら、という受け止めですよ、被害者は。なんで一番良いことを止めるんですか？しかも現状に全然即してないじゃないですか。あなたたちは全然そのことが頭の中に入っていないという

ことがわかったですよ、今日。厚生労働省の石綿行政の後退を象徴しているのが、この問題ですよ。という認識なんですよ。間違ってますか？冗談じゃないですよ。何が緊急性がなくなったと言えるんですか。

古川：緊急性をなくそうとしているんじゃないですか。私にはそう感じる。

片岡：現実問題として、2件しか中皮腫の認定しなかった事業場が20件も認定したら、それ自身大問題じゃないですか。アスベストが飛んでいたかもしれないという話じゃないですか。そういうことだから認定事業場名を公表するといってやったのが2年前のことですよ。

交渉団：なんで黙ってんだよ。

阿部知子(衆議院議員)：そういうふう、公表しないというふうの方針転換したことが審議されたのですか？

回答：…(聴きとれず)…

阿部：じゃ、逆に言うと、基準局がそう判断した理由なり基準は何ですか？数も増えているし、申請だってこれからまだまだありうることでしょね。

回答：そもそも労災で認定された事業場は…

古川：マイクを持って言うてください。

回答：労災認定された事業場は、公表を前提に集めた情報ではございません。それで、その認定された理由が公表できるかどうか、そもそも私どもとしては公表すべき情報ではないと判断しておったのですが、17年当時の社会的情勢等をかんがみて、まさにこれはうちの方でこれをしなくてはいけないというような情勢だったというかで、当時そうなった。それから経過して、危機感がなくなった、薄れてきたというようなご批判をいただきましたが、当然、私どもはそのようなことを思っているつもりは全然ございません。

阿部：社会的な情勢は何か変わりましたか？

回答：あの～要はその～非常に石綿問題というのがマスコミ等でクローズアップされて、あの～積極的というか、請求件数等も、認定件数もそうですが、過去に比べて増えておるといような状況で、あの～皆さんのあいだでも石綿問題の危機感というものが浸透したものだといふに私どもは

考えておるところですよ。

古谷杉郎(全国安全センター事務局長)：明らかに変わってるでしょ。おとしは必要性があると行って公表した。去年の回答は、必要性和、メリットとデメリットを検討したいと。今年は、必要性がないと。去年とおとしと変わっているわけだよ。その説明を、今それが公式な説明で良いわけ？労働基準局として決定した説明。

阿部：周知徹底すれば、もう良いんだってことですね、一言でいうと。周知徹底したんだと。危機感は薄らいだと。

回答：周知徹底はしたというか、していくつもり、していきます。危機感が薄らいでいるとは思っておりません。

阿部：じゃ、なぜ公表しないの？

回答：公表しないということについて、認定事業場名というものが、他の労災の関係もそうですが、出すべき情報ではないかなという判断があってやっています。

<交渉団複数発言、聞き取れず>

天明佳臣(全国安全センター議長)：緊急性がないと言ったよね、さっき。

回答：当時の状況、すいません、あれです…

天明：取り消せよ！緊急性がないとはっきり明言したんだから。

回答：現在において緊急性がないというふうにおとりされたのであれば、その発言は取り消します。17年度当初と比べて半年ほどのという意味で使わせていただいたんですね。危機感というか。

<交渉団ざわめく>

阿部：件数は増えているんだから、今後増えるかもしれないんだから、何ら、逆に言うと、危機も去ってないし、周知徹底はこれからますます、患者さんたちというか、ま、認定者が増えていくんじゃないですか。その見極めもないわけですよ。

天明：疫学的には2025年までピークは続くと言っているんだよ。すでに曝露されている人はいっぱいいるんですよ。何言ってるの、あんた。ふざけたこと言わないでくれよ。

回答：…(聴きとれず)…

阿部：いや、内容がふざけてるんだよ。あのね、言

葉がふざけているとかじゃなくて、やっぱりこのアスベスト被害というものが私たちの社会に及ぼす影響はあまりにも大きいという意味でふざけてるって言ってるんです。それは労働基準局の中で決めたか？じゃ、労働基準局はそういう認識なんですか。その判断責任者は誰ですか？誰が判断しましたかと質問したらどう答えますか？

回答：判断責任者というものは、あの～アスベスト事業場名を公表するということについてあの～17年度にやったものについては、非常に特異というか特別な措置として、例外的な措置として対応させてもらったので、それであの～今回これはいまの段階での～私どもの認識ではございますが、あの～誰が、そういうやらないという方針を決めたのかというようなものではございません。

阿部：報告してないなら、やらない方針は…

古谷：いまさ、「労働基準局として決定した」と言っただでしょ。

片岡：言ったよ。

古谷：去年は「まだ検討したい」と言ったんだよ。今日は違う。もう決定したと言ったよ。それは事実でしょ。「労働基準局として決定した」と、さっき言ったよ。

回答：労災補償部としての意見を、まず何というかあの～幹部まであげたということです。

片岡：え～？幹部ってなんですか？よく分からない。

古谷：じゃ、責任者は何？労働基準局じゃないの？さっきは局って言ってたのに、今は補償部って。

高山：正確に言ってくれないかな。

古川：本当のことを言ってくださいよ。

片岡：補償部かい、局かい？

阿部：この段階ですごく大きな影響がある…

片岡：ものすごく大きな影響がある話ですからね。

古谷：そう判断した責任者は？

阿部：なぜ、特例、例外的なんですか？これから続くんですよ。特例、例外的って、ただメディアが問題にしていたからというんですか？

古川：マスコミ向けに発表したんですか？

回答：違います。

古川：違うでしょ。そうでしょ。

阿部：とくに補償部だったら、一番そういう労災認

定の補償の実態が一番如実に分かっているところでしょ。逆にこれから減っていくと思っているんですか？

回答：…。

阿部：物事の周知徹底はそんなに短期間ではないかないですよ。

古川：今日の交渉でも、近鉄名古屋駅の話でもあったように、今まさに、今からどんどんどんどん問題が大きくなって行くんですよ。その最中に、もう浸透しているとか、危機感が違うとか…

片岡：毎日ね、被害者の声を聞いている現場の声として聞いてもらいたいんですが、例えば、おじいさん、おばあさんが、自分の家族が死んだのが何が原因かと思ってすごく悩んで、それで社会問題化して新聞で読んで、いろいろ調べて、ああここだったなということになって、監督署の窓口に行くわけですよ。保健所の窓口に行っている状況がずっとまだ続いているわけです。

具体的な問題で僕はちょっと言いたいんですが、初めに古川さんが言ったことですが、認定者を沢山出したところが一番問題になってきてて、本当に具体的な話として、認定者をすごく増やしている事業場がありますよね。見たら分かりますよ。その情報というのは大切なことじゃないですか。例えば、増えたということは、周辺住民の問題もあるし、家庭内曝露の問題だって、さらに注意を喚起しなくてはいけない問題じゃないですか。ということは、そういう部分では、やっと問題が全体化して、これから周知徹底を本当にね、目の前の現実を皆さんに見せて、これをもとにして周知徹底をやっていかなくてはいけないんですよ。やっとその材料を得たわけでしょ。いままで厚生労働省だってその情報を持ってなかったわけじゃないですか。だから周知徹底しようと思ってもできなかったでしょ。それを国民と被害者とマスコミにやっていただいたんじゃないですか。やっとこさ3千件以上の労災認定事例の情報を取得したんですよ。これを活用しないでどうするんですか。ということなんですよ。その3千何百件にはね、被害者のね、いろんなものが詰まっているんですよ。そういうのが何で分からんかという

ことですよ。

井上浩 (全国安全センター顧問)：最近の私が経験した例を話して参考にしましょう。肺がんの認定の請求を出したんです。会社を調べたら、過去の記録がないということなんです。過去の記録はないはずはないですよ。だって特化則であれば30年間保存すると義務があったんですからね。ところが「ない」というわけです。実はその前の日だったか、昔のそこの衛生管理者兼看護婦さんという人を探し出して、電話したら、その人は偶然私が(労働基準監督官だった)30年前に電話した人だったんですが、「おたくの30年前の健康診断の記録はありますか」といったら、「昭和43年以降はすべて残っています」と。「じゃ、いまはどうですか?」「私が定年で退職するときに、作業記録から何からすべてビニールに入れて揃えています」と。私に確答したわけですよ。で私は監督署の第二課長に「実はこれこれこういう人が専任でずっと衛生管理をやってあって、この人に聞けば分かるから聞いたらどうですか」といったら、何と言ったと思いますか。「あなたの言うことは聞きません」と言いました。「あなたは被害者でも被害者の家族でもないから、あなたの言うことは聞かない」って。私だったらあらゆる情報を集めたい。そんなことを認める人がいたら嬉しいから是非聞きたいですよ。その課長の名前は言いませんが、いまもまだいます。そういつて全く聞かず、結局、不認定になりました。それから皆さん方も一生懸命おやりになって、労働者のことは守備範囲だから一生懸命やっても、近所のことはあまり問題にしないかと思うんだけど、そこには労働者の家族が住んでいる。労働者自身でなくても。その人たちが肺がんで死んでる人があるんですよ。外国の発表にもあるんだけど、私が調査した範囲で3人の労働者が働いている家族で1人肺がんで死んでいた。2人働いているところで1人死んでいた。それから1人働いているところで2人死んでます。合計4人発見しました。家族の方に、「どんな生活をしていたのですか」と言ったら、良い服を着ていくともったいないからと作業服で往復していた。会社から帰ってくる

と両方のポケットが真っ白で、下に石綿がすごいあったそうです。それを洗濯していた。そういう人の曝露は白石綿でも相当なものだと思うんです。いま環境省の結論は、白石綿についてはリスクが2倍にならないから日本では発生しないというのが環境省の研究会の結論ですよ。そんなことはないですね。家族が働きに行っておった場合、工場の近くでもそうですよ。必ずしも冷暖房を完備していませんから、すごい埃ですから、どのくらいひどかったかという、戦後そこで働いている人は給料が10銭高かったと。その10銭は2年間分の昇給だったそうです。そういう高い給料が欲しい人、就業規則に違反した人が懲罰として、そこに配転されたそうです。近所もその埃があまりくるから窓を閉めると、暑いからまた開ける。一日何度もそれをやったと言いました。リスクが2倍あるかないかは測ってみなければ分からないけど、リスクは相当ですよ。それで工場は20時間操業していたんですからね。労働者は8時間すればおしまいですが、近所の人は8時間では終わらない。工場が操業している限りは吸っているわけだから。だからやはり近所の人は考えなくてはいけなし、調査くらいはしてみたら良いんじゃないでしょうか。

古谷：すみません。阿部先生がもう少しで席を立たなくてはいけなこともあるので、さっきの話だけでも、労働基準局として緊急性がないから公表しないと決めたと言って、後で補償部と言ったけど、どっちなんですか? それだけはっきりさせてください。おとしは緊急性があると思って事業場名を公表して、去年は緊急性があるか、デメリットがあるのか検討したいと答えて、今日は緊急性がないと決めました、判断しましたと。これは労働基準局として判断したと言ったんだけど、どうも言葉を濁しているが、はっきりさせておいて。

回答：私たちは…。

古谷：はっきりさせて。

回答：労災補償部としてこの意見をまとめました。

古谷：労働基準局としては判断してないの?

回答：判断というか、出す出さないとしての、あの～判断…。やる(公開する)ときになったら、「やり

ます」という判断を出すと思うのですが。

片岡：何や、それ。

古谷：じゃ、さっき「労働基準局として」というのは嘘だったということですね。

回答：嘘じゃないです。そういう話はしておりますという…。

阿部：要するに、部から局にあげているということですか。

回答：はい。

阿部：局の判断はまだないのですか？

天明：これは早期発見にもつながる情報なんですよ。残念ながら今のところ中皮腫の診断に関しては、医者であれば誰でも診断できるという病気ではないわけです。それを前提として、疑ってはじめてこれは中皮腫かと、可能性があるかもと、専門医を受診してもらうのが現状なんです。いまの情報は病気の早期発見にもつながる情報なんですよ。それを緊急性がないなんて話は全く理解できない。

片岡：最後にちょっとひとつ質問させてください。いろいろ石綿新法とかね、作っていただきましたね。あのね、だけど僕ら現場の人間としてね、いかんともしがたい問題がどうしても二つだけあるんですよ。何やと思いますか。どないもしようがない。明らかに石綿被害者だと分かっているけども、その人を救済することができない。労働者だって。あるいは中皮腫の患者さんであっても。いかんともしがたい。何ももらえない。こういう人がおるんですけど。労災に限れば、これだけはどうしようもない。何やと思います？労働者で、明らかに石綿労災の人がいるが、この人については全然労災で救済できない、絶対に。分かる？

回答：肺がん…

片岡：いや、認定基準とか、そういう姑息な話じゃない。分からんだろ。平成17年3月終わり以降に時効になった人や。そういう相談を聞いたことないだろ。あるか？本省に電話はないかい？

回答：あると思いますけど…。

片岡：自分のことでいいよ。

回答：私は…

片岡：聞いたことないだろ。君は聞いたことあるか

い？

回答：あの～ごさいませんが、あの～…

片岡：聞いたら、俺らは何て答えたらいいんだ、その人に。君らはね、時効でございますって言えばいいよ。これは前に君らがずっとやっていたことよ。同時に君らは何て言っていたかという、「周知徹底に努めてまいります」と、5年も10年も言い続けたんや。挙句の果てがこの結果じゃないか。僕らはまたいまになって、2年経って、時効だからどうしようもないんですということを、唇を噛みしめながら、歯を食いしばりながら言わなあかんわけですよ、その人に。で、君らはもう労災事業場名なんか、そんなことはどうでもいいんだと言うんだろ。ひでえ奴らだな。

回答：どうでもよいとは言っていないです。

片岡：いいかげんにしろ！

交渉団：緊急性がないと言ってるじゃないか。

回答：それは早期に比べるとということで。

交渉団：同じことだよ。

飯田浩：教えてほしいんですがね、2年前に本来出すべきことを目的にして集めたものでない情報とおっしゃいましたよね。だから企業としては当然反発があるわけですよ。その反発があっても出すことにした理由は、具体的に何ですか？

回答：要は、周知というか、国民の間に広まっていた不安感の解消。

飯田：企業名を公表すると不安感が解消できると、なぜ判断したのですか？

回答：あの～石綿の病気がですね、あの～曝露から何十年も経ってから出てくるということで、自分が発症した病気がまさかその病気ではないかと気がつかない方が多いという前提に立って、こういう会社にお勤めではなかったですかというふうのがございました。

飯田：そうすると、私は二つあると思うのですが、ひとつは個々の監督署自身が、事業場を明らかにすることがすごいプラスになったと、よけいな調査をする手間が少しでもはぶけるわけですよ。そういう意味では、多くの国民の人たちも、こういう仕事で労災になることがあるんだな、こういう会社で石綿の病気になることがあるんだなと知ったこ

とはものすごく大きいんだけど、監督署のそれぞれの担当者にとっても非常に大きかったんですね。それからいま現在、そういう要素がなくなったかという、逆なんです。ものすごく広がったわけでしょう。あなた方はさっき、当初は情報が皆無に等しかったとおっしゃった。これはあなた方の責任なんですがね、何か非常に客観論でおっしゃってるけども、自分たちが何もしなかったから、皆無に等しかったんですが、その状況から見たら、企業の名前を明らかにすることによって、相当広がった。しかしまた労災認定がどのくらいになっているかという、まだせいぜい半分くらいでしょう。そうすると、これだけたくさんの方が被害に遭って、より一層多くの方が不安を感じているんですよ。だから今、企業名を非公開にする何らかの積極的理由はないんですよ。ひよとしたら、発表した後に大変な反撃を食らって、かなり出すことに勇気がいるようになったということがあるかもしれない。具体的にその問題と、企業が反対をしてくる問題と、それから出すことのメリットとを秤にかけられるわけですよ。秤にかけたとして、絶対にこれを公表しなかったら、広がらないです。救われないです。それを逆だと考えて出すべきだ。

古川：私たちは、あなたたちが企業から反発を食らって、それで出さないと考えています。そういうふうに私は考えています。だから違う理由を明示してください。それは誤解だと。教えてください。だって、はっきり言ってくれないから、そう思っていますよ。企業の圧力に負けたんだと。みな、そう思ってますよ。

飯田：おそらく個々の監督署の立場で言ってもらえれば、みな出してほしいと思っていますよ。

阿部知子（衆議院議員）：すみません、私はもう少しで退席するので。大変に重要だし、アスベスト問題で、本来は事業場の公表というのは止めるべきどころか、国民の知る権利だと思いますね。いまのお話では、補償部で判断したということですが、その判断の犯罪性ですよ、はっきり言えば。そのことは国会審議の場でも取り上げさせていただきますし、もう一度しっかり考え直して、今日もこういう場をもって皆さんからのご意見

もあったわけで、本当に厚生労働省として、国民の命を預かる仕事をしていただきたいので、今日の指摘を受けて、最終的に局の判断としては公表する、継続するというふうになることを望みます。そういうかたちに質問をさせていただきたいと思います。あともうひとつ、データベースのことも、例えばどんな人たちがどういう経過でガンや中皮腫になっていっているか、亡くなっているかということのデータベース化はかなりの部分で必要性を指摘されていたと思うんですよ。それを今日うかがうと、「データベース化は必要ありません」と。アスベスト対策は、本当にこれから大変になる時代に、厚労省としては何のデータベースもない、あるいは住民への周知や実態把握もないというのは極めて深刻な事態だと、今日は私は皆さんのお話をうかがいました。今日はもう時間もないので、あらためて検討なり質問を受けさせていただきますので、誠実な答えを期待しています。参加者の皆さん、すみません。

団体：ありがとうございました。

古川：国民に目を向けてください。企業に向けないで。

飯田勝泰（東京労働安全衛生センター）：（4）については、ここだけじゃないですよ。アスベストセンターや患者家族の会との話し合いの中でも再三言っていることです。そのつど、メリット、デメリットという話も去年のこの場だけではなく、前回の患者と家族の会やセンターとの話し合いの中でも行われていた。去年じゃないよ、今年になってから。つい最近。今日はもう補償部としてはそう決めたという話。

交渉団：7月11日にやっている。

回答：その時には本日と同じ回答をさせていただいたと認識しております。

古川：ちょっとニュアンス違いますよ。今日はもう決めたような言い方。

回答：補償をつかさどる補償部としてはそういう考えということで。

片岡：ひでえ奴らだな。

古川：私たちはそれを納得して帰ったわけじゃないんですよ。時間切れで交渉が終わっただけな

んですよ。

片岡：本当にもう繰り返しになるけど、そのオープンにしたところは853件で、オープンにしないというのは3千数百件もあるんですよ。だったら初めからね、何がなんでも公開しないとなんて言わないんだよ。オープンしたことになってないじゃないですか、これは。マスコミにつつかれ、いろんな関係省庁から、お前のところ出せと言われて853件は渋々出したけど、あれよあれよという間に3,600件になって、下手したら19年度中に4,000件ですよ。隠すんですか、これを！そんなだったら、初めから出さなきゃいいじゃないか！一番良いことをやったことを止めにして、全部ふいにするんですよ、厚生労働省は。なんでそんなことを決められるんですか！訳が分からんですよ！ほんとに「責任者出て来い」の世界ですよ、こんなんは。

飯田：今日のこういっただ話を受けて、補償部の中であらう一回議論になるんですか？してくださいよ。今日の話の中でまだ、阿部先生も含めて、正式なかたちでそう決まったということで聞いたわけじゃないから。絶対に納得いきませんし。

回答：検討させてもらいます。

飯田：石綿の曝露マニュアルだって作ってるわけですよ。あれは、この情報に基づいて、実際にどういったところで曝露したのかということについて、認定調査をやっている人間も、あるいは問診をしなければならぬ保健士さんや医師も分からないから、ああいったものを作ったんでしょ。だったら、もっともっと増えてるじゃないですか、曝露の形態や曝露の場所が。そうでしょ。それを公表しないで、曝露マニュアルでこういっただことを聞いてくださいとはできないでしょ。補償にもつながらないですよ。そう思いませんか？同じ厚生労働省がやってんだよ。こんなちぐはぐなこと、ないですよ。再検討してください。いいですね。

回答：はい。

労災補償給付への現金払い

飯田：これについては絶対に引き下がれない、今日は一応、再検討してもらうということにします。時間の関係もあるので、3から12までまとめてやり

ますので。じゃ、名古屋の繁野さん。

繁野芳子（名古屋労災職業病研究会）：8番です。結局何が問題かという、外国人労働者の確実な受給ということです。郵便局でのお金の受け取りが非常に厳しくなしまして、有効な身分証明書がないとダメなんですね。すると、不法滞在者や不法就労者というのは、外国人登録証も持っていない、パスポートも期限切れというのがありますので、そういう方たちは零細企業にとっては非常に必要な人材として働かせてますので、そういう人たちが怪我をした時に郵便局でも受け取れなくなってしまったんです。ひとつは、問題があるから現金給付をやれないということでしたが、それは確実に何か根拠があるのか、たとえば、現金でやりましょうという労基署がある場合はそれはそれで良いと考えているのか。不法滞在や不法就労者であっても雇用関係があるので適用されますので、そのへんをどう考えるのか、ちょっともう一度お答え願いたい。

回答：労災管理課の方からお答えします。不法就労の方でも労災補償されるのは間違いございません。ただ、現金払いについては、全国津々浦々の労基署での現金の受け取りというのはコスト面と、あと警備ですね。常にその日に来ていただくとは限らないので、その労働者の方がね。で、やはり現金の出納業務というのは当然、財務省の指定を受けたうえでお金の支払いということになりますので、受け入れと支払いがちょっと別ですね。やはり支払いするときには、ご本人であることを厳格に確認するというのが郵便局において、いわゆる国際企業の流れの中で、身分証明を厳格に確認するという国際的要請もございまして、その趣旨に従って郵便局もかなり厳しく対応しているものと理解しています。ただ、その趣旨の流れの中で、仮に労働基準監督署の窓口において、仮に受け取りというかたちを指定したとしても、いわゆる厳格な身分確認は求められますし、お金の支払いになるので多額の現金を警備、いわゆる金融機関と違いまして警備上の問題もありますので、やはり現行ではちょっと困難かというふうに考えております。ま、いずれに

しましても郵便局の現金の窓口はコスト面等を考えたら、あまり、あの、非常に、郵便局さんも正直なところ、現金の受け取りは極力口座にしてほしいというのが、われわれの公務員の給料もそうですが、現金ではなくて口座というのが…

繁野：すいません、ですから、こういう方たちが怪我をした場合に、労災給付金を受け取れるかどうかっていうことを…

回答：受け取れますが。

繁野：できる。では現実的にどうすれば良いか、お聞きしたい。現金でもダメだということになれば、その人たちの補償はどうなりますか？

回答：ご趣旨がちよっと…補償はされますが、そのいわゆる現金の給付は監督署の窓口では困難だにご説明申し上げているんですが。

繁野：だから労災で認められた人、そういう方たちに対する受給はできないということですか？

回答：いえ、受給はできないと申し上げているのはなく…

繁野：だから現金は困難なんですよ。例えば、労基署で現金で出すといった場合、そういうことをしちゃいけないというしぼりはないわけですね。

回答：しぼりがないというのはどういうことでしょうか？

繁野：現金で出しても良いということですね。

回答：現金で労基署の窓口でお支払いすることは困難ですとご説明申し上げます。

繁野：困難とできるかは、そしたら困難でできないんだったら、そういう人たちは労災で認められても受給できないじゃないですか。

回答：労基署の窓口で現金ではなくて、郵便局の窓口で現金を…

繁野：いま言ってるでしょ、郵便局では無理なんですよ。

川本浩之（神奈川労災職業病センター）：だから監督署が責任もって、この人は怪我をした本人だということを、郵便局に対して証明して、この人に渡して良いということまでやってくれよということ言ってるんだよ。監督署じゃ無理なんですよ。郵便局ならええというなら、その郵便局がヤダと言うてるんだったら、この人はパスポートも何もないけど確かに本人だということを、監督署自身が

証明して、郵便局を説得しろと。そういうことまでやってくれるんですか、ということ言っているんだ。現金が無理だったら。

回答：郵便局での現金の支払いというのは、われわれの方からお願いして、郵便局での受け取りを確認しますが、郵便局の方で身分…

川本：いや、だからその説得を、例えば、ある銀行だったら、ある労働組合が責任もって、パスポートも何もないけど労災で必要だからという組合の委員長名でハンコをついたら作ってくれるんだよ、口座を。何もなくても。それは、その支店と労働組合との信頼関係なんだよ。マネーロンダリングじゃなくて、被災外国人労働者に対してきっちりやっているところだと、ある銀行のある支店は判断して、店長決裁でそれで良いと口座を作ってくれるんだよ。それと同じことを監督署が責任を持ってやれと言ってるんだよ。

回答：銀行口座の設定については、金融庁の…

川本：いや、だから…

回答：すいませんけども…

川本：だから、全国津々浦々同じことをやれと言ってるんじゃないよ。もしそういうケースがあった場合、そんなことが毎月毎月何百件もあるわけじゃないよ、何件しか起きないんだから、その時にきちんと監督署が責任を持って、本人が支給を受けれるように責任を持って監督署としてやれということをや請しているんだ。労働組合はやってるんだって、そういうことを。ちゃんと銀行と交渉して。それが全部のあらゆる、たとえば三菱なんか銀行のすべての支店でそれをやるように労働省としてきちんとやれとか、そういうことを言ってるんじゃないんだ。一つひとつのケースに対して丁寧に対応しろと言っている。

繁野：もうひとつは、現実現金で渡しているところはあります。だからさっき言ったように、困難であっても現金で渡すことに対して、何かそれが違法性があるとか、やってはいけないということがあのかどうかということを知りたい。

回答：あの～いわゆる現金の指定機関、当然国庫金になるので再入金とかたちになりますので、財務省の指定を受けたうえで確実に、ちょっ

とこれ、あの～明確に分からないんですけどあの～財務省の方から当然、国庫の支払い金としての指定を受けたうえであの～対応するというかたちになりますね、それは。そういった指定がなければ、現金での支払いはできないですね。

繁野：要するに…

回答：違法ではなくて、いわゆるその認定…

繁野：違法ではないわけでしょ。

回答：認定を受けたうえでやらないと、それは指定代理店ではないので違法です。

繁野：そういうことというのは、そちらの方の問題でしょ。きちんと労災認定された場合は受給されるというのが保障されなくてはいけませんよね。

回答：あの～…

繁野：それを言ってるの。

回答：それはですね、補償されるというのはおっしゃるとおりで、私も理解しています。当然、労働者である限りにおいてはですよ。仮に不法でとかいう、いろんな事情ですすよ、労働者の方が来て、それで怪我をしたと。それが実際に認定されると、その方が補償されるべきは当然だと思います。ただ、それといわゆるその～これも答えてないじゃないかとお叱りを受けるかもしれませんが、その金融機関は、その厚労省だけでやれるような話ではないですから。

浜田嘉彦(高知件労働安全衛生センター)：

じゃ、その人はどうやったら受け取れるのか教えるよ。こうしたら受け取れるって言ってみな。

高山：そこが問題なんだよ。

浜田：だから不法就労の人は、こうやったら本人に補償金が入るからこういうふうにしてくださいと言ってみなよ。

古川：監督署だって、お金を払わなきゃ困るでしょう。

川本：外国人だけじゃないよ。いま、口座作れないんだって、ふつう。借金がいっぱいあったりしたら口座作れないよ。

浜田：とにかく方法を教えてくれよ。受け取る方法を。補償するんだから、国が。確実に受け取る方法を教えてくださいよ。

古川：お金が宙に浮いてどうするんですか？払わ

なかったら。

浜田：そのとおりに動くから、こっちは。

回答：いま私の方からあの～何らかのその～受け取りというかたちでその～労働者の方っていうような話じゃなくその～私はこの場ではその受け取りの方法というのは、当然あの～現状では金融機関がマネーロンダリングが非常に厳しくなっているというのを認識していますし、ただその～銀行口座と本人の確認と、やはり本人を確認するというのがあの～国際的な流れでその～ひとつにあってその～非常にあの～…

繁野：そんなのはもうよいですので、いま言ったように、そういう人たちが労災で認定されて確実に受給できる方法を確立してください。

回答：あの～受給する方法は、現在、見当たりません。

交渉団：ええっ！そんなあ。

<交渉団一斉にざわめく>

回答：教えてくれと言われても。不法就労対策というか、いわゆる不法でないかたちで…

川本：不法でなくても、あると言ってるんだよ。銀行口座が作れない。本人の身分証明書がない人は日雇いでもいいばいはいはるんだよ。戸籍だって抹消されている人はいるんだよ。そういう人が受け取ろうと思ったら、くれないんだ。本人確認できないんだよ。

飯田：本人確認されればいいわけじゃないですか。

川本：その努力をやるしかないじゃないか。

飯田：なんとかこの人に給付金を与えるために、だって払わなきゃいけないものだから、監督署あるいは郵便局との間で、例えば本人を交えて、この人は確かにそうだということにして、必ず郵便局で現金にしてもらおうと、郵便為替かなにかを。いうかたちだってできるわけでしょ。だから全くないということじゃないですよ。そこまで努力してもらわないと。別に在留資格のない外国人だけじゃないですよ。日雇い派遣だのいろいろ問題が起きてきて、誰だって、住むところがはっきりしない方はいらっしゃる。ただ実際に労災は起きているから。じゃどうするのという話ですよ。個々の具体

的なケースに対して、監督署がちゃんと本人の同一性を確認してもらって、渡るようにしてくれという話ですよ。知恵をちゃんと使ってくださいということですよ。

井上浩 (国家安全センター顧問)：会計法の規則があつてなかなかできないわけですね。昔は現金払いでしたよね。やがて小切手払いになって、それが委任払いをするようになった。いまでも会計法の原則からみて、決して現金を払ってはいけないということはあるはずないでしょう。ただ現金で払うと、いろんな不正事件が起こるからということで、だんだん厳しくなっただけですから、やはり財務省ともよく話し合つて。おたくだけの裁量ではできないかも分かんけど、財務省とも話し合つて、当然できるはずですよ。その努力をしてもらわなきゃ納得しないですよ。

飯田：お願いします。

回答：ご要望はしっかりたまわりました。

兵庫労災保険審査官虚偽文書作成事件

神田雅之 (ひょうご労働安全衛生センター)：では、簡単に発言させていただきたいと思います。10番ですが、さきほど国民の信頼を根底から揺るがすものと言いながら、事務処理の徹底の指示というだけで、それで信頼が回復されると思っているのでしょうか。被災者や遺族はどういう思いで審査請求や再審査請求をしているか。監督署で判断ミスがないんじゃないかという思いで、すがる思いで審査請求をしているのに、その窓口が偽造であつたり不正だつたり。事務処理の徹底というのは指示じゃなくて常識だと思ひますね。(2)の再調査が十分にできてないと思っています。私たちが局との交渉において、局が局の、同じ人が同じ人を審査して、それのどこが信用できます?それで信用してくださいと言われても、できませんよ。そんなの誰が信用できます?私たちが言うのは、請求人等が出した資料をもう一度本人に確認するだけでよろしいと、ただそれだけです。情報公開も何もありませんよ。本人のものをもう一度本人に確認させというだけのことが、なんでできないんですか?それくらいの指導

もできないんですか?最低限それくらいしてください。それくらいはせん、審査請求制度なんていうのは全然信用できませんし、特にこれからはまだまだ出てくることですし、ここで徹底してやらないと、これからの審査請求制度は信用できないというのはずっと思っています。そのへんの答弁をお願いしたいと思います。

回答：今回、調書の偽装というものが出たということですが、本来、請求人でも代理人でもよいのですが、それに認められて証明するのが前提であります。基本的にそれがある、たまたま今回はそれは申し訳ないが見つかってしまったかもしれないが、原則はそれを見させてその決定書に標題としてこういう調書ありますよというところをつけている次第で、本来はないはずだったんですが、今回に関しては誠に申し訳ないということです。

神田：今回いうからおかしくなる。いままで本当に大丈夫だったのか。全部見たんか。

<交渉団一斉にざわめく>

回答：それは確認はしたんですが、「ない」というのは、今のところ確認は取れているんですが。

神田：局内同士やかからあかんやろと言うてる。

川本：それは本省で確認したんですか?

神田：したの? してないだろ。

川本：じゃ、他の局でもあるぞ。本当にないのか?うちには相談あるよ。審査請求して再審査してるけど、聞き取りしてないのに「聞き取りした」という審査官がいて、ちょっと問題になってるところがあるんだよ。兵庫局だけやっても意味ないよ。全部やってないの?

回答：一応確認はとっていますか...

川本：違う、違う。誰に確認?労働局に確認したんでしょ。そんなのダメだよ。局の中でやってるんだから。一人二人じゃないよ。三人も寄つてたかつてやってたんだろ。

神田：これも二回目にしたのは8月17日なんですよ。その前日か前々日に、この3人に対して起訴猶予処分が出たという決定が。それで半分終わった感じになったと違ひます?起訴猶予になったと、3人は。いや2人か。起訴猶予になったということは事件性とかそういうのを含めて終わったという

くらの甘い対応をしているのと違いますか？

回答：いや、そういうことは考えていません。

神田：そない言うけどな、それやったら徹底した調査。彼らにかかった人たちは不幸やぞ、それこそ。救済できんでしょ。

西山：分からないんですけど、本来、聞き取りもしない人の調書を作って印鑑を押してという部分は、後から調べたら印鑑が本物か分かると思います。しかし、兵庫で起きているのはそれだけではなくて、集めた書類を紛失しているということです。紛失したものは後から調べても分からない。そうでしょ。これは提出した人に、こんな資料が出てますがと確認してみない限りは、全然究明されないでしょ。そういう点もあるから、請求された方に、集めた資料をすべてもう一度見てもらって、文書偽造とか出した資料は揃っていますかと、その確認までしなかったら、審査官の信頼は回復してないと言うてるわけです。それがなぜできないんですか。

飯田：時間の関係もあるので、ちょっとすいません。簡単にご答弁を。兵庫の事件について。

回答：再調査は行っているんですが…

高山：本省が調査しなきゃダメよ。本省が直接調査をするんだよ。局がやっても同じことだよ。

川本：全然意味ない。

高山：そういう問題なんだよ。

飯田：一応やりますね、じゃ、やりますね。

川本：やった方がいいよ。

古川：やってくださいね。

飯田：いいですね。オーケー？

<交渉団ざわめく>

古川：返事してくださいよ。時間ないんです。

回答：あの～一応あの～…

西山：いまやらなかったら、いつまでたってもできませんよ、これ。

回答：あの～それはいろいろ会議の場を設けてあの～周知徹底を図っていくところであの～…。

川本：徹底じゃないって、だから。

<交渉団ざわめく>

古川：調査してください。はい。労働局と審査会に非常に不信感を持っている私から質問いたし

ます。さっき審査会の方がおっしゃいましたね。えっと～事案を原処分庁に戻さなくても職権で、46条で調査できるとお聞きました。私は労働局で棄却された後に審査会に出して、いろいろ意見書を出して、なしのつぶてで2年くらい経ったところ突然、大阪労働局から電話がありました。それは夫の平均賃金の関係を求めている再請求でした。2年間放ったらかされて突然、大阪労働局から電話がありまして、「古川さん、平均賃金の改訂を考えております。検討しております」と。その結果、改訂されました。私が要求していたように。でも私は納得していません。なぜなら審査会に再請求を出したのであって、なぜ労働局からそのような返事があるのか。労働局に「どうするんですか」と聞いたら、「この間の石綿の騒動によって、賃金の見直しをしておりました」と。そこでひっかかったと。私が審査会に提出した資料すべて労働局が把握していました。これはおかたちが内々に話をしたんじゃないですか。

回答：ちょっと個別の事案については分かりませんが、監督署が自分のした仕事を見直して自ら取り消すということが中にはあると思います。再審査請求をやってきたんですね。労働局は受理手続きを行いますので、再審査請求書とかは労働局とかに送って、それで資料収集する手続があるので、労働局の方に資料を送ることはあります。はい。

古川：私が言いたいのは、要するにさっきから兵庫の件もあるし、労働局と審査会がもっと透明性を持って、われわれにも理解できるような形でやってほしいということです。とにかく認めたから良いだろうということではなくて、労働局、審査会から私は却下されました。当然ね。自分たちが労働局に差し戻して結論を出して却下通知が来てその中に書いてました。私の思いは、一応出しているけども、審査会は個人の思いを審査するところではないから、決定がくだされれば、会計の決定があれば棄却しますという通知が来ました。

回答：たぶんその審査すべき…

古川：分かります。だけど非常に不透明で、労働

局の担当した方の話では、「どうですか」と聞いたら、労働局があたかも大阪労働局がちゃんと見直しをやったんだと。賃金が正當かどうか見直しをやったときに古川さんがひっかかったと。「じゃ、他に本当に低い賃金の人を見直したんですか」というたら、「してません」と。した人もいます。でも実際はされていません。だからこれは、審査会の方からさっきおっしゃったように、職権で調査したときに、これは明らかに間違っているということが発覚して労働局に戻したんじゃないですか、勝手に。ということで不信感を…

回答：そういうことはないです。調査は、あくまでもが必要と思ったものについて46条に基づいて公文書を持ってやるものです。書類を戻したりとか…

古川：さっきから言ってる兵庫労働局も、大阪労働局もそうです。非常に不透明な部分でやっていると。それを言いたかった。もっとちゃんとした透明性を持ってやってください。

石綿特殊健診のレントゲン検査(続)等

飯田：では、第一部で積み残して、再回答していただくということで来ていただきました。石綿の特殊健診の問題について、よろしくお願いします。

回答：労働衛生課です。さきほど中途半端だったところを回答します。結論から申し上げますと、先ほどもご説明申し上げましたとおり、この場でご報告できる内容を検討したという事実はございません。1年以上何だったのかというお叱りは十分受けたいと思います。じゃ、意見を無視していたのか、そういうことではございません。期間的に見れば、無視していたんだろうとご意見があるかと思いますが。石綿初回曝露から経過期間ごとの健康診断については、検討する中で踏まえたいと考えております。以上です。

平野：良くないですが、これからしっかり検討していただいて。少なくとも初回曝露から年2回やることは無意味だと、医学的にね、デメリットのことが多いですよということについては是非認識を、これはもう常識ですから、医学的にははっきり言って。しかも石綿健診ですからね。一般健診

とは違いますから。それをしっかり認識していただいて、検討していただきたいと思います。

飯田：そうしましたら時間の関係で、最後に言い残したことを。Cに関係することで。意見表明になるかと思いますが、一言言っていただけますか。

団体：成田署の暴言の問題、それからその打ち切りも適正管理通達に沿わずに、局医にも聞かずにやってしまった、打ち切ってしまったという事案が懲戒処分になってないという話ですが、これは組合を騙すような話でひどいけしからんと思うのですが、その時の打ち切った処分について、精査をしていただきたい。その中で適正管理通達を違反の処分がたくさんあると思うんですよ。あそこ成田の国際線というのはかなり過酷な現場で、腰痛や事故が多発しているので、その中で今回暴言を吐いてどんどん切り捨てた課長がいて、その中で処分があったと思うのですが、そこがどうだったのか。私が関わっていた3人、審査請求、再審査請求に関わっていますが、その全容を解明していただきたい。兵庫の件もそうですが、その事件自体をきちんと本省として調査していないというのが問題だと思いますので、よろしく願いいたします。

飯田：はい、どうもありがとうございます。最後に川田さん、ひとことお願いします。

川田龍平(参議院議員)：途中から抜けてしまいましたが、時間がやはり足りないということで、今回も最後までできなかったかと思いますが、また是非こういう機会をつくっていただき、皆さんとともにしっかり。労働基準の問題もそうですが、今の自分たちの仕事を、働くということがもっとしっかりできる社会にしていきたいと思いますので、これからも仕事をしっかりできるように、僕自身も勉強しながらですが、国会議員としての仕事を6年間みなさんとお付き合いいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。がんばりましょう。ありがとうございました。

天明：どうも今日は長時間にわたってありがとうございました。やはり皆さんは財務省でもなく、通産省でもなく、厚生労働省にお勤めになっ



連載第54回

語りつぎたいこと —日本・アジアの片隅から—

アジア訪問のエピソード

塩沢美代子

CCAURMが、アジアの女子労働者の実態を人権問題として捉え、私に各国を訪問して、ネットワークをつくるように頼んだとき、対象はすでに工業化が進んでいた、東アジア・東南アジアの開発途上国だった。

しかしどの国にも満遍なく行けたわけではない。70年代から80年代にかけて、英領だった香港以外は、独裁政権下で草の根の労働運動は弾圧されていたが、めげずに民主化運動が活発だった韓国とフィリピンにはもっとも多く行った。争議の現場や集会によばれるので、いつも急に要請される。日本国内の仕事は早くから日程がきまっているので、しばしば“身体がふたつあったなら”という切実な苦境にたたされた。

綱渡りの日程調整でフィリピンへ

あるときフィリピンのマニラで、極秘でフィリピンのいろいろな民主化運動の活動家が集るので、外国からも支援者に参加してほしいという

知らせがあった。日曜日のお昼からの集会だが、私はその土・日は、食品労連婦人部の1泊2日の集会の講師をひきうけていた。

会場は仙台で、土曜の午後から日曜のお昼の閉会まで参加し、講演だけでなく参加者の話しあいでも、助言などをするように頼まれていた。どう考えても、マニラの集会に行けるわけはなかった。ところが諦めの悪い私は、国鉄と航空機の時刻表を子細にしらべると、仙台をおそい夜行でたつと、上野経由で空港に行き、マニラ行きの一番機に乗れることがわかった。よく覚えていないが、羽田から国際便が出ていた時代で、マニラとは1時間の時差があるから、こんなプランが立てられたのだろう。

私は食品労連の関係者に、土曜日は開会から夜10時頃まで参加できるから、講演は1日目にして、日曜日はオフにしてもらうように頼みこんで、マニラ集会に参加することにした。しかし仙台から空港に至る、どの交通機関もきっちり時間通りに動いてくれないと、飛行機に乗りおくれ

る、きわめてリスクの高いスケジュールだった。マニラの集会参加は、CCAの仕事の役目というだけでなく、私自身がとても行きたかったのである。

その当日、私は仙台で時間通りにきた夜行に乗り、ハラハラする不安を祈るような気持ちでしずめながら、次々と乗りかえたが、いずれも時刻表通りに私を運んでくれた。定刻に離陸・着陸しないのが普通である飛行機も、奇跡的に定刻にマニラに到着した。空港には迎えの人がいて、会場であるカトリックの大学に向かう車中で、私はすべて定刻に動いてくれた乗りものに感謝し、“ヤッター”という達成感を味わっていた。

交通機関は定刻だったけれど…

ところが会場の大学につくと、なんだか様子がおかしかった。集会がはじまっている時刻なのに、群衆が大学の塀をとりかこんでいる。

極秘で着々と準備してきた集会だが、昨夜、官憲に察知されてしまい、この大学が封鎖されて入場できないのである。

多数の参加者がそこにとどまっているのは、ビショップ・ラバイアンが、門をあけるように交渉中だからという。ビショップとはカトリックの高い位にある人で、OHDの最高責任者でもあった。

こんな緊迫した場面なのに、そこで長いこと待たされている人たちに、殺気だった気配はなく、気軽に仲間とおしゃべりしている。日本や韓国でこういう状況におかれた場合とは、ずいぶん違うなと感じ、民族性の違いの上に“弾圧馴れ”している面もあるのだろうかなどと考えていた。

その群れのなかに、おそろいのTシャツを着た若者のグループがいた。これはどういう活動をしている人たちなのかと、Tシャツに書かれている文字を読んだら、なんと“メトロ・マニラ・ポリス”なので仰天した。集っている民衆が、おとなしくビショップの交渉により、門があくのを待っているから、彼らにもなんの行動命令もないので、

仲間とおしゃべりして寛いでいるらしい。日本で多くのデモに参加していた私には、日本の警察機動隊と、あまりにも違う光景に写った。

民族性の違いに“弾圧馴れ”？

私が着いてから1時間くらいたった頃、ビショップの交渉も成らず、会場封鎖はとけないので、参加者は解散することになった。前夜に仙台をたってから、すべての乗物が定刻に動いてくれて、会場に到着したら、集会そのものが開催できなかったという次第である。

しかし私にとって無駄足ではなかった。

会場の塀の外で、いろいろな活動グループの人たちと会えて話をきけたり、集会を諦めてから、すぐにはじまった、ビショップ・ラバイアンが先頭にたつての抗議行動に参加できたからである。国会に行ったり、記者会見をしたりするさいもついていった。私の顔は中国系のフィリピン人にしかみえないから、外国人とは気付かれないのが幸いだった。ただし、現地の言葉は全くわからないから、どんな話がかわされているのかは不明なのだが、雰囲気だけでも当時のフィリピンの状況を肌で感じる事ができた。カトリックの国だから、高い地位であるビショップに面会を求められて、門前払いをする人はいなかったようである。いっしょに行動していた私たちは、ある建物に入ることを守衛たちに阻止されたこともあったが、それも日本ほど厳格ではなく、簡単に強行突破してしまった。

政治的变化の多かったタイ

韓国・フィリピンに次いで何度もいったのはタイだった。韓国やフィリピンは独裁の期間が長かったが、タイは私が関った7年くらいの間に、政治状況の変化が多かったので、対照的な場面に出会ったのが、印象に残っている。

太平洋戦争中に、タイは日本軍に、抗戦せ

ず、無血占領したというニュースをきいた覚えがあるが、戦後の歴史については全く知らなかった。ただ1973年の10月に、学生革命で民主化がはかられたというニュースは、日本の新聞で知っていた。学生運動で政治を変えた国があるんだと、感心したのを覚えている。

学生革命後のメーデー

その1年半後にあたる1975年5月のゴールデンウィークに、労研の小木さん、神奈川大の堀野さん、岡山大の太田さんたちが、タイの労働事情視察に行くさい、私もついていった。

そのとき見たメーデーの光景は、今もはっきり覚えている。半日ばかりで延々とつづくデモを見て、休憩しようとはいったコーヒー店（ホテルの1階だったかもしれない）で思いがけない場面に会った。

急に店の奥でがやがやしたと思ったら、従業員たちが、“スト突入”と英語で書いた新聞紙を客に見せながら、店から飛び出していった。コックさんなど白の高い帽子に白衣のままだった。間もなく管理職らしい中年の女性が、“お騒がせして申し訳ありません”と英語で客にあやまって歩いた。私たちはコーヒーを飲み終わっていて、なぜこういう事態になったかを想像してみた。

彼等は、メーデーに参加したかったのに、店が許さなかったのだろう。店からも見えるデモ行進が、やがて終りそうな時刻だった。矢も盾もたまらなくなった従業員が、突如こういう行動をとったのだろう。

私たちも間もなく店を出たが、彼らが戻ってくるまで閉店になったに違いない。ほぼ全員のようだったが、彼らが戻ってから、どんな処遇を受けたか、32年たった今でも関心事である。

メーデーの行進で、先頭が赤旗とともに、国王と王妃の写真をかかげていたのにはびっくりした。たんに生活習慣からか、官憲に阻まれないためかは、わからなかった。

日本でいえば東大にあたるであろう、タマサート大学で開かれた、メーデーの集会も印象的だった。身なりなどからスラムの住人と思われる人たちが参加しており、とくに子供が多かった。満席になったので、子供たちは舞台上がり、その後と横に座りこんでいた。日頃なんらかの形で、学生が接触している人たちを招いたのだろう。その年の2月に、革新勢力を代表する民主党の党首が、右派連合を破り首相に当選した時期だから、こういう光景も生まれたのだろう。

“血の水曜日”による軍事独裁

それからわずか1年半の1976年10月に、軍事クーデターが起り、軍部が政権を掌握した。このときは“血の水曜日”と称して、日本の新聞には一面に、大学のキャンパスの広場を埋めつくす、学生の遺体の写真が大きくかかげられた。後からきくと、報道管制でタイの人たちはこの事実を知らなかった。タイでCAWの活動を支えたのは、カトリックの正義と平和委員会（各国にある）担当の男性だったが、数年後に彼は、“私はそのとき学生運動をやっており、たまたま農村にオルグに行った先で病気になる、大学にいなかったで生き残ったのだ”と殺された仲間たちに気がひける心境を語った。私にも日中戦争・太平洋戦争で、戦死・戦災死した人たちに対して、生き残ったことを心から喜べない気持ちがあるので、彼の心情はよくわかった。

クーデター直後は、5人以上人が集まるときは、官憲にとどけなければならないとかで、タイの人たちは怯えており、私とおちあうときは、日本人の観光客が多い、高級ホテルのロビーを指定してきたりした。

独裁下の繊維労働者の集会

それから6年後の1982年に、タイで繊維労働

者の集会があるので参加してほしいと、CAWから要請された。CAWのコーディネーターは、私から仕事をひきついだシスター・テレサから、同じフィリピン人のシスター・ルディにひきつがれていた。

CAWでは国際集会だけでなく各国の国内で、女子労働者を守る運動が起るように、資金援助などを行っており、タイの集会もそのひとつということだった。バンコック地域のいくつかの繊維工場の労組から数名の男子も含め40名余りが、バンコックから貸切りバスで3時間ほどの海岸に行った。シーズンオフなのか人気のない海の家みたいなところが1泊2日の会場だった。

ルディと私のために、国連関係の仕事をしたことがあるという、英語の達者な青年が通訳としてきていた。

私は日本でこのような集会に度々参加しているが、それにくらべて彼女らの発言はきわめて積極的だった。

その頃タイでは不況下の生産調整のために、レイオフで工場から放り出された労働者が多いこと、残った者は労働強化に苦しんでいるのに、労働組合に関心のうすいことなどがこもごも語られた。土曜日が休日になったという不満が出たのは、日本人には理解しにくいだろうが、彼女らの賃金は日給や出来高ばらいだから、労働日がへるとともに収入がへるからだだった。

会社は組合をきり崩そうと、悪らつな手段をとることなど、具体的に話していた。

11才から働いて10年になるが、先月から工場閉鎖となって失業中の人がいた。

彼女は“私たちがノルマを果すために、あれほど急いで仕事しなければ、土曜日働いて今と同じ生産量になるのよ。流れ作業で、隣の手がおそいから自分の成績が上らないと、監督にいつける人がいたりして、みんなで必死でスピードを上げるから、またノルマがふえるじゃないから。そして製品が売れないのに生産量が多すぎるといって、私みたいに失業したり、土

曜日が休みになって賃金下がったり、苦しいのは私たちなのよ”と訴えた。彼女が長い髪の毛を振りながらこの話をする、会場から拍手がわき起った。

外国人参加がばれるとまずい

かくして話が佳境にはいり、私は目は発言者の表情に、耳は通訳の英語に集中していたとき、主催者が急いで私たちの席にきて、通訳の青年に小声でささやいた。すると彼の顔がこわばり、“いま労働省の役人が集会の様子を見回りにきた。通訳をしていると、外国人が参加していることがばれてしまうので、直ちに退席して、この海岸に遊びにきている観光客としてふるまっ下さい”といった。

労働者の集会は、すべて関係官庁にとどけて、許可をもらわねばならないので、この会もとどけてあったらしい。その内容は適当に書いてあったから、ルディと私がいてはまずいらしい。

そこでルディは昼寝をするといって部屋にこもり、私はつねに水着を携帯しているので海に泳ぎにいった。

ふりそそぐ陽光を反射して、きらきらかがやく海、沖に出てふり返ると、ゴミもない白い砂浜には、高いやしの木が青空にとけこみ、バナナの木の大きな葉がみどり鮮やかにつづいていた。日本では海の汚れと芋を洗うような人混みをおそれて、久しく海で泳ぐことがなかった私にとって、それは夢のような最高の水泳だった。

それなのに私は、いつあの集会に戻れるのかと、やきもきしていたのである。退席するとき、いつまで役人がここにいるのかときくと、“それはわからない。終りまでいるかもしれない”といわれていたからである。

幸いにも役人は1時間足らずで帰ってくれたので、私たちは集会のほとんどに参加できたのである。

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き



台湾におけるアスベスト管理対策の現状及び展望

Chrisotile International Scientific Workshop, Taipei, Taiwan, 2007.6.28

※台湾行政院環境保護署と駐台カナダ貿易弁事所の主催で、2007年6月28日に台北で開催された「白石綿国際検討会」における張森和氏（台湾国務院環境保護庁環境衛生・有害物質対策部副部長）の報告を入手したので紹介する（原文は英語）。報告中でふれられている台湾の新たな禁止措置導入に対して、カナダが異議申立をした結果開かれたものであるが、台湾側は提案を撤回しなかった。

抄録

国務院環境保護庁(EPA)は、アスベストを、その高度の発がん・石綿肺及び人の健康を害する能力のゆえに、1989年5月に規制対象有害化学物質に指定した。EPAはまた、1991、1996、1997、1998及び2005年に関連する法規及び政策を改正した。現行法規によれば、クロシドライト及びアモサイトの製造、輸入、販売及び使用などに関連する事業は禁止され、EPAはまた、飲料水補給ライン及びその部品への新たな及び補修用へのすべての種類のアスベストの使用を禁止している。2005年12月30日、EPAは、

板、管、セメント、繊維強化セメント板の製造におけるアスベストの使用を、2008年1月1日から禁止すると発表し、また、この発表日以後の新たな[アスベストの使用]用途は認められないとした。国際的な動向及びアスベストを規制する管理対策を考慮して、EPAはさらに、建材関連製品に使用されるアスベストの禁止を検討及び評価し、近い将来、先進国で実行されているように規制するだろう。

1. はじめに（省略）

2. アスベスト管理対策の経過

アスベストは1989年5月以来、EPAによって有害化学物質とされ、関連する事業に対するアスベストに関する要求事項が、1991、1996、1997、1998及び2005年に改訂されてきた。アスベストを管理するための有害化学物質関連要求事項の経過は、表1に詳説されている。

表1 有害化学物質としてのアスベスト
管理対策の経過

1989年—規制対象となる有害化学物質

5月1日付け告示：アスベストを重量15%含有する物質を有害化学物質として発表し、新たに設置される飲料用水道管への使用を禁止。管理番号は003-01。

1989年—規制除外項目の廃止

11月7日付け解説通知：水道管、ボイラー、商品などのハードウェアにすでに使用されている物質及び重量15%未満含有の物質は、この規制の対象とはならない。

1991年—飲料用水道管への使用禁止

2月27日付け告示：新たに設置される飲料用水道管及び配管部品へのアスベストの使用は禁止される。使用中の水道管及び配管部品は、使用不可能になるまでは使うことができる。

1996年—9種類の許容される用途

10月17日付け告示：

許容される用途：

1. 研究、実験、教育
2. 合成樹脂（増粘剤）、防水アスベスト接着剤及び継目充填材の製造
3. アスベスト・タイル、板、管及びアスベスト・セメントの製造
4. 防火、断熱及び保温材の製造
5. アスベスト・ベルト、布、紐及びワッシャーの製造
6. アスベスト・フィルターの製造及びアスファルト（充填材）製造
7. ブレーキ・ライニングの製造
8. 建材及び継目充填ベルトの製造
9. アスベスト防錆塗料の製造

1997年—クロシドライト及びアモサイトの製造、輸入、販売及び使用の禁止

2月26日付け告示：

1. 管理濃度基準：繊維状、フィラメント状、絨毛状アスベスト濃度は1%以上（重量）
2. クロシドライト及びアモサイトの製造、輸入、販売及び使用は禁止される。ただし、実験、研究及び教育目的はこの規制の対象ではない。

1998年—管理濃度基準及びアスベストの有害性分類の改訂

7月7日付け告示：

1. 管理表番号：003
2. 最小管理基準：500kg
3. アスベストの管理濃度基準：繊維状、フィラメント状、絨毛状アスベスト濃度は1%以上（重量）
4. 有害分類第II類：がん原性、催奇形性、変異原性、その他の慢性疾患を引き起こす可能性または生殖毒性を有する化学物質

5. 許容用途の拡大：第10項目に繊維セメント板の製造

1998年—事業管理の改訂

12月1日付け告示：

1. 管理表番号は003、バッチ番号は01
2. 最小管理基準：500kg
3. 管理濃度【訳注：一部表欠落？】

2005年—限定用途管理

12月30日付け告示：

アスベスト板、アスベスト管、アスベスト・セメント及び繊維（強化）セメント板製造に関するアスベストの使用は、2008年1月1日から禁止される。
また、発表日以降、新たな用途登録または使用許可は認められない。

出展：国務院環境保護庁『有害化学物質の審査/保持/管理計画及び分析』（2003年）

1989年にアスベストは、「有害化学物質管理法」の対象有害化学物質であると発表された。1991年、新たに設置される飲料用水道管及び配管部品へのアスベストの使用が禁止された。1997年、クロシドライト及びアモサイトの製造、輸入、販売及び使用が禁止された。1998年、アスベストの有害性は、がん原性、催奇形性、変異原性、その他の慢性疾患を引き起こす可能性または生殖毒性を有する化学物質とされる、第II類有害化学物質に分類された。2005年末、使用禁止に関する—ほとんどが建材としての用途—発表が行われた。

発表内容に基づいて、有害化学物質の管理表番号—アスベストは003、分子式は $5.5 \text{ FeO} \cdot 1.5 \text{ MgO} \cdot 8 \text{ SiO}_2 \cdot \text{H}_2\text{O}$ 、最小管理基準は500kg、管理基準は繊維状、フィラメント状、絨毛状アスベスト濃度は1%以上（重量）である。アスベストの使用に関してEPAは、クロシドライト及びアモサイトの製造、輸入、販売及び使用を禁止しているだけでなく、新たに設置される飲料用水道管及び配管用部品へのすべてのアスベストの使用も禁止されている。EPAは、先進諸国におけるアスベスト管理措置に関心を持ち続けており、関連する実験データ及び化学的分析に基づいてこの有害化学物質—アスベストの使用に対する対策を見直し、一層強化していくつもりである。現在、許容されているクリソタイルの用途は、以下のとおりである。

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

1. 研究、実験、教育
2. 樹脂（増粘剤）、アスベスト防水接着剤及びジョイント・シーリング材の製造
3. アスベスト屋根タイル、押出セメント合成中空板の製造
4. 防火、断熱及び保温材の製造
5. アスベスト・テープ、布、紐及びマットの製造
6. アスベスト・フィルター及びアスファルト（充填材）の製造
7. ブレーキライニングの製造
8. 建材のジョイントテープの製造
9. アスベスト防錆塗料の製造

アスベスト繊維による被害は、吸入することによって引き起こされるものであるから、固化することによって被害を大きく減少させることができる。アスベストが固化された製品の製造及び使用を許容している国もまだ存在している。繊維状、フィラメント状、絨毛状物質を付加しておらず、アスベストが固化されている建材は、規制対象となる有害化学物質には含まれない。しかし、国際的な対策の動向に従い、われわれは2005年12月30日の発表において、3の事業に禁止を拡大した。アスベストは、アスベスト板、アスベスト管、アスベスト・セメント及び繊維強化セメント板への使用を、2008年1月1日から禁止される。さらに、この発表日以降、新たな用途登録及び使用許可は許されない。

3. アスベストを管理する関連規制

台湾におけるアスベストを管理する関連規制は、環境保護法に基づいている。これらの規制は、生活環境の質を特定するだけでなく、アスベスト含有物質を定義し、また、管理措置を定めている。アスベストを管理する関連規制の内容は、以下のとおりである。

(1) 2006年12月29日の「管理対象物質表及びその取扱・管理に関する要求事項」告示の改訂

第5条 アスベストの保管場所は、密閉されたところであってはならない。アスベストは、大気中への飛散または損失するのを防止するのに十分な容器に

入れて保管されなければならない、そのための関連する措置基準は以下のとおりである。

1. アスベスト袋の集積場所の目的は、施設内でアスベストの大気中への飛散を防止することで行なければならない。
2. アスベスト袋を詰めるために頑丈な容器が用いられなければならない、当該容器は、紙製の内装袋またはその他の適当な内装で裏打ちされてなければならない。
3. アスベストの収集及び詰め入れのために容器に詰められたアスベスト袋を開ける必要のある場合を除き、当該容器は、常に密封された状態を維持されなければならない。
4. アスベスト袋を詰めた容器は、収集及び輸送中、「有害物質」であることを示す図象、内容物の名称、有害成分、有害性警告情報、危険予防措置及び供給（収集）企業の名称、住所及び電話番号を表示しなければならない。
5. アスベスト袋を詰めた容器を輸送する前に、有害化学物質輸送マニフェストが完備され、出発地及び到着地の環境保護当局に報告されなければならない。所有者、輸送者及び荷受人は、将来の参照のために1年間、当該輸送マニフェストを適切に保管しなければならない。

別掲の「管理物質リスト及び取扱管理基準」表に、アスベストの使用に関する有害化学物質関連告示の内容、アスベストに関する禁止または許可も含まれている。

表2 アスベストに関する有害化学物質告示

管理表番号	003
バッチ番号	01
中国名	石棉
英語名	Asbestos
分子式	5.5FeO , 1.5MgO , 8SiO_2 , H_2O
CAS番号	1332-21-4
最低管理基準(kg)	500
管理濃度基準 w/w%	1
毒性区分	2

出典：国务院環境保護庁
2006年「管理物質表及び取扱管理基準」別表1

表3 アスベストの使用の禁止に関する告示

管理表番号 003
 バッチ番号 01
 化学物質名 石綿
 禁止

- 1 クロシドライト及びアモサイトの生産、輸入、販売及び使用は禁止されるが、実験、研究及び教育目的はこの制限の対象とはならない。
- 2 新たに設置される水道管及び配管部品へのアスベストの使用は禁止され、稼働中の水道管及び配管部品は、使用不可能となるまでは使うことができる。
- 3 アスベスト板、管、アスベスト・セメント及び繊維セメント板製造に関するアスベストの使用は2008年1月1日から禁止される。公布日以降、新たな用途登録または使用許可は認められない。

出典：国務院環境保護庁
 2006年「管理物質表及び取扱管理基準」別表2

表4 アスベスト(クリソタイルのみ)に関する
 使用許可に関する告示

管理表番号 003
 化学物質名 石綿
 許可される用途

- (1) 研究、実験、教育
- (2) 樹脂(増粘剤)、アスベスト防水接着剤及びシーム・フィルターの製造
- (3) アスベスト・タイル、板、管及びアスベスト・セメントの製造
- (4) 防火、断熱及び保温材の製造
- (5) アスベスト・ベルト、布、紐及びワッシャーの製造
- (6) アスベスト・フィルター及びアスファルト(充填材)の製造
- (7) ブレーキ・ライニングの製造
- (8) 建材のシーム・フィルター・ベルトの製造
- (9) アスベスト防錆塗料の製造

出典：国務院環境保護庁
 2006年「管理物質表及び取扱管理基準」別表3

(II) 2006年12月14日の「有害産業廃棄物判定基準」告示の改訂

廃棄物関連規則においては、アスベストは有害産業廃棄物と見なされる物質として定義されている。

関連する規則の概要は以下のとおり。

8. 第4条「アスベスト及びアスベスト製品廃棄物」は、以下の特性を生じさせる産業廃棄物とされている。

- (1) その製造及び研磨、穴空け等の仕上げにアスベストが関連する、耐火、断熱、保温材及びブレーキパッド等の摩擦材に使用される物質は飛散性の高い廃棄物を生じさせる。
- (2) 建設作業におけるアスベストに飛散によって生じた廃棄物
- (3) アスベストを含有する耐火、防火、保温材の改修または除去によって生じる飛散性の高い廃棄物
- (4) 原料アスベストの梱包袋
- (5) アスベストを1%以上含有し飛散性の高いその他の廃棄物

(III) 2006年12月14日の「有害産業廃棄物判定基準」告示の改訂

産業廃棄物の保管、清掃及び廃棄に関する措置及び施設基準規則においては、アスベストは中間処理が必要な有害産業廃棄物に分類されている。中間処理における施設及び処理方法基準は、同規則に定められている。関連する規則の概要は、以下のとおり。

第20条のもとで有害産業廃棄物が再使用され、または他の中央機関の規則が適用されて、以下の有害産業廃棄物は、まず中間処理がなされなければならない。処理方法は、以下のとおり。

15. 有害産業廃棄物を含有するアスベスト及びアスベスト製品：厚さ60/10,000cmの二重のビニール袋に梱包して湿式処理を用いる。袋は二度結んでから、頑丈なコンテナに保管するか、大気への飛散防止のための固化措置を採用しなければならない。

4. アスベスト管理の有効性

2004年第1期から2007年第1期までの、国内の有毒化学物質取扱現場における管理総数及び取扱報告に関する情報は、表5に示すとおりである。

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

表5 アスベストに関する取扱報告情報の統計

年	2004	2005	2006	2007
報告事業場数	54	53	50	22
取扱事業場数				
取扱件数>0	34	34	28	16
総価額>50%	6	5	4	4
総価額>70%	9	9	7	6
総価額>90%	17	17	14	9
総取扱量(トン)	4,288.33	4,141.33	3,385.35	632.25

出典：国務院環境保護庁
「有毒化学物質管理システム」、2007.5

このデータによれば、アスベストの生産、輸出、その他の取扱は総計で、2004年4,288.33トン、2005年4,141.33トン、2006年3,385.35トン。この結果は、国内の取扱量が次第に減少していることを示している。3年間のうちに、取扱量は902.98トン減少し、これは2004年の取扱総量の21.06%に当たる。第1期の報告量統計（632.25トン）に基づいて2007年の取扱量を推計すると2,500トンから3,000トンの間である。2007年末でアスベスト板、アスベスト管、アスベスト・セメントの製造へのアスベストの使用が禁止され、新たな登録または使用許可が終結された後、台湾におけるアスベストの取扱量は継続的に減少するだろう。

2007年以前に、報告記録のある取扱事業場が63、そのうち取扱量が>0の事業場が41あった。毎年のデータを詳しく分析すると、2004年の報告事業場54、>0取扱事業場34、2005年の報告事業場53、>0取扱事業場34、2006年の報告事業場50、>0取扱事業場28。このデータは、台湾では取扱事業場が次第に減少していることを示しており、関連規則による管理、代替品の開発及び有毒化学物質への理解との間に密接な関係がある。

2004～2006年の取扱量が大きいものから小さいものへと取扱事業場を分析した。クロス分析の結果は、各年における総取扱量の50%を占める取扱事業場は全体の1/7～1/6（およそ4～6事業場）でしかなかった。各年の取扱事業場数の約半数で総取扱量の90%を占めている。このことは、アスベスト取扱が少数の大規模取扱事業場に集中していることを示している。上位から5社の取扱事業場を動かせ

ば、台湾における年間アスベスト取扱量の半分を管理することができる。数年間にわたるデータを比較した結果、上位5社の大規模取扱事業場は変わっていないことがわかった。したがって、EPAが大規模取扱事業場の削減状況を管理すれば、その有効性は一層際だったものとなるだろう。

現在の許可されるアスベストの用途を踏まえると、以下の製品は、アスベストの代替品を入手することが技術的に困難である。

- I. 実験、教育、研究
- II. ブレーキライニング
- III. アスベスト・ロープ、ベルト及びマットの製造
- IV. アスベスト・フィルター及びアスファルトの製造
- V. アスベスト防錆塗料の製造

したがって、技術の促進、科学技術上の研究及びアスベスト関連産業の発展が、環境法における強制使用の管理の進展に密接に関連している。海外におけるアスベスト関連管理措置の分析及び背景データの収集とともに、産業技術の奨励と研究動向を考慮に入れなければならない。

5. アスベスト管理の展望

アスベストに関する国際的な管理手法は1970年代はじめに確立された。管理措置の進展には、3つの段階があった。

- I. 第1段階：クロシドライト及びアモサイトの全面禁止、しかし、クリソタイルは除外
- II. 第2段階：クリソタイルの使用（用途）の制限
- III. 第3段階：全てのアスベストの新たな使用の禁止、しかし、適当な代替品のない使用済みのアスベストの一部だけは許されている

表6 国際的なアスベストの禁止管理のリスト

- 第1段階：クロシドライト及びアモサイトの全面禁止、しかし、クリソタイルは除外
- ・ イングランド（1970年、クロシドライト）
 - ・ イングランド（1985年、アモサイト）
 - ・ ハンガリー（1988年）
 - ・ クロアチア（1993年）
 - ・ 日本（1995年）

- ・ アルゼンチン(2000年)
 - ・ オーストラリア
 - ・ ルクセンブルグ
 - ・ スペイン
- II. 第2段階：クリソタイルの使用(用途)の制限
- ・ デンマーク(1986年)
 - ・ アルゼンチン(2001年)
 - ・ オーストラリア(2003年)
- III. 第3段階：全てのアスベストの新たな使用の禁止、しかし、適当な代替品のない使用済みのアスベストの一部だけは許されている
- ・ アイスランド(1983年)
 - ・ ノルウェー(1984年)
 - ・ スウェーデン(1986年)
 - ・ スイス(1989年)
 - ・ オーストリア(1990年)
 - ・ オランダ(1991年)
 - ・ イタリア(1992年、完全禁止 19941年)
 - ・ フィンランド(1993年)
 - ・ ドイツ(1993年、完全禁止 2011年)
 - ・ フランス(1996年)
 - ・ ポーランド(1997年)
 - ・ ベルギー
 - ・ リトアニア(1998年、完全禁止 2004年)
 - ・ サウジアラビア(1998年)
 - ・ イングランド(1999年)
 - ・ アイルランド(2000年)
 - ・ ラトビア(2001年)
 - ・ チリ(2001年)
 - ・ アルゼンチン(2003年)
 - ・ オーストラリア(2003年)
 - ・ 日本(2004年、完全禁止 2008年)
 - ・ EU(2005年)

出典：南アフリカ全国経済開発及び労働評議会「南アフリカにおけるアスベスト段階的禁止の社会経済的影響」、2001年

表6に掲げたデータは、アスベスト管理措置の各段階を実施した国及び実施年である。指摘すべき点は、第2段階の諸措置を採用した国が数か国だけだということである。近年規制をしている国は全て第3段階の厳格な管理措置を採用しているが、代替品のない既存使用の一部は除外し、代替品のある使用または新たな使用は禁止している。イタリア、ドイツ、リトアニア、日本などのいくつかの国は、完全禁止

の実施に向けた期限を設定している。この結果は、アスベスト使用の完全禁止は実現可能であるが、なお代替品と産業技術に総合的に合致させることが必要であるということを示している。

これら3つの段階の管理措置を分析してみると、3つの段階は、台湾の諸告示及び関連規則の改訂ですでにカバーされている。アスベスト板、管、アスベスト・セメント及び繊維セメント板の製造へのアスベストの使用は2008年1月1日に禁止される。新たな用途登録または使用許可は、発表日以降は認められない。したがって、アスベスト板、アスベスト管、アスベスト・セメント及び繊維セメント板を製造する国内の事業者は、アスベストを他の物に代替する産業転換を実施しなければならない。

アスベストの被害は世界中で確認されてきており、管理対象有毒化学物質に指定されている。今なお代替することのできない部分的な特性があり、いくつかの産業は、費用対効果を考慮に入れた状況のもとでなおアスベストを使用しなければならない。共通的な管理方法は、その用途と量を制限する措置を使うことである。

アスベストの代替品及び技術は次第に進歩し、完璧になりつつある。新世紀に入っても当分の間、アスベストの管理は総合的管理のもとで続くだろう。台湾における環境保護及び労働安全衛生法令は、現在のニーズを満たすことができるとはいえ、将来の管理の傾向をにらみながら、先進国における管理の進展や手法にしたがって告示の内容を継続的に改訂し、より高いレベルと質の環境基準と労働環境を達成しなければならない。

われわれは経済的及び環境的側面から台湾におけるアスベスト関連産業の転換の協議を開始し、彼らに自主的・自発的に低減措置を採用させ、研究者や産業界に代替品の現実可能性や利益に関する調査研究を促進し、台湾におけるアスベスト被害の潜在要因を積極的に改善するだろう。様々な側面や見解を通じて、アスベスト産業に関連する諸問題を効果的に管理できることを望んでいる。

参考資料：1～9—省略



自衛官の石綿被害すでに3件

東京●艦内補修業務で中皮腫、など

中皮腫・じん肺・アスベストセンターと中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会では、7月13日、第5回目多省庁交渉にあたり、防衛省に対する質問及び要望書を提出していたが、防衛省は7月13日付けの回答書のみで交渉には欠席した。

防衛省の回答書によると、これまで石綿関連疾患に罹患した自衛官の公務災害が3件認定されている。

死亡 2名

陸上自衛隊 1名 石綿肺 1名
(駐屯地でボイラー業務従事)

海上自衛隊 1名 中皮腫 1名
(艦内補修業務監督作業等)

療養中 1名

陸上自衛隊 1名 石綿肺 1名
(駐屯地整備工場勤務)

中皮腫を発症した元海上自衛官Aさんからは、相談を受けた。防衛大学卒業後、1950年代から護衛艦に乗り組み、砲術士兼甲板士官として艦内各部で勤務した。護衛艦は年次修理として石川島播磨重工業の豊洲ドック(当時)に入る。艦内でアスベスト断熱材の張替え工事監督をし、また、機関士として乗り込んだ護衛艦の機関室には配管にアスベストが多量に使われてい

た。Aさんは、1975年まで艦艇勤務した。

2005年7月、胸膜中皮腫と診断されたAさんは、海上自衛隊勤務時代の艦内補修工事の監督作業でアスベストに曝露したことを確信し、2005年11月に防衛庁(当時)に公務災害申請の手続をとった。しかし、防衛庁の動きはきわめて遅く、翌年にAさんが他界しても、なお決定が出なかった。

その後も何の連絡がないため、2006年7月、遺族は公務災害の進捗状況を確認するため市ヶ谷の防衛省を訪ね、海上幕僚監部の担当者と面談した。人事教育部の担当者は、「同じ自衛官と

して何とか認定したいが、護衛艦の石綿使用状況を確認する作業に時間がかかってしまった」と謝罪し、早急に結論を出すと述べた。そして今年3月、防衛省海上幕僚長名で、公務災害補償通知書が遺族に届いた。Aさんは、石綿による中皮腫として公務災害認定された最初の自衛官になった。

その後、遺族への補償給付金が支給されるまでになお半年余の時間がかかった。こうした防衛省の対応のお粗末さにはあきれられるばかりである。

軍事に石綿はつきもの。艦船、車両、航空機、建物には被弾による火災防止のため石綿の使用は不可欠であった。これから自衛隊関係者に石綿被害者が出るのは避けられない。防衛省は現役・元を問わず自衛官の石綿被害の掘り起こしに努め、公務災害による補償に真剣



に取り組むべきである。

(東京労働安全衛生センター)

警備システムが決め手に

兵庫●ITビジネス社員の脳内出血

親しくしているS社の社長から電話がかかってきた。「社員が脳溢血で倒れて…それでどうしたらよいのか相談したくて」。驚く私に「いや、それは1か月前のことで、もう本人は病院から退院し、回復に向かっています。あと

1〜2か月もすると現場に復帰することができる」とのことだった。

S社はITビジネスの会社で、社長は数名の仲間と事業を始めた。今回倒れたKさんはその中の一人で、会社は法人化され、役員は社長一人、Kさんは従業

員という立場であった。

Kさんが倒れたのは、2006年10月のことである。得意先から会社に戻る途中、急に激しい頭痛に襲われ、眼の前にあった消防署に駆け込み、そのまま救急車で病院に運び込まれた。病名は脳内出血。話を聞く限り、明らかな労災であった。

30代前半のKさんは、S社の主要な業務を担っていた。この間会社の業績も好調であったが、ITなどベンチャービジネスの特徴は、会社の持つ技術に対して大手企業が出資するというパターンが多い。そのため投資に見合うリターンを確保しなければならず、利益を上げるのは必須であった。いきおい経費が削られてしまうが、その最たるものは人件費などの固定費である。そのためベンチャーは、売上の規模は大きいのに、小さなオフィスと少人数で経営しているという会社が多いのである。S社は、その代表的な会社であった。

その主要業務を行っていたのがKさんだが、この間新規に契約した会社のコンピューターシステムのプログラミングとメンテナンスの納期が迫っており、倒れる前の5か月間はほとんど休みがない状況であった。よくある話だが、責任と業務量が大きいくともそれを意に介さない、というのがKさんの「仕事ぶり」であった。

Kさんは、社長にとって大切な仲間である。と言って休職期間中には別の人を雇い給料を支払わねばならず、十分な補償ができない。病院代も莫大だ。でも、

そういえば労災保険を掛けていたなと思い出し、私に電話してきたのであった。会社ができることは何でもしますから、何とか労災認定できませんか、と言うのが今回の相談であった。

脳・心疾患が労災と認められるのは、①脳内出血や脳梗塞、くも膜下出血などの脳または心筋梗塞などの心臓疾患を発症し、②特に過重な労働を行ったという証明ができて認定に至る。Kさんの場合、傷病名は申し分ないが、「過重な労働」であったかが証明できなかったのである。

Kさんの給料は、完全固定給であった。残業をしようがしまいが、全く賃金支給額は変わらないでいた。さらに出勤簿もない。「②特に過重な労働」の判断基準の大部分が労働時間である。倒れた日から遡って1～6か月間平均して45時間以上の超過勤務を行っているか、または1～2か月の間に80～100時間を超えて残業している場合、などが対象となる。しかしKさんの場合、記録そのものが存在しないのである。

しかも、Kさんはこの業務の期間、得意先に出向するという形式をとり、したがって会社から給料が出ていなかったのである。もちろん、従業員であることには変わらないため、社会保険などはそのままであった。

所轄の労働基準監督署に問い合わせをしてみた。すると労基署は、とりあえず窓口へ来てくださいという。社長を伴って窓口へ行き事情を説明すると、Kさんの労災認定に必要な書類の一

覧を提示した。それは会社案内から始まり、組織図や事業所見取図、就業規則などがズラリと並んでいる。そして出勤簿も。しかし、前述したように、存在しないのである。

「社長の話によると、Kさんはほとんど毎日朝6時ごろに出勤し、皆が帰った後も9時ごろまで残っていたということですね。しかも土日祝日も変わらずに。それを証明するものとして、オフィスの警備システムの記録があるはずです。それを取り寄せてください」と監督官は話した。確かに社長は得意先周りのため直帰が多く、Kさんは、仮に得意先から呼び出しを受けて夜中になっても、必ず会社に帰って警備システムを作動させていた。

私は警備会社の記録と本人のスケジュールを照らし合わせ、あらためてKさんの労働時間を調べてみた。すると多い月には31日間休みナシで労働時間が430時間を超えていることもあったのである。もちろん、これは「控え目」な数字である。警備システム作動後に得意先を回ることもあったからである。

Kさんは、16ページに及ぶ「脳・心疾患に関する事案」という報告書を作成し、会社もまた膨大な添付資料と同僚証言、そして同様の報告書を提出して、ようやく労災として認定された。もちろん、Kさんの事例は特別な例である。会社の全面協力により必要な書類が比較的早期に作成出来、労基署の対応もスムーズであったからだ。だがほとんどの会

社は面倒なことを嫌がる。今回のように申請すれば、「労基署が目をつけるかもしれない」と思うからだ。事実、労災の認定を受けてから1か月後にS社の社長は呼び出しを受け、今回明らかになった人事実務の不備な点の指摘を受け、是正を勧告された。とくに超過勤務については、残業代の給料再計算とその差額の支払を早急に行うこと、証拠資料を提出することを命じられた。その

他の社員もまた同様であった。そして、就業規則をはじめとする労基署への届出書類、社員の健康診断の実施と報告など、期限を決めて是正するように求められたのである。

監督官のひと言がとりわけ印象的であった。「これを機に、会社として人事労務を整備してください」と。



(ひょうご労働安全衛生センター)

するようになってきた。

佐川急便の倉庫で働く日系ペルー労働者は、夜7時から朝7時までの12時間、ベルトコンベアから流れてくるありとあらゆる大きさ・重さの荷物を宛先ごとに仕分けする作業を行う。深夜もはさんだ長時間のたいへん過酷な肉体労働である。仕事でのケガはもちろんのこと、頸・肩・腕・腰を痛めている労働者も多数いるが、これまで会社は労災の手続もせず、有給休暇も使わせようとしなかった。体調が悪くても労働者は休むことすらできなかった。

ユニオン加入の動きと平行し、昨年来、東京労働安全衛生センターにも相次いで佐川の倉庫で働く日系ペルー労働者たちからの労災申請の相談が寄せられるようになってきた。

労働者の切実な不安や疑問を解くとともに自分たちの権利を知ってもらおうと、この間、神奈川シティユニオン、下町ユニオン、東京労働安全衛生センターは共同で労働安全衛生に関する学習会なども開催した(写真)。

現在、会社は組合員への不当労働行為を続け、今年1月に

宅急便倉庫で働く日系人組織化 東京●労災申請や安全衛生学習会に協力

神奈川シティユニオンと下町ユニオンは、宅配便倉庫で働く日系ペルー労働者の組織化に共同で取り組んでいる。これまでの経緯を紹介する。

日系ペルー労働者たちが雇われているのは、江東区東陽町に所在する光紀産業(株)という会社。この会社は、十数年来、いわゆる偽装請負状態で、東京-千葉の臨海地域に広がる佐川急便の配送センターの夜勤倉庫作業に、多くの日系ペルー労働者を送り込み続けてきた。この間、社会的に偽装請負問題が騒がれるようになると、会社は労働局の指導を受け、佐川から業務請負されている別の会社へ日系労働者を「派遣」することにし、苦しい「合法性」を取り繕っている。

長い間、労働者たちに「うちの

会社は労災も雇用保険も社会保険も有給休暇もない」と言い続けてきた光紀産業(株)で、労働者たちは文字どおり無権利状態におかれてきた。しかし、昨年、会社の事務・内勤の日系ペルー女性労働者・又吉グロリアさんと、その夫で倉庫作業に従事する賢一さんが組合加入したことを契機に、仲間たちも組合に加入



は又吉賢一さんを不当配転し、8月にはグロリアさんの雇い止め＝「解雇」を強行した。これらに対して組合は、不当労働行為の救済申し立てを神奈川県地方労働委員会で行うとともに、光紀産業(株)、佐川急便(江東区南砂)に対する抗議行動を継続して行っている。

また、頸椎症、上肢障害、腰痛などを訴えて、休業を余儀なくされる労働者が増えており、今後、彼らの労災申請の準備も急がねばならない。センターは彼らの闘いと、その労働条件、職場環境の改善への取り組みを応援していく。



(東京労働安全衛生センター)

外国人労組、職場改善に取り組む 千葉●安全センターが団交にも出席

全統一労働組合に新しくG分会ができたと聞き、取材に行ってきた。組合員はアフリカからの移住労働者でガーナ国籍のサミュエルさん、ナイジェリア国籍のオビオラさん、イケチューさんの3名。

G(株)の本社は千葉縣市川市にあり、従業員数は217名規模。亜鉛めっき加工を主体とする鋼管の製造・加工をしている。

今回は、第2回目の団体交渉を控えたサミュエルさん、オビオラさんの2人にお話をうかがった。とても陽気で明るい方々でした。

●最初になぜ組合結成に至ったのか教えてください。

○オビオラさん：およそ2年前にG(株)に友人の勧めもあり、アルバイトとして働きはじめました。当初時給は1,400円でした。しかし今から約1年前に同じ会社内に「Gサービス」という派遣会社ができ、アルバイトをその派遣会社に登録させました。会社は登録すれば正社員にすることもあったと説明しました。しばらくして、アルバイト時の時給1,400円が1,300円、

1,200円と段階的に下がってしまった。これでは最初の約束と違う。おかしいなと思い、友人の紹介で全統一労働組合外国人分会に相談をしたのがきっかけでした。

●職場で問題だなと思うことはありますか。

○オビオラさん：現場では有機溶剤の防毒マスクを着け塗装の仕事をしています。マスク内に熱がこもり汗をかくため、マスクのラバーに皮膚が触れる部分がかゆくなります。かゆくならないマスクが欲しい。塗装現場のすぐ近くにメッキ槽があり、クレーンでメッキ槽に製品を沈めるたびに白い煙がたちあがります。塗装作業をしているところまで、周りが白い煙で覆われて何も見えなくなってしまう。

●組合を結成して変わったこと、良かったことはありますか。

○オビオラさん：組合を結成してすぐに変わったこともありました。現場では亜鉛メッキの下処理として有機溶剤を使用していたのですが、組合結成後に会社はすぐに塗料を全て見直し、有害性の比較的低い塗料製品に変更したことです。また、健康診断もやり始めました。

●働く仲間の安全と健康への改善が、少しだけれどひとつ前進できたわけですね。

○オビオラさん：かゆくならないマスクあったら教えてください。

●わかりました。いま使っているマスクがあれば調べやすいが



…調べてみます。

9月11日、第2回目の団体交渉がG株本社のある市川市で開催されました。東京労働安全衛生センターから私が団交に出席するということで、会社の代表者も幾分か緊張している様子でした。自己紹介の後、まず取締役の総務部長が、事業場の安全衛生対策について、次のように説明しました。

○会社：具体的な対策をスタートさせたのが7月から。7月28日から8月19日まで事業場内のメッキ槽を交換する工事を行っているために事業場を閉鎖している状況。亜鉛メッキの作業工程はパレットごとの作業になっていて、亜鉛メッキ加工を同時に大量に行うため下準備が必要になる。その下準備の仕事を派遣社員の方々が担っているという状況だ。下準備のための塗装は有機溶剤の濃度が非常に高く、マスクを着けているとはいえ、安全とは言えない。全ての塗料を変更して有機溶剤の比較的濃度が低いものに全て交換した。将来的には12～13%の製品へ変更を考えている。

●製品データを見ると含有率24%は高すぎるし、一層の改善が必要だと感じる。

○会社：理由は乾燥時間が遅くなってしまい、効率が悪くなるため。最低限の乾燥時間でラインにのせられる塗料製品を使用する以外に、今のところ対策が無いというのが現実だ。タッチペン型のものも使用を始め

た。また、健康診断もしましたが異常所見のある方はいない。

●労働安全衛生法に基づく作業環境測定データのデータはあるか。

○会社：年内には実施したいが、まだ準備段階で対策はまだこれからだ。

●オビオラさんが作業に使っているマスクが痒くなるということなので、当センターでも良いマ

スクがあるか調べてみる。

○会社：よろしく願いしたい。

短時間の取材で事業場内見学はできませんでしたが、引き続き働く仲間の安全と健康を少しでも前進できるようにこれからも関わっていきます。新たな改善事例ができましたら、また報告したいと思います。

(加藤浩次)



東京労働安全衛生センター)

外国人労働者の労災隠し 京都●RSDで障害等級9級に認定

昨年5月、京都府内で行われていた土木工事の作業中に、左環指骨折の災害に被災したにも関わらず、事業主らによって労災隠しにあった韓国籍の労働者Kさんが、症状固定を受け、ようやく韓国に帰国することができた。

被災からセンターにたどり着き、同年10月に労災申請が実現するまで数か月を要した。事故当初、事業主らはわずかな金品をKさんに支給して解決を図ろうとし、また、Kさんは在留資格をすでに失っていたため、工事現場と地元の病院では別の日本名を名乗り、大阪市内の病院には親方の名前で国民健康保険を使っていた。しかし、結局自己負担分をまかないきれず、また指の骨折が原因でRSD(反射性交感神経性ジストロフィー)を引き起こし、左腕全体の機能が損なわれ

ていた状態にあり、療養が長引いていた。

その後、Kさんは休業補償給付を受けながらリハビリに励んできたが、RSDは治療方法など解明されていない領域が多い症状であり、回復の見込みも不明であるため、2007年3月末には労働基準監督署から症状固定を通知され、障害認定を受けるにいたった。

RSDの労災上の取り扱いが明確になったのはここ数年のこと、Kさんが来日間もなく同じ症状に苦しんでいたとしたら、障害が認定されなかったかもしれない。外傷が治癒しているにもかかわらず、慢性疼痛が残り、接触により左腕全体に激しい痛みが発生すると言われても、本人以外には分からないからである。

現在は症状の程度に応じて

7級、9級、12級のいずれかが認定されるので、できるだけ高い等級の認定を期待していたところ、9級に認定された。年金ではなく一時金ではあるが、将来にわたって服することができる就労が相当な程度制限されるものであると判断されたことになる。

ちなみにKさんは、骨折した当日、応急処置を受けた後に作業現場に戻り、今度は全く別の災害で目を損傷(災害のため片目の視力が0.6以下になった等)したため、別途12級の障害認定も受けている。労災患者が応急処置を施されただけですぐに就労し、別の労災に遭うという間の悪い話もあったものではないが、「腕も悪い、目も悪い。日本に来て10年間、土方以外のことをしたこともなく、他に何もできない」と、日を追うごとに帰国後の生活に不安を募らせていた。

外国人、特に在留資格のない外国人労働者の場合、労働基準監督署に出頭することをリスクととらえ、業務災害に遭ったとしても申請しないケースもあるが、一見「すぐに治るケガ」であっても本件のような事例もある。この10月からすべての事業所に外国人雇用状況の届出が義務付けられるようになったが、外国人労働者の権利を守るという趣旨で施行されている当該制度が、かえってオーバーステイなどの事情で届けられない外国人労働者の労災隠しに拍車をかけるのではないかと懸念している。



(関西労働者安全センター)

石綿健康管理手帳改善

韓国●紡績業務は3か月以上従事で発給

2007年10月23日

韓国：労働部発表報道資料

石綿取り扱い勤労者に健康管理手帳の発給拡大

今後は石綿含有製品の切断、加工、石綿プレーキライニング(車両整備)、石綿建築物解体、除去、補修作業の勤労者にも健康管理手帳が発給される。

労働部は、石綿取り扱い勤労者の健康保護のために、石綿関連健康管理手帳発給対象を拡大する内容の改善案を整え、2008年下半年期施行を目標に産業安全保健法施行規則改訂手続に入った、と23日明らかにした。この間労働部は、石綿原材料を扱い石綿製品を製造する勤労者にだけ、健康管理手帳を発給してきた。

石綿含有製品整備、加工作業者等も健康管理手帳の発給を受ける

これにより、石綿最高曝露群である「石綿紡績業務」は該当業務に3か月以上、石綿高曝露群の「石綿含有製品製造業務」、「石綿含有製品切断等加工業務」、「設備または建築物に吹き付けられた石綿解体、除去、補修業

務」は1年以上、石綿低曝露群の「石綿セメント石綿摩擦製品、石綿断熱製品、石綿ガasket製品等、石綿含有製品の石綿解体、除去、補修業務」は10年以上従事した場合、健康管理手帳が発給される。

石綿健康管理手帳を受けると、離退職後にも毎年石綿関連健康診断を無料で受けることができ、その結果により産業安全公団から健康保護に必要な内容の勧告を受けることができる。

石綿健康管理手帳の交付を希望する勤労者は、事業場管轄の韓国産業安全公団地域本部に申し込めば良い。労働部の今回の石綿健康管理手帳発給対象拡大改正案は、4回にわたる労・使・専門家会議と委託研究を経て整えられた。

健康管理手帳を受けた勤労者は、手帳を他人に譲渡または貸与してはならず、これに違反した場合、500万ウォン以下の過料を課せられるようになる。

来年下半年期施行目標、産業安全保健法施行規則改訂推進

労働部産業安全保健局チョン・チョルギョン局長は、「今回の石綿健康管理手帳交付拡大措置が、製造業のみならず建設

- 東 京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 E-mail center@toshc.org
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766
- 東 京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024
- 東 京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663
- 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市長見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948
- 群 馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
〒370-0846 高崎市下和田町5-2-14 E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540
- 新 潟 ● 財団法人 新潟県安全衛生センター
〒951-8065 新潟市東堀通2-481 E-mail KFR00474@nifty.com
TEL (025) 228-2127 / FAX (025) 224-8825
- 静 岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8 TEL (0543) 66-6888 / FAX (0543) 66-6889
- 愛 知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 E-mail roushokuken@be.to
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420
- 三 重 ● 三重安全センター準備会
〒514-0003 津市桜橋3丁目444 ユニオンみえ内 E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059) 225-4088 / FAX (059) 225-4402
- 京 都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145
- 大 阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ぱんらいビル602 E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278
- 兵 庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0803 尼崎市長洲中通1-7-6 E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp
TEL (06) 4950-6653 / FAX (06) 4950-6653
- 兵 庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0802 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762
- 兵 庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号 E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp
TEL (078) 251-1172 / FAX (078) 251-1172
- 広 島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123
- 鳥 取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090
- 徳 島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113
- 愛 媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒792-0003 新居浜市新田町1-8-15 E-mail npo eoshc@yahoo.co.jp
TEL (0897) 34-0900 / FAX (0897) 34-5667
- 愛 媛 ● えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6 TEL (089) 931-8001 / FAX (089) 941-6079
- 高 知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953
- 熊 本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp
TEL (096) 360-1991 / FAX (096) 368-6177
- 大 分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階) E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 503-9833
- 宮 崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
TEL (0982) 53-9400 / FAX (0982) 53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒899-5215 姶良郡加治木町本町403 有明ビル2F E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
TEL (0995) 63-1700 / FAX (0995) 63-1701
- 沖 縄 ● 沖縄労働安全衛生センター
〒900-0036 那覇市西3-8-14 TEL (098) 866-8906 / FAX (098) 866-8955
- 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432



SHRC JOSHRC JOSHRC JOSHRC

安全センター情報 2007年11月号(通巻第344号) 2007年10月15日発行(毎月1回15日発行)
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881

Japan Occupational Safety and Health Resource Center
EF, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
TEL: 3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 全国労働安全衛生
 2007年11月号 (通巻第344号) 2007年12月28日第三種郵便物認可
 TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881
 JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
 Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
 Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
 E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>